

平成 25 年 月 日法務大臣決定

## 平成 25 年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）第 7 条の規定及び法務省政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、法務省事後評価の実施に関する計画（以下「本実施計画」という。）を以下のとおり定める。

### 1 計画期間

本実施計画の計画期間は、平成 25 年度の 1 年間とする。

### 2 政策体系

基本計画に基づく政策体系を、別紙 1 のとおりとする。

### 3 事後評価の対象とする政策

法務省の当面の重要施策及び成果重視事業（注）を含む施策を中心として、1 年ないし 3 年程度の周期で事後評価の対象とする。

本実施計画における事後評価の対象施策を別紙 2 のとおりとし、当該各施策に係る評価等の実施内容を別紙 3 のとおりとする。

### 4 実施計画の見直し

本実施計画は、政策評価の実施状況、政策効果の把握の手法その他政策評価の方法に関する調査及び研究の成果並びに開発の動向等を踏まえ、適宜適切に政策所管部局の意見を聴いた上で、所要の見直しを行うものとする。

（注）「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」（平成 17 年 6 月 21 日閣議決定）において、成果目標（Plan）－予算の効率的執行（Do）－厳格な評価（Check）－予算への反映（Action）を実現する予算制度を定着させるために導入されたもの。

## 政策体系

基本政策	
	政策
	施策
I 基本法制の維持及び整備	
1	<p><b>基本法制の維持及び整備</b>（事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換，社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）</p> <p>(1) <b>社会経済情勢に対応した基本法制の整備</b>（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢を反映した犯罪の状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，事後チェック・救済型社会の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。）</p>
2	<p><b>司法制度改革の成果の定着に向けた取組</b>（社会の複雑・多様化，国際化等がより一層進展する中で，事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り，自由かつ公正な社会を実現していくために，司法制度改革の成果の定着を図り，司法の機能を充実強化する。）</p> <p>(1) <b>総合法律支援の充実強化</b>（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに，弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）</p> <p>(2) <b>法曹養成制度の充実</b>（高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）</p> <p>(3) <b>裁判外紛争解決手続の拡充・活性化</b>（国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手段を選択することができるようにするため，裁判外の紛争解決手段について，その拡充・活性化を図る。）</p> <p>(4) <b>法教育の推進</b>（法や司法を身近なものとし，自由かつ公正な社会の担い手である国民が法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身につけるとともに，裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤確立の条件を整備するため，法教育の推進を図る。）</p>
3	<p><b>法務に関する調査研究</b>（内外の社会経済情勢を的確に把握し，時代の要請に適応した基本法制等に資するよう，法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）</p>

- (1) **法務に関する調査研究**（内外の社会経済情勢を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法  
制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

## II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。）

- 4 **検察権の適正迅速な行使**（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、社会の平和を保持し、個人  
及び公共の福祉を図る。）

- (1) **適正迅速な検察権の行使**（刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に  
法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。）
- (2) **検察権行使を支える事務の適正な運営**（検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行  
われるように検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。）

- 5 **矯正処遇の適正な実施**（被収容者に対し適正な矯正処遇を実施することにより、その改善更生及  
び円滑な社会復帰を図る。）

- (1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備**（研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の  
向上を図るとともに、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図る。）
- (2) **矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施**（被収容者の生活条件を含めた収容  
環境を維持することにより、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築するとともに、被収容  
者の個々の状況に応じた適切な処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰  
を図る。）
- (3) **矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施**（民間委託等を実施することにより、高率  
収容等に伴う職員の業務負担の軽減を図り、かつ、矯正処遇の充実を図る。）

- 6 **更生保護活動の適切な実施**（犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生を図る  
とともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）

- (1) **保護観察対象者等の改善更生等**（更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図  
るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）
- (2) **医療観察対象者の社会復帰**（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する地域社  
会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保し、医療観察対象者の社会復帰の促進を図る。）

- 7 **破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施**（破壊的  
団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調  
査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

- (1) **破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施**（破  
壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制  
に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

8 団体の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

(1) 団体の規制処分の適正な審査・決定（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に際し、適正な審査及び決定を行う。）

### III 国民の権利擁護

9 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

(1) 登記事務の適正円滑な処理（登記事務におけるシステムの安定的な稼働を確保すること等により、事務処理の適正・円滑化を図るとともに、国民の利便性を向上させる。）

(2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理（国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営することにより我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図る。）

(3) 債権管理回収業の審査監督（債権回収会社について必要な規制を行うことにより、債権管理回収行為等の適正を図る。）

10 人権の擁護（国民の人権の擁護を積極的に行う。）

(1) 人権の擁護（人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、もって人権が尊重される社会の実現に寄与する。）

### IV 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理

11 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的に対処し適正な調和を図る。）

(1) 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理（国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に処理することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。）

### V 出入国の公正な管理

12 出入国の公正な管理（不法滞在者等を生まない社会を構築するとともに、出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図る。）

(1) 出入国の公正な管理（不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行うとともに、我が国の国際協調と国際交流を推進し、我が国社会の健全な発展を目指す。）

### VI 法務行政における国際化対応・国際協力

13 法務行政における国際化対応・国際協力（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。）

- (1) **法務行政の国際化への対応**（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) **法務行政における国際協力の推進**（法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより，国際協力を推進する。）

## VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

### 14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行，透明性の確保，人的物的体制の整備確立等を通じて，法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) **法務行政に対する理解の促進**（法務行政を国民に開かれた存在にし，その理解の促進を図る。）
- (2) **施設の整備**（司法制度改革の推進，治安情勢の変化に伴う新たな行政需要等により，十分な行政機能を果たすためには執務室等の面積が不足している施設や，長期間の使用により老朽化した施設の整備を行う。）
- (3) **法務行政の情報化**（国民の利便性，行政サービスの向上を図るため，法務行政手続の情報化を推進するとともに，法務省で運用する情報システムについて，政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り，業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) **職員の多様性及び能力の確保**（社会経済情勢の変動に適切に対応するため，職員の多様性を確保し，能力の開発・向上を図る。）

政策体系		事後評価の 対象とする 施策等
基本政策	政策 施策	
<b>I 基本法制の維持及び整備</b>		
1	<b>基本法制の維持及び整備</b> (1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備	○
2	<b>司法制度改革の成果の定着に向けた取組</b> (1) 総合法律支援の充実強化 (2) 法曹養成制度の充実 (3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化 (4) 法教育の推進	○ ○ ○
3	<b>法務に関する調査研究</b> (1) 法務に関する調査研究	○
<b>II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持</b>		
4	<b>検察権の適正迅速な行使</b> (1) 適正迅速な検察権の行使 (2) 検察権行使を支える事務の適正な運営	○
5	<b>矯正処遇の適正な実施</b> (1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備 (2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 (3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施	○ ○ ○
6	<b>更生保護活動の適切な実施</b> (1) 保護観察対象者等の改善更生等 (2) 医療観察対象者の社会復帰	○ ○
7	<b>破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施</b> (1) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	○
8	<b>団体の規制処分の適正な審査・決定</b> (1) 団体の規制処分の適正な審査・決定	○
<b>III 国民の権利擁護</b>		
9	<b>国民の財産や身分関係の保護</b> (1) 登記事務の適正円滑な処理 (2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理 (3) 債権管理回収業の審査監督	○ ○ ○
10	<b>人権の擁護</b> (1) 人権の擁護	○
<b>IV 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理</b>		
11	<b>国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理</b> (1) 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	○
<b>V 出入国の公正な管理</b>		
12	<b>出入国の公正な管理</b> (1) 出入国の公正な管理	○◎
<b>VI 法務行政における国際化対応・国際協力</b>		
13	<b>法務行政における国際化対応・国際協力</b> (1) 法務行政の国際化への対応 (2) 法務行政における国際協力の推進	○
<b>VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営</b>		
14	<b>法務行政全般の円滑かつ効率的な運営</b> (1) 法務行政に対する理解の促進 (2) 施設の整備 (3) 法務行政の情報化 (4) 職員の多様性及び能力の確保	○

(注) ○は一般事業, ◎は成果重視事業

別紙3

事後評価対象施策に係る評価等の実施内容

目 次

1	平成25年度事後評価の実施に関する計画	
(1)	社会経済情勢に対応した基本法制の整備	8
(2)	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化	15
(3)	法教育の推進	17
(4)	法務に関する調査研究（無差別殺傷事犯に関する研究）	20
(5)	検察権行使を支える事務の適正な運営	33
(6)	矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備	37
(7)	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	41
(8)	矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施	46
(9)	保護観察対象者等の改善更生等	49
(10)	医療観察対象者の社会復帰	56
(11)	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた 公共の安全の確保を図るための業務の実施	59
(12)	登記事務の適正円滑な処理	63
(13)	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理	68
(14)	債権管理回収業の審査監督	73
(15)	人権の擁護	76
(16)	国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理	81
(17)	出入国の公正な管理	84
(18)	法務行政における国際協力の推進	92
(19)	施設の整備（伊丹法務総合庁舎整備等事業）	98
(20)	施設の整備（宮崎法務総合庁舎整備等事業）	102
(21)	施設の整備（島根あさひ社会復帰促進センター整備事業）	107
2	平成25年度成果重視事業実施計画	
(22)	出入国管理業務の業務・システムの最適化	112

## 平成25年度事後評価の実施に関する計画

1. 施策名等		(法務省25- (1))
施策名	社会経済情勢に対応した基本法制の整備	
担当部局名	大臣官房秘書課政策評価企画室, 民事局総務課, 刑事局総務課企画調査室	
施策の概要	情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により, 国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と, 我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに, 「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し, 社会の安定に資するものとする。	
政策体系上の位置付け	基本法制の維持及び整備 (I-1-(1))	
政策評価実施予定時期	平成27年8月(平成25年度は中間報告)	
評価方式	総合評価方式	

## 2. 基本的考え方

### (1) 課題・ニーズ

社会経済構造の変革と「事後チェック・救済型社会」への転換に対応するため, 国民や企業の経済活動に関わる民事・刑事の基本法について, 抜本的な見直しが求められており, 法務省では, 平成13年度から, 集中的に基本法制の整備に取り組んできたところである。

しかしながら, 民事基本法制は, 国民生活の様々な分野に関係し, また, 様々な面で円滑な経済活動を支えるものであって, その内容は膨大であるため, 情報化・国際化等の取引社会の変化に対応していない部分や, 関係各界から見直しに関する提言や指摘がされている分野が存在している。例えば, 制定以来110年余りの間, 実質的な見直しが行われていない民法(債権関係)の規定など, 改正を必要とする分野が, なお多数残されている。

一方, 刑事基本法制については, 近年の社会経済情勢の複雑化・多様化に伴い, 企業活動をめぐる様々な違法行為や複雑な不正行為が後を絶たず, その刑事責任の在り方が問われている。今後とも, 我が国の治安及び社会経済秩序の維持を図っていくためには, そのような社会経済情勢の変化やそれに伴う犯罪動向の変化等に的確に対応することが重要である。

このように, 依然として基本法制の整備に関する社会のニーズは高く, 経済活動に関わる民事・刑事基本法制の整備は, 明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の実現に不可欠の基盤を形成する上で極めて重要となっている。

### (2) 目的・目標

上記の課題に対応するためには, まず, 社会経済情勢の変化に応じた多様な立法ニーズに応え, 民法・会社法等を始めとした民事基本法制について不断の整備を行っていくことが必要である。これによって, 国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会が実現され, 我が国の経済の活力の維持・向上に資することとなる。

また, 社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができるように, 刑法等の刑事基本法制を整備することが必要である。これによって, 「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し, 社会の安定に資することとなる。

さらに, 国民に分かりやすい司法を実現するためには, 法令を理解しやすいものとすることが不可欠である。これによって, 明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の基盤形成をより実りのあるものとする事となる。



法務省では、平成13年度以降、経済活動に関わる基本法制の整備について集中的に取り組むこととなり、平成22年度に評価を行ったところである。しかし、依然として存在する課題・ニーズに対応するため、継続して取り組むこととした。

目的・目標の具体的内容は別紙のとおりである。

### (3) 具体的内容

社会経済情勢に対応した民事・刑事基本法制の整備に積極的、集中的に取り組むため、平成13年4月に、民事・刑事基本法制プロジェクトチームを設置し、立法作業を進めている。

法整備の具体的内容は別紙のとおりである。

## 3. 評価手法等

民事・刑事基本法制の整備は、我が国の基本法制を「事後チェック・救済型社会」の基盤として有効で、社会経済情勢に対応したものであるとするためのものである。

そこで、本件総合評価においては、そのような観点から、本計画に基づき整備された民事・刑事の基本法制がもたらす効果を分析して、必要かつ十分な法制の整備が行われているかを評価する。平成25年度においては、平成24年度と同様、当該法制の立法作業の状況の説明を中心とする。

## 4. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○法務省設置法（平成11年法律第93号）第3条、第4条第1号、第4条第2号<sup>\*1</sup>

## 5. 備考

---

\*1 「法務省設置法（平成11年法律第93号）」

（任務）

第3条 法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理並びに出入国の公正な管理を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第4条 法務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 民事法制に関する企画及び立案に関すること。
- 二 刑事法制に関する企画及び立案に関すること。

別 紙

※ 平成25年1月末現在で整備済みのものは、成立日を括弧書きで記載

目的・目標の具体的内容	法整備の具体的内容
-------------	-----------

【民事関係】

<p>児童虐待は、深刻な社会問題となっているところ、現在の制度では、児童虐待の事案等において、子の利益の侵害を防ぐという現実の必要性に応じた適切な親権制限が困難であることが指摘されている。そこで、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度について見直しを行う。</p>	<p>〔民法等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民法の親権に関する規定の見直し（平成23年5月27日成立）</li> </ul>
<p>政府として「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（仮称）」（ハーグ条約）の締結を予定していることを踏まえ、その実施のために必要な子の返還手続等について整備する。</p>	<p>〔新規立法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハーグ条約実施のための子の返還手続等に関する法律の整備</li> </ul>
<p>社会や経済の著しい変化に適切に対応するとともに、国民一般に分かりやすい法制度を構築する必要がある。このような観点から、民事基本法典である民法のうち、債権関係の規定について、制定以来110年余りの間に形成された膨大な数の判例法理を整理・分析して、できる限り明文化するとともに、現代社会に適合しない規定を改める等、民法（債権関係）の全般的見直しを行う。</p>	<p>〔民法等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民法（債権関係）の見直し</li> </ul>
<p>今後想定される大規模な災害に備えるため、民事法上の観点から所要の法整備を行う必要がある。</p> <p>そこで、災害により建物が滅失した場合の借家人の保護等を内容とする罹災都市借地借家臨時処理法について、東日本大震災を踏まえつつ、現代社会に一層適合させるよう全面的な見直しを行う。</p> <p>また、大規模な災害により滅失した区分所有建物について、敷地共有者全員の合意によらずに、その敷地の上に区分所有建物を再建することを可能とする特例措置等を定めた被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法について、東日本大震災を踏まえつつ、見直しを行う。</p>	<p>〔罹災都市借地借家臨時処理法等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・罹災都市借地借家臨時処理法について、現代社会に一層適合させるための法整備</li> <li>・被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法について、大規模な災害により重大な被害を受けた区分所有建物及びその敷地について必要な処分を多数決により行うことを可能とする制度を新設する等の法整備</li> </ul>
<p>近時、コーポレート・ガバナンス<sup>*1</sup>の強化やいわゆる企業結合法制の導入に関して規律を見直す必要性が指摘されている。このような状況にあることを踏まえ、会社法制について、会社を取り巻く幅広い</p>	<p>〔会社法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業統治の在り方や親子会社に関する規律等の見直しの法整備</li> <li>・国際会計基準の導入に関する議論の状況を見極めた上で、必要な場合には、会</li> </ul>

<p>利害関係者の一層の信頼を確保する観点から、企業統治の在り方や親子会社に関する規律等の見直しを行う。</p> <p>また、企業会計の分野では、国際会計基準の導入について検討されている。そこで、その導入に関する議論を踏まえつつ、会社の計算に関する規律への影響等を検討し、適切な時期に必要な整備を行う。</p>	<p>社法への適用の在り方の検討</p>
<p>国際的な要素を有する財産権上の訴え及び保全命令事件について、いかなる場合に日本の裁判所が管轄権を有するかを判断する基準を明確化するため、民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正し、国際裁判管轄法制の整備を行う。</p> <p>さらに、非訟事件並びに家事審判及び家事調停の手続を現代社会に適合したものとするため、非訟事件手続法及び家事審判法の全面的な見直しを行う。</p> <p>また、上記国際裁判管轄法制に係る法整備及び非訟事件手続法・家事審判法の改正を踏まえ、人事に関する訴えなどについての国際裁判管轄法制の整備のための検討を行う。</p>	<p>〔民事訴訟法等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財産権上の訴え及び保全命令事件についての国際裁判管轄法制の整備 (平成23年4月28日成立)</li> <li>・非訟事件手続法及び家事審判法の見直し (平成23年5月19日成立)</li> <li>・人事に関する訴えなどについての国際裁判管轄法制の整備の検討</li> </ul>
<p>行政事件訴訟法の平成16年改正（平成17年4月施行）では、取消訴訟の原告適格の拡大、義務付け訴訟及び差止訴訟に関する規定の新設等、多岐にわたる改正が行われたところ、改正法の附則は、その施行後5年の経過後に施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものと定めている。そこで、改正法施行後の裁判例や実務<sup>※2</sup>の運用状況等について検証作業を進める。</p>	<p>〔行政事件訴訟法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年改正行政事件訴訟法の施行状況の検証 (平成24年11月22日平成16年改正行政事件訴訟法施行状況検証研究会報告書を公表)</li> </ul>

**【刑事関係】**

<p>近年、コンピュータの利用者が急速に拡大し、その利用形態もネットワークに接続して利用するものが主流となり、世界的規模のコンピュータ・ネットワークが形成され、不可欠な社会的基盤となっている。このような状況下において、コンピュータ・ウィルスによるコンピュータへの攻撃やコンピュータ・ネットワークを悪用した犯罪も増加しており、我が国の治安や社会経済秩序を維持するためには、この種のサイバー犯罪に的確に対</p>	<p>〔IT革命の推進等に伴う刑事関係法令（実体法・手続法）の整備〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サイバー犯罪に対する罰則の整備 (平成23年6月17日成立)</li> <li>・コンピュータ・ネットワークに関する捜査手続の整備 (平成23年6月17日成立)</li> </ul>
--	--

<p>応し得るようにすることが不可欠であることから、これらのサイバー犯罪の特質に的確に対応し得る実体法及び手続法を整備する。</p>	
<p>厳しい経済情勢が続く中で、悪質な資産隠しや占有屋と呼ばれる手口等による強制執行妨害事案が依然として後を絶たない状況にある。これらの事案に適切に対処できるよう、こうした強制執行妨害行為に対する罰則を整備する。</p> <p>また、近年の社会経済情勢の複雑化・多様化に伴い、企業活動をめぐる様々な違法行為や複雑な不正行為が後を絶たず、その刑事責任の在り方が問われている。そこで、企業の刑事責任の在り方を含め企業活動に関する犯罪に対する法整備について、引き続き、必要な検討を行う。</p>	<p>〔経済金融犯罪及び企業活動に関する犯罪に対する罰則等の整備〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民事執行、民事保全の妨害に関する犯罪に対する罰則の整備 (平成23年6月17日成立)</li> <li>・企業の刑事責任の在り方</li> </ul>

※1 「コーポレート・ガバナンス」

企業統治ともいわれ、企業経営を監視する仕組みの在り方を指すものとして一般的には用いられている。不正行為の防止（健全性）の観点だけでなく、近時は企業の収益性・競争力の向上（効率性）の観点からも世界的な規模で様々な議論がされている。

※2 「実務」

裁判所の訴訟指揮や当事者の活動などをいう。

参 考  
 ※平成21年度までに整備済みのもの

目的・目標の具体的内容	法整備の具体的内容
<b>【民事関係】</b>	
<p>企業経営の効率化，業務執行の適正化や高度情報化への対応が強く要請されている。また，新規企業の資金調達需要の増大，株式等の証券についての店頭市場の整備等に伴い，企業の資金調達に関する環境整備が求められている。このような状況にあることを踏まえ，企業統治の実効性を確保し，国際的に整合性のとれた制度を構築する。また，高度情報化に対応した効率的かつ確実な株主総会運営，資金調達の円滑化・流通性の確保，投資家の保護等により，我が国の企業の競争力の強化を図る必要がある。そこで，会社の機関の在り方，会社情報の適切な開示の在り方，株主総会運営の方法，資金調達の方法等に関する商法の規定を整備する。</p>	<p>〔商法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株主総会運営等におけるITの活用，ストック・オプション制度の見直し</li> <li>・株主総会と取締役会の権限配分の見直し等を含む株式会社法制の抜本的見直し</li> <li>・利用しやすい中小会社法制を構築するという観点からの有限会社法の抜本的な見直し</li> <li>・会社法の整備</li> </ul> <p>〔民法及びその関連法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間法人制度の創設（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成20年12月1日施行）に基づく一般社団・財団法人制度に統合）</li> <li>・信託法について，信託制度をより国民に利用しやすくするとの観点からの全面的な見直し</li> </ul>
<p>社会や経済の著しい変化に適切に対応した法制度を構築するため，担保・執行法制，区分所有法を現代社会に一層適合させるよう整備するとともに，保険法（商法第2編第10章）の全面的な見直しを行う。また，民法（債権関係）の抜本的見直しに向けた検討を開始する。</p>	<p>〔民法及びその関連法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担保・執行法制，区分所有法について，現代社会に一層適合させるよう所要の法整備</li> <li>・電子記録債権制度の創設</li> </ul> <p>〔商法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険法の見直し</li> </ul>
<p>国連国家免除条約を踏まえ，我が国の民事裁判権が外国等に及ぶかどうかを判断する基準を明確化するため，民事裁判権免除に係る法制を整備する。また，国際的な民商事紛争において，我が国の裁判所が管轄権を有するかどうかを判断する基準を明確化するため，国際裁判管轄に関する法制の整備に向けた検討を開始する。</p>	<p>〔民事訴訟法等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法制の整備</li> </ul>
<p>速やかかつ合理的な破たん処理，企業再建等を行うことを可能とし，経営資源の有効活用等を図るため，倒産法制を整備し，手続の簡素・合理化や社会情勢の変化に対応した実体規定の見直し等を行う。</p>	<p>〔倒産法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会社更生法及び破産法等について，手続の簡素・合理化や倒産実体法の見直しなどの観点からの大幅な見直し</li> <li>・特別清算制度の見直し</li> </ul>
<p>司法の国民的基盤の確立のためには，分かりやすい司法を実現する必要がある，その前提として，司法判断の基礎となる</p>	<p>〔民法及びその関連法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民法典（第1編から第3編まで）の現代語化</li> </ul>

<p>法令の内容自体が国民にとって分かりやすいものであることが極めて重要である。我が国の基本的な法令の中には、民法の一部や商法など、明治時代に制定され、依然としてカタカナの文語体で表記され、現在では使われていない用語が使用されているものや、条文引用の方法等が煩雑であるものなど、法律専門家以外には容易に理解できないとの指摘がなされているものがある。そこで、こうした基本的法令の表記を分かりやすいひらがなの口語体に改めるなどの整備を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信託法の見直し 〔商法〕</li> <li>・会社法の整備</li> <li>・一部現代語化</li> <li>・保険法の見直し</li> </ul>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民事司法制度をより国民に利用しやすくするとの観点からの、民事訴訟法の見直し及び人事訴訟手続法の全面的な見直し</li> <li>・法の適用に関する通則法の整備</li> <li>・犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律</li> </ul>

**【刑事関係】**

<p>クレジットカード等の支払用カード偽造等の事案が多発していることから、支払用カードに対する社会的信用を確保するため、支払用カードの電磁的記録不正作出等行為に対する罰則を整備する。</p> <p>また、長引く不況を反映して、企業や個人の相次ぐ倒産、不良債権処理が問題となっている。悪質な資産隠し等の手口による民事執行等の妨害などの事案に対し、実効的に対処できるよう、これら妨害に対する罰則を整備する。</p>	<p>〔経済金融犯罪及び企業活動に関する犯罪に対する罰則等の整備〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払用カードの偽造等の犯罪に対する罰則の整備</li> <li>・倒産犯罪等に関する罰則の整備</li> </ul>
---	--

## 平成25年度事後評価の実施に関する計画（事前分析表）

（法務省25－（2））

施策名	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化
担当部局名	大臣官房司法法制部審査監督課
施策の概要	国民の権利の適切な実現に資するため、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう、裁判外の紛争解決手続について、その拡充及び活性化を図る。
政策体系上の位置付け	司法制度改革の成果の定着に向けた取組 （1－2－（3））
達成すべき目標	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化を図るため、民間紛争解決手続 <sup>1</sup> の業務を行う事業者（認証紛争解決事業者 <sup>2</sup> ）の多様化及び拡充を図る。
目標設定の考え方・根拠	<p>司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日司法制度改革審議会決定）は、裁判外紛争解決手続が「国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図っていくべきである」と提言している。</p> <p>国民が様々な紛争を解決するための身近な手段として認証紛争解決手続<sup>3</sup>を選択し、そのサービスを受けることができるようにするためには、裁判外紛争解決手続の拡充・活性化を図ることが必要であることから、その手続を業務とする認証紛争解決事業者の多様化及び拡充を図ることを目標とした。</p>
政策評価実施予定時期	平成26年8月

測定指標	基準		25年度目標		
	基準	基準年度			
1 認証紛争解決事業者の拡充	－	－	認証申請を検討している事業者からの相談に適切に応じることにより、多様な事業者からの認証申請を促すとともに、適正な審査による認証を行い、認証紛争解決事業者数の増加を図る。		
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠					
<p>認証紛争解決手続の認証制度が実施された平成19年4月以降、認証紛争解決事業者数は年々増加し、特定の専門分野に関する紛争処理に特化した事業者も増加するなど、施策の効果は一定程度発現しているといえるものの、未だ十分とはいえない。</p> <p>そこで、認証申請の前段階として任意に設けている事前相談にも適切に応じ、多様な事業者からの認証申請を促進するとともに、適正な認証の審査を行い、認証紛争解決事業者数の増加を図ることを目標とした。そして、民間紛争解決手続の業務の認証数及び認証紛争解決手続（かいけつサポート）の利用実績に係る数値を参考指標として、民間紛争解決手続の業務を行う事業者の拡充の度合いを測ることとした。</p>					
参考指標	年度ごとの実績値				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度

民間紛争解決手続の業務の認証数(件)	16	39	32	16	9 (24年12月 末日現在)
認証紛争解決手続(かいけつサポート)の利用実績(件)	721	887	1,129	1,285	—

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
①裁判外紛争解決手続(ADR)認証制度実施 (平成19年度)	13百万円 (8百万円)	13百万円	— 百万円	1
達成手段の概要等				
<p>・民間事業者が行う裁判外紛争解決手続の業務を対象として、法定の基準・要件に適合しているかどうかを審査する事務を行っている。また、認証した裁判外紛争解決手続の業務についても、その実施状況を定期的に報告させるとともに、必要に応じて調査、指導等を行い、法定の基準・要件の適合性が維持されているかどうかを監督する事務を行っている。</p> <p>・インターネット等の媒体を通じて認証した裁判外紛争解決手続の業務に関する情報を国民に提供している。</p>				

\*1 「民間紛争解決手続」

民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続をいう。

\*2 「認証紛争解決事業者」

民間紛争解決手続の業務を認証した事業者は、「かいけつサポート」ホームページに「かいけつサポート一覧」として公表している(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou-index.html>)。

\*3 「認証紛争解決手続」

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)第5条の認証を受けた業務として行う民間紛争解決手続のことをいう。「かいけつサポート」は、認証紛争解決手続の愛称である。



## 平成25年度事後評価の実施に関する計画（事前分析表）

（法務省25－（3））

施策名	法教育の推進
担当部局名	大臣官房司法法制部司法法制課
施策の概要	国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。
政策体系上の位置付け	司法制度改革の成果の定着に向けた取組 （I－2－（4））
達成すべき目標	法曹関係者、教育関係者、有識者等で構成する法教育推進協議会 <sup>*1</sup> 及び法教育普及検討部会 <sup>*2</sup> （以下「協議会等」という。）を開催し、法教育に関する最新情報の共有を図り、協議の状況等を公開して広く情報提供するとともに、これらの内容を踏まえた教材の作成等を行う。法教育の意義についての理解を広め、法教育の実践が拡大するよう、法教育に関する広報活動や法教育活動に対する協力・支援等を行う。
目標設定の考え方・根拠	<p>近年、「事前規制・調整型社会」から「事後チェック・救済型社会」へ変化していることに伴い、国民が自由に活動できる範囲が広がる一方で、自由な活動から生じる様々な紛争を法に基づいて解決する必要が生じている。また、司法制度改革においても、法や司法制度は、本来、法律の専門家のみならず国民全体で支えるべきものとされている。これを受けて、司法を支える国民的基盤を確立するために、裁判員制度が開始されることとなり、国民が司法を支えるために能動的に参加することが求められている。</p> <p>このような状況にあっては、何よりもまず、国民一人ひとりが、自らの権利と責任を自覚し、国民の自律的な活動を支える法や司法の役割を十分に認識し、その上で、紛争に巻き込まれないように必要な備えを行うことができる資質・能力を身に付ける必要がある。</p> <p>また、仮に紛争に巻き込まれた場合には、法やルールにのっとった適正な解決を図るよう心がけるとともに、自ら司法を支えるために能動的に参加していく心構えを身に付ける必要がある。そこで、法や司法に関する学習機会を充実させるなど法教育を推進する必要がある。</p>
政策評価実施予定時期	平成26年8月

測定指標	基準		25年度目標
	基準	基準年度	
1 協議会等の活動状況	－	－	<p>協議会等を開催し、協議、情報交換等を行い、その内容を広く情報提供する。</p> <p>なお、協議会等においては、小・中学校における法教育の実践状況調査<sup>*3</sup>の結果を踏まえた協議等を行い、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向け、法教育教材の作成や、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方等に関する検討を行</p>

			う。
--	--	--	----

**測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠**

法教育の推進のためには、法曹関係者と教育関係者が連携して取り組む必要があり、各界の代表や有識者が構成される協議会等を開催して密接な連携を図り、協議・情報交換等を実施することや、学校における法教育の実践状況等を調査し、同協議会等において、既存の教材の改訂や新規教材の作成を行うことが有用であることから、協議・情報交換等を密接に行うことを目標とし、協議会等の活動状況を測定指標とした。なお、平成24年度に行った小学校における法教育の実践状況調査及び平成25年度に行うこととしている中学校における法教育の実践状況調査の結果を踏まえた活動状況となる。

参考指標	年度ごとの実績値				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
過去5年間の協議会等の開催実績（回） （*平成20年度は、教材作成のための部会を20回開催したことから、開催実績が突出している。また、平成23年度以降は、懸賞論文の審査等のための部会を開催したことから、回数が増加している。）	22	4	4	8	6

測定指標	基準		25年度目標
		基準年度	
2 法教育活動への協力・支援、法教育に関する広報活動等の実施状況	—	—	法教育活動（教材作成、授業実施、地域ごとの法教育推進プロジェクトの企画立案等）への協力・支援、懸賞論文の募集等を行うことにより、法教育の意義について理解を広め、法教育の実践を拡大させる。

**測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠**

法教育の推進のためには、具体的な法教育活動（教材作成、授業実施、地域ごとの法教育推進プロジェクトの企画立案等）に対する協力・支援を行うとともに、国民の意識、関心を高めるべく、幅広い層を対象にした広報活動等を行う必要があることから、これらを積極的に実施することを目標とした。  
そして、学生・生徒又は一般社会人等に対する法教育授業や教員に対する教員研修などの実施実績である法教育授業実施回数の実績値等を分析することにより、達成度合いを評価することとした。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
①法教育の推進 (—年度)	8百万円 (6百万円)	6百万円	— 百万円	1,2

**達成手段の概要等**

学校教育等における法や司法に関する学習機会を充実させるため、協議会等を開催し、法教育の推進を図るとともに、国民一般へ法教育の意義についての理解を広めるため、法教育についての広報活動を行うものである。  
協議会等を開催し、また広報活動を行うことにより、法教育の推進を図ることができる。

---

\*1 「法教育推進協議会」

平成15年7月に、我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育について調査・研究・検討を行うべく、「法教育研究会」が設置され、我が国において目指すべき法教育の在り方について検討が行われ、その成果が報告書として発表された。平成17年には、同研究会における検討の成果を引き継ぎつつ、さらに法教育の普及・推進を図るため、同研究会を改組する形で、法教育推進協議会が設置された。

\*2 「法教育普及検討部会」

法教育懸賞論文コンクールの募集及び審査を行うことを通じて、法教育の普及方法を検討するほか、協議会での議論を踏まえた法教育の普及方法の在り方についての検討を行うため、法教育推進協議会のもとに設置された。

\*3 「学校現場における法教育の実践状況調査」

平成23年度から、順次、法教育の充実が盛り込まれた新学習指導要領が完全実施されていることから、平成24年度は小学校を対象に調査を行った。また、平成25年度は中学校を対象に調査を行うこととしている。

## 平成25年度事後評価の実施に関する計画

1. 施策名等		(法務省25-4)
施策名	法務に関する調査研究（無差別殺傷事犯に関する研究）	
担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課	
施策の概要	内外の社会経済情勢を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制の整備・運用等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。	
政策体系上の位置付け	法務に関する調査研究 (I-3-(1))	
政策評価実施予定時期	平成26年8月	
評価方式	事業評価方式	

## 2. 事業等の内容

### (1) 課題・ニーズ

平成20年6月に秋葉原において発生した事件に象徴されるように、近年、被害者には関係のない理不尽な動機による無差別殺傷事件が相次いで発生しており、我が国の社会全体に大きな衝撃を与え、治安を脅かす新たな要因となっている。

このように、新たな不安要因が発生する中で、国民の体感治安は依然として改善しておらず、「世界一安全な国、日本」を復活させるためには、継続的・根本的な犯罪対策が必要不可欠である。犯罪対策閣僚会議では、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」において、真の治安再生を目指して施策の着実な実現を図ることとし、その一環として、「無差別殺傷事件の社会的背景等に関する調査研究等を実施する」こととしている。これを受け、刑事政策に関する総合的な調査及び研究を行っている法務総合研究所としても、無差別殺傷事犯の研究を行う必要がある。

### (2) 目的・目標

本研究の目的とする政策効果は、「無差別殺傷事犯の各種特徴、背景・要因等を幅広く調査研究することにより、法務省関係部局において、この種の犯罪の防止、適切な処理、再犯防止等の諸施策を検討・実施するための基礎資料を提供すること」である。

### (3) 具体的内容

#### ア 研究期間

平成22年度から平成23年度までの2か年

#### イ 研究内容

##### (ア) 殺人事件の発生状況の把握

平成5年以降の警察の統計等を調査し、殺人事犯の動向を把握する。

##### (イ) 無差別殺傷事犯の実態調査

##### ① 調査対象事件

おおむね過去10年間に有罪判決が確定した無差別の殺人・同未遂・傷害致死事件であって、動機が分かりにくいものを対象とする（おおむね50件程度）。

##### ② 調査項目

動機、犯行態様、事犯者の精神状況、人格特性、家庭環境・成育環境、教育・就労状況、対人関係、趣味・嗜好、態度・価値観等を調査する。

##### ③ 調査方法等

##### a 事件記録による個別調査

以下の視点から、対象事件の記録を精査する。

##### i 犯行の動機・手口・態様

##### ii 事犯者の心理特性

- iii 事犯者への成育環境・社会状況からの影響
- iv 事犯者の精神状況
- b 刑事施設における個別調査
  - 調査対象事件で刑事施設に収容されている者につき、その処遇状況を被収容者身分帳等に基づき調査する。
- c 分析方法
  - 共通の要因(上記②記載の項目)について、上記 a 及び b 記載の方法等により詳細に調査し、以下の点に留意して分析を行う。
    - i この種の事犯に突き進んでしまう原因・理由を整理・類型化
    - ii この種の事犯者の人格や行動傾向を了解する枠組みの試作
    - iii この種の事犯が発生する予兆の把握、その際における適切・有効な働きかけの可能性の検討

(ウ) 研究会の開催

(イ) の調査対象事件の記録をひととおり検討整理した段階で、国内の刑事政策、社会学、心理学など各分野の専門家を招へいして研究会を実施し、分析の方向性等について意見を聴取する。

(エ) 成果物の取りまとめ

上記 (ア) から (ウ) を総合して、無差別殺傷事犯の防止、再犯防止策に関する課題と展望を取りまとめ、成果物を法務総合研究所研究部報告として刊行する。

### 3. 事前評価の概要

本研究について、平成21年4月27日に実施された研究評価検討委員会の評価を踏まえ、旧評価基準第4(別添1)に掲げる各評価項目について評価したところ、次のとおりの評価となった(各評価項目の評点は別添1のとおり)。

(1) 必要性

近年、無差別殺傷事件の発生が相次ぎ、治安を脅かす重大な要因の一つとなっており、その対策が緊急の課題となっている。また、膨大な量の事件記録の精査や事犯者に対する面接といった調査手法は、法務省以外では実施が著しく困難である。以上のことから、必要性を評価する3項目の評点は30点中30点となり、本研究の必要性は大いに認められた。

(2) 効率性

調査分析対象の範囲については、「おおむね適度」との評価を受けている。この点については、事件記録を精査し、そこから様々な無差別殺傷が起こる要因を抽出するという本研究の性質上、調査対象範囲や件数がある程度絞られることはやむを得ないものと考えられる。また、動機、事犯者の精神状況、人格特性、家庭・生育環境、就学・就労状況、対人関係、刑事施設での収容状況等、多角的な観点から調査が行われることとされており、分析の視点や調査分析の手法は適切である。以上のことから、効率性を評価する3項目については、30点中27点となり、本研究の効率性は認められた。

(3) 有効性

近年の無差別殺傷事件に対する関心の高まりを受け、本研究の成果は社会的な注目を集めることが見込まれる。また、本研究の成果が直接法令の改正まで結びつくことまでは難しいものと思われるが、上記のとおり、本研究は他に例のない研究であり、本研究によって無差別殺傷事件が発生する社会的背景や心理的要因をある程度類型化することができれば、この種の犯罪の防止や適切な処理等に活用できる貴重な資料となり得る。以上のことから、有効性を評価する3項目の評点は30点中27点となり、本研究の有効性は認められた。

(4) 総合的評価

上記のとおり、本研究は必要性、効率性、有効性の観点からいずれも高く評価され、評点の合計点は90点中84点であったことから、本研究は旧評価基準第3の3に基づき「大いに効果があることが見込まれる」研究であると認められ、無差別殺傷事犯の犯罪捜査、公判遂行、再犯防止といった各施策の検討等に活用される基礎資料を提供できることが見込まれる。

#### 4. 評価手法等

本研究に対する事後評価は、研究の成果を把握するための期間を設けるため、研究終了から一定期間経過後の平成26年度の外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者委員7名、法務省の他部局員4名計11名により構成）において、評価基準第4の2（別添2）に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

#### 5. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）

第7-1 人的・物的基盤の強化

⑫各種調査研究等の実施<sup>\*1</sup>

#### 6. 備考

---

\*1 「「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」第7-1 人的・物的基盤の強化 ⑫各種調査研究等の実施」

犯罪者を生まない社会の構築のため、家庭環境と犯罪との関係についての調査研究、犯罪報道が犯罪に与える影響についての調査研究、少年問題に関する共同研究、来日外国人少年の非行防止対策に関する調査研究、無差別殺傷事件の社会的背景等に関する調査研究等を実施するとともに、安全で安心な社会を実現するため、競争的資金等を活用し、危険物検知のためのセンサー技術に関する研究開発等を推進する。また、依然として厳しい治安情勢に的確に対応するとともに、行政の一層の高度化を図るため、諸外国の治安情勢、法制度等に関する海外調査研究を推進する。

## 研究評価検討委員会における評価基準

### 第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点进行を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

### 第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等にかんがみ、本評価基準で評価することが適当でないとして研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

### 第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

- 1 評価対象の研究に関し、「第4 評価項目」に掲げる各評価項目に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に評価を行うものとする。

なお、事前評価においては、当該事前評価の実施時における見込みにより評価をするものとする。

- 2 各項目の評価は4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。

A…評点 10 点

B…評点 7 点

C…評点 5 点

D…評点 0 点

- 3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。

合計点 72 点以上 … 大いに効果があった。

合計点 63 点以上 72 点未満 … 相当程度効果があった。

合計点 45 点以上 63 点未満 … 効果があった。

合計点 45 点未満 … あまり効果がなかった。

- 4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めることができるものとする。

### 第4 評価項目

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

#### 1 法務省の施策に関連するなどして必要なものか。

##### (1) 評価の観点【主に研究の必要性】

法務総合研究所の研究が法務省の犯罪防止、犯罪者処遇等の政策に役立つものであるために、法務省の施策等に関連して必要なものであるか否かは重要な指標となる。法務省における重要な施策等に関連したり、関係局部課から要請・要望があれ

ば、当該研究の必要性は強く認められることになることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法務省の重要な施策に関連し、又は、関係局部課から要請があった研究であり、実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の施策に関連し、かつ、関係局部課から要望があった研究であり、実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり、実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連せず、かつ、関係局部課からも要請又は要望がなかった研究であり、実施の必要性があまりない。

2 代替性のない研究であるか。

(1) 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が、他の研究機関で実施できないものであれば、当該研究は法務省で行う必要性が高い上、研究の価値、効果も高いと言えることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが、代替性があるとまでは言えない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

3 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

(1) 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが、刑事政策上、喫緊の課題となっているなど、早期に研究を実施すべきものであれば、当該研究の必要性が高く認められることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

4 調査分析対象の範囲が適度であるか。

(1) 評価の観点【主に研究の効率性】

犯罪あるいは犯罪者等の傾向を把握し、分析の視点を抽出するには、調査対象の件数、調査対象期間、対象とする刑事手続の段階等について、ある程度の量・範囲にわたって調査することが必要であることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲は適度である。



- B…犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲はおおむね適度である。
- C…犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲にやや過不足がある。
- D…犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲に過不足がある。

5 分析の視点が網羅的で偏りがないか。

(1) 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究において調査した対象について、性別、罪名別、年齢別等の視点から分析することが考えられる。そして、その分析の視点が網羅的であり、かつ、偏りが無い場合には、分析結果を様々な方向から利用することが可能となることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…分析の視点が網羅的であり、かつ、分析の視点に偏りが無い。
- B…分析の視点がおおむね網羅的であり、かつ、分析の視点に偏りが無い。又は、分析の視点が網羅的であるが、分析の視点に若干の偏りがある。
- C…分析の視点が網羅的ではないが、分析の視点に偏りが無い。又は、分析の視点が網羅的であるが、分析の視点に偏りがある。
- D…分析の視点が網羅的でなく、かつ、分析の視点に偏りがある。

6 調査分析の手法は適切であるか。

(1) 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効果的なものとなるためには、対象の量・範囲が適度であり、多様な視点から分析されるだけでなく、対象のデータ収集の手法や分析の手法が適切である必要があることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析手法を用いているだけでなく、さらに信用性を増すための方策を採っている。
- B…信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析手法を用いている。
- C…信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析手法のいずれかを用いている。
- D…信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析手法のいずれも用いていない。

7 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

(1) 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に関係局部課等での利用状況に影響を与えるものであることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…実務家以外の者にとっても分かりやすい。
- B…実務家にとっても分かりやすい。
- C…実務家にとってもおおむね分かりやすい。
- D…実務家にとっても理解に時間を要する。

8 法務省関係局部課において、法令・施策の立案等の検討に利用されたか。

(1) 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、関係局部課において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に実際に利用されるということは、当該研究が関係局部課に役立ち得るものであることを明らかにする重要な指標であることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に大いに利用された。
- B…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用された。
- C…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に多少利用された。
- D…法令・施策の立案、事務運用の改善等のいずれの検討にも利用されなかった。

9 当該研究が、法務省以外で用いられたり、社会的な注目を集めたか。

(1) 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、他省庁での施策の立案や大学での研究など法務省以外で用いられたり、新聞報道されるなどして社会的に注目されることは、間接的に法務省の施策等に影響を与えるとともに、国民の刑事政策への理解協力を得ることができ、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法務省以外で複数用いられ、かつ、社会的な注目を集めた。
- B…法務省以外で複数用いられ、又は、社会的な注目を集めた。
- C…法務省以外で用いられた。
- D…法務省以外で用いられず、かつ、社会的な注目も集めなかった。

## 研究評価検討委員会における評価基準

### 第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

### 第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等に鑑み、本評価基準で評価することが適当でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

### 第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

- 1 評価対象の研究に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に、「第4 評価項目」の「1 事前評価」及び「2 事後評価」に掲げる各評価項目について評価を行うものとする。
- 2 各項目の評価は4段階（AからD）で行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。
  - A…評点 10 点
  - B…評点 7 点
  - C…評点 5 点
  - D…評点 0 点
- 3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。
  - 合計点 56 点以上 … 大いに効果があった。
  - 合計点 49 点以上 56 点未満 … 相当程度効果があった。
  - 合計点 35 点以上 49 点未満 … 効果があった。
  - 合計点 35 点未満 … あまり効果がなかった。
- 4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めることができるものとする。

### 第4 評価項目

#### 1 事前評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

#### (1) 法務省の施策に関連して必要なものか。

##### ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高いと認められることから、この点を評価する。

##### イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しい。

**(2) 代替性のない研究であるか。**

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で実施できないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高い上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが，代替性があるとまではいえない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

**(3) 早期に研究を実施すべきテーマであるか。**

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが，刑事政策上の課題となっているなど，早期に研究を実施すべきものであれば，当該研究の必要性が高く認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

**(4) 研究における調査対象の設定が適切であるか。**

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で，調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか，研究の性質によっては，調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされることが重要であることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。
- B…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではないものとなる見込みである。

**(5) 研究の実施体制・手法が適切であるか。**

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされるためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われるなど、研究の実施体制・手法が適切であることが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではないものとなる見込みである。

**(6) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。**

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。

B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものとなる見込みである。

C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものとなる見込みである。

D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものとなる見込みである。

**(7) 法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されるか。**

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究その他の場で広く利用されることは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みが乏しい。

## 2 事後評価

評価対象の研究に関し，以下の項目について評価を実施する。

### (1) 法務省の施策等に関連して必要なものか。

#### ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては，犯罪防止，犯罪者処遇を含め，我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが，実際の研究成果が，現に，この観点から，法務省の施策に関連するものであれば，当該研究の必要性は高かったと認められることから，この点を評価する。

#### イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…現に法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高かった。
- B…現に法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高かった。
- C…現に法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性があった。
- D…現に法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しかった。

### (2) 代替性のない研究であるか。

#### ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で現に実施されておらず，実施された研究の成果が他では得られないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高かったと認められる上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

#### イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究が現に実施されておらず，今後その見込みも乏しい。
- B…他の研究機関では代替する研究が現に実施されていない。
- C…他の研究機関でも類似の研究が実施されたが，研究成果において代替性があるとまではいえなかった。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施された。

### (3) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

#### ア 評価の観点【主に研究の効率性】

実施された研究において、研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされたことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではなかった。

**(4) 研究の実施体制・手法が適切であるか。**

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされたと評価するためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われたなど、研究の実施体制・手法が適切であったことが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではなかった。

**(5) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。**

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、実施された研究において、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであったことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。
- B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものであった。
- C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものであった。
- D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものであった。

**(6) 研究の成果物は分かりやすいものであるか。**

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に法務省やその他の場における利用状況に影響を与えるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…実務家にとっても，研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすい。
- B…実務家にとって分かりやすい。
- C…実務家にとっておおむね分かりやすい。
- D…実務家にとっても理解に時間を要する。

(7) 法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が，法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討に利用され，又は，大学での研究等その他の場で広く利用されたことは，当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに，広くは，国民の刑事政策への理解協力，ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから，この点を評価する。なお，当該研究の性質上，評価実施時期までに利用されていないとしても，中長期的に見て利用される見込みが認められるものについては，その有効性を認め得ることから，評価に当たってこの点を加味することとする。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用され，又は，今後大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用され，又は，今後利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用され，又は，今後多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用されず，かつ，今後利用される見込みも乏しい。



## 平成25年度事後評価の実施に関する計画（事前分析表）

（法務省25－（5））

施策名	検察権行使を支える事務の適正な運営
担当部局名	刑事局総務課企画調査室
施策の概要	検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたる改善及び検察機能のより一層の強化を図る。
政策体系上の位置付け	検察権の適正迅速な行使 （Ⅱ－４－（２））
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サイバー犯罪は増加傾向にあることなどから、コンピュータ・ネットワークの仕組みやサイバー犯罪で利用される技術的手口を広く理解し、的確な捜査手法を習得させ、また証拠の保全や解析に関する技術を向上させて、サイバー犯罪に対処するための職員の捜査能力の向上を図る。</li> <li>・犯罪被害者等基本法及び同基本計画を踏まえ、検察における犯罪被害者の保護・支援を充実させるために職員の意識や対応技能の向上を図る。</li> <li>・一般市民等に対し刑事手続における検察の機能や役割を周知し、捜査等における証拠収集活動への協力や、裁判員裁判への積極的な参加を促す。</li> </ul>
目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンピュータ利用者の急速な増加とコンピュータ・ネットワークが世界的規模の不可欠な社会的基盤を形成していることに伴い、サイバー犯罪も年々増加傾向にある上、犯罪形態も複雑・巧妙化し、かつ、多様化しつつある。捜査に当たる職員に対して、サイバー犯罪の特質の理解と専門的な知識・技術を習得させて、職員の捜査能力の向上を図る必要がある。</li> <li>・平成23年3月に第二次犯罪被害者等基本計画が策定され、犯罪被害者施策の一層の充実化が図られているところである。犯罪被害者に対しては、その立場や境遇に配慮した適切な保護・支援を充実させる必要があるところ、検察においても対応する職員の意識や技能の向上に取り組む必要がある。</li> <li>・刑事裁判は法と証拠に基づいて行われるものであるところ、証拠収集における一般市民の協力はなくてはならない。また、平成21年5月に始まった裁判員裁判は年々社会に浸透しつつあるとはいえ、国民にとっては一生に一度経験するかしないかの重大な社会活動である。そこで、広報の場を利用して、検察の機能や、刑事裁判における検察の役割について、検察官等から直接説明し、検察の立場を国民に正しく理解してもらうことが必要となる。</li> </ul>
政策評価実施 予定時期	平成26年8月

測定指標	基準		25年度目標
	—	基準年度	
1 サイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化	—	—	サイバー犯罪の捜査に当たる職員に対し、捜査手法や証拠保全・解析技術を習得させる研修を実施し、捜査能力の向上を図る。

**測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠**

・コンピュータ・ネットワークが世界的規模の不可欠な社会的基盤を形成していることに伴い、サイバー犯罪も年々増加傾向にある上、犯罪形態も複雑・巧妙化し、かつ、多様化しつつある。そのような状況の中、東京地方検察庁及び大阪地方検察庁において、サイバー係検事を置くなどの対策を講じているところである。検察権行使を支える事務の適正な運営という観点からは、捜査に当たる職員に対し研修を実施することにより、コンピュータ・ネットワークの基礎的な仕組みとサイバー犯罪で利用される技術の手口を理解させるとともに、サイバー犯罪に対処する的確な捜査手法を習得させ、また証拠となる電磁的記録の保全や解析に関する技術を向上させて、より効果的な捜査を実現する必要がある。

・捜査に当たる職員が、サイバー犯罪に対処するための知識と技能を習得できる研修を全国規模で実施し、捜査能力の充実を図ることを目標とした。具体的には、デジタルフォレンジック研修（電磁的記録証拠の収集、保全及び解析等に関する知識・技術を習得させる研修）や情報システム専門研修（サイバー犯罪で利用される技術的手口を理解し、ログ解析等に関する知識・技術を習得させる研修）の参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答率）を参考指標として、当該実績値等を分析することにより、達成度合いを評価することとした。なお、情報システム専門研修参加者に対するアンケートは平成25年度から行う予定である。

参考指標	年度ごとの実績値				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
デジタルフォレンジック研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答率）（％）	—	—	—	—	集計中

測定指標	基準		25年度目標
	基準	基準年度	
2 被害者対応職員の育成	—	—	被害者対応職員に対して、個々の犯罪被害者に必要とされる支援・保護ができるような知識や技能を習得させる研修を実施し、対応能力を向上させる。

**測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠**

・突然の犯罪により被害者となった方々の置かれた立場や環境は千差万別である。国の施策として行われる犯罪被害者支援策は、全国均質である必要があり、また被害者の現状を把握した細やかな対応でなければならない。そのためには、被害者支援員及び被害者と接する機会が多い検察庁職員の対応能力を磨き、被害者支援の充実を図ることが必要である。

・被害者対応職員に対し、被害者支援のための諸制度の理解を促して対応技能の習得ができるような研修を全国規模で開催し、能力を向上させることを目標とした。具体的には、被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を有意義とする回答率）を参考指標として、当該実績値等を分析することにより、達成度合いを評価することとした。

参考指標	年度ごとの実績値				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を有意義とする回答率）（％）	94.3	96.2	91.3	95.0	集計中

--	--	--	--	--

測定指標	基準	基準年度	25年度目標				
3 検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況	—	—	国民に対して幅広く検察活動の意義や役割を理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施する。				
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠							
<ul style="list-style-type: none"> <li>国民の安全な生活を守るための適正・迅速な検察活動を行うためには、国民の理解と協力がなくてはならず、また、国民が参加する裁判員裁判の実施にも国民の理解と協力が必要である。そのためには、検察が行う捜査・公判活動等の意義・役割を国民に分かりやすく、かつ、正しく伝える広報活動が重要となる。</li> <li>全都道府県に配置されている検察庁組織のメリットをいかし、一般市民から小・中・高校生に至るまで幅広い国民を対象に出前教室や移動教室を実施するなど、地域に密着した効果的な広報活動を実施することを目標とした。具体的には、広報活動の実施回数（回）を参考指標として、当該実績値等を分析することにより、達成度合いを評価することとした。</li> </ul>							
参考指標		年度ごとの実績値					
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
広報活動の実施回数（回）		1,087	1,339	1,278	1,187	集計中	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
①検察庁における司法修習の実施 (平成4年度)	59百万円 (44百万円)	59百万円	— 百万円	—

達成手段の概要等

司法修習生に対し、事件の捜査等の検察庁における検察実務を体得させることを目的とし、全国50地検において、各年度毎の司法修習生を受け入れて実務修習を行う。司法修習生の増加や司法制度改革による法曹養成制度の見直しに伴う司法修習のカリキュラム変更に対応しながら、指導係検事により協議会を開催するなどしつつ、事件の捜査等の検察実務修習を実施している。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
②検察総合情報管理の運営 (平成15年度)	1,785百万円 (1,750百万円)	1,821百万円	— 百万円	—

達成手段の概要等

検察庁の規模及び繁忙度に応じて整備されていた東京地検検務電算システム、クライアント・サーバ方式による検務電算システム、犯歴システム及び検察庁情報ネットワークシステムについて、これらの機能を統合し、検察が有する各種情報を全国レベルで総合的に管理・共有できる検察総合情報管理システムを構築し全国の検察庁に整備したことから、その安定的かつ効率的な運用・管理を行う。

達成手段	補正後予算額（執行額）	25年度 当初	関連 する

(開始年度)	23年度	24年度	予算額	指標
③各種犯罪への対応 (－年度)	723百万円 (641百万円)	725百万円	－ 百万円	2, 3
達成手段の概要等				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際的組織犯罪，組織的薬物・暴力団犯罪及び国民に身近な重大犯罪の増加に対処し，迅速かつ的確な捜査を遂げるため，厳正な科刑を実現するとともに，被害者等支援を図る。</li> <li>・ 特捜・財政経済事犯についても迅速かつ的確な捜査を遂げ，厳正な科刑を実現することによって，社会経済システムの安定・活性化を図る。</li> <li>・ 国際犯罪や組織的犯罪，特捜・財政経済事犯の迅速・適正な捜査処理及び公訴維持のために必要な体制を整備する。</li> <li>・ 犯罪被害者への対応を円滑かつ適正に行い，各種の犯罪に対する検察活動を充実強化するために必要な体制を整備するとともに，捜査方針の立案や関係機関等と調整を行う。</li> <li>・ 本施策を推進することにより，社会情勢の変化に的確に対応できる検察運営の改善や検察機能の一層の強化を図る。</li> </ul>				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
④災害時における検察の対処能力の強化 (平成23年度)	863百万円 (576百万円)	25百万円	－ 百万円	－
達成手段の概要等				
<p>被災時における捜査・公判等の検察活動の継続及びこれに密接に関連する各種事務の維持に必要な体制を構築することによって，適正かつ迅速な検察権の行使を確保し，災害発生時の治安対処能力を強化する。</p>				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
⑤検察の再生に向けた取組の実施 (平成24年度)	－	974百万円	－ 百万円	1
達成手段の概要等				
<p>いわゆる厚労省元局長無罪事件に関し，最高検察庁の検証結果報告で示された再発防止策，検察の在り方検討会議による改革策の提言及びこれを受けて法務大臣が示した検察の再生に向けての取組方針，そして内閣総理大臣から法務大臣に対して，検察改革に積極的に取り組むよう指示がなされたこと等を踏まえ，国民の信頼を回復し，検察改革を実現するために必要な体制を構築する。</p>				

## 平成25年度事後評価の実施に関する計画（事前分析表）

（法務省25－（6））

施策名	矯正施設 <sup>1</sup> の適正な保安警備及び処遇体制の整備
担当部局名	矯正局成人矯正課
施策の概要	矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに、研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。
政策体系上の位置付け	矯正処遇の適正な実施 （Ⅱ－5－（1））
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 矯正施設における非常事態（暴動、逃走、天災事変その他保安上緊急の措置を要する事態）発生時に警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事する刑事施設職員の能力の向上を図る。</li> <li>・ 刑事施設<sup>2</sup>の総合警備システム<sup>3</sup>を更新整備する。</li> </ul>
目標設定の考え方・根拠	<p>刑事施設に対しては、国の治安及び平穏な国民生活を確保する刑事司法の「最後の砦」として、保安警備力を強化し、矯正施設の規律秩序を適正に維持することが要請されている。このため、保安事故（逃走、自殺、人為的火災、職員殺傷、同衆殺傷等の事案）を未然に防止するとともに、地震、火災等の天災事変や保安事故発生時に迅速・的確に対応することが求められている。</p> <p>そこで、各刑事施設においては、法務省防災業務計画、法務省国民保護計画を踏まえ、矯正施設警備救援規程（平成14年法務省矯保訓第1459号大臣訓令）に基づき、警備及び災害復旧に関する計画を策定している。そして、各刑事施設においては、矯正施設に非常事態が発生した場合の警備活動及び災害復旧活動を行う、管区機動警備隊及び施設警備隊を編成し、有事の際には、必要に応じて管区機動警備隊員を該当矯正施設に派遣し、警備活動及び災害復旧活動に従事させている。また、医療、建築、電気等の専門技能を有する者の中から指名した災害救援隊を派遣して事態の収束に当たっている。</p> <p>さらに、保安事故の予防、早期発見及び事態収束のため、監視用カメラ装置や非常通報装置等の総合警備システムのほか、携帯用ビデオカメラ、警備用具（警棒、拘束衣等）、防災用機器（テント、浄水器等）を整備して有効活用している。</p> <p>このような矯正施設の規律秩序その他管理運営を適正に維持するという基礎があつて、初めて被収容者の処遇の充実という課題に目を向けられるものであつて、保安警備体制を充実させることは、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰並びに再犯防止という目的を達成するための処遇体制を充実させることにつながる。</p>
政策評価実施 予定時期	平成26年8月

測定指標	基準		25年度目標
	—	基準年度	
1 刑事施設職員に対する保安警備に関する訓練の実施状況	—	—	各刑事施設において実施している各種訓練（警備用具の使用訓練、防災器具の使用訓練等）、管区機動警備隊集合訓練等を通じて、刑事施設職員の

			保安警備力の強化を図る。
--	--	--	--------------

**測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠**

刑事施設の規律秩序を適正に維持するためには、刑事施設の各種訓練等により日々の保安事故等の発生を未然に防止するとともに、保安事故等が発生した場合は、迅速・的確な対応を行うことが不可欠であるところ、こうした対応を確実なものとするためには、保安警備に関する訓練を通じ、対応する職員の職務執行力の向上を図る必要がある。

そこで、「刑事施設職員に対する保安警備に関する訓練の実施状況」を測定指標として、職員の職務執行力の向上について、管区機動警備隊集合訓練の訓練の実施回数、参加者数等の実績値等を分析することにより、達成度合いを評価することとした。

参考指標		年度ごとの実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
管区機動警備隊集合訓練の実施状況	実施回数（回）	8	7	8	7	8
	参加者数（人）	327	323	329	329	集計中
訓練参加者に対するアンケート（訓練を有意義とする回答）（％）		—	96.9	98.2	95.4	集計中

測定指標	基準値		25年度目標値
	基準値	基準年度	
2 総合警備システムの更新整備施設	—	—	23施設

**測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠**

矯正施設の規律秩序を適正に維持するためには、保安事故等の発生を未然に防止するとともに、保安事故等が発生した場合は、迅速・的確な対応を行うことが不可欠であるところ、こうした対応を確実なものとするためには、各種警備用機器のうち、特に異常事態の早期発見及び的確な緊急対応に有効な装備として刑事施設全庁に整備している総合警備システムの更新整備の推進及び警備用機器の効果的な活用を図る必要がある。

そこで測定指標については、「総合警備システムの更新整備施設数」とし、刑事施設188施設中23施設について更新整備することを目標値に設定した。

なお、総合警備システムの更新整備に当たっては、基準値、基準年度を示した上で目標値を設定しているのではなく、各年度ごとに前回更新年次、機器の不具合状況等、総合警備システムの現状を総合的に勘案した上で、更新整備する施設を選定しているところ、平成25年度においては23施設の更新整備を行うことを目標とした。

過去の実績	年度ごとの実績値				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
総合警備システムの更新整備施設数（施設）	18	21	22	17	12 （速報値）

達成手段	補正後予算額（執行額）	25年度	関連
------	-------------	------	----

(開始年度)	補正後予算額 (執行額)		当初 予算額	する 指標
	23年度	24年度		
①受刑者就労支援体制等の充実 (一 年度)	596百万円 (568百万円)	661百万円	— 百万円	—
達成手段の概要等				
<p>・被収容者に対して、就職に必要な知識や技術、資格を付与するために各施設において職業訓練等を実施するとともに、出所後の生活に不安を抱く被収容者に対し、就労支援スタッフが公共職業安定所から必要な求人情報を適時に入手しつつ、就職意欲の向上を図るとともに具体的な求職活動の指導を行っている。</p> <p>・再入者に占める無職者の割合は年々増加しており、就労支援によって出所後の社会生活の安定を図ることは、再犯防止のために重要である。</p>				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額 (執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
②矯正施設の保安及び処遇体制の整備 (一 年度)	4,206百万円 (4,122百万円)	5,798百万円	— 百万円	1,2
達成手段の概要等				
<p>・矯正施設は、被収容者の身柄を確保し、施設内の規律・秩序を維持しながら、再犯防止に向けた矯正処遇を実施するという一般行政官庁とは異なる官署であり、これらの矯正施設を維持・管理していく上で必要な①監視カメラ等の保安警備機器類の整備、②被収容者を処遇する上で必要な技術及び知識を付与するための職員研修等の実施、③矯正行政の業務効率化を図るために必要な機器等の整備などにより、再犯防止に向けた矯正処遇を実施するための基盤を整備する。</p> <p>・矯正施設における非常事態に迅速かつ適切に対応するため、非常事態発生時における警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事する刑事施設職員の能力の向上を図るとともに、保安事故の早期発見及び事態収束のため、刑事施設の総合警備システムを更新整備することを目標としている。</p>				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額 (執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
③矯正の企画調整の実施 (一 年度)	128百万円 (96百万円)	152百万円	— 百万円	—
達成手段の概要等				
<p>・刑務所、少年刑務所、拘置所の各刑事施設には、刑事施設の運営の透明性を確保し、国民に理解され、支えられる刑事施設を維持することを目的として、地域住民や外部有識者等を構成員とする、刑事施設視察委員会が設置されている。</p> <p>・矯正施設の医師を確保することを目的として、「矯正医官修学資金貸与法」に基づき、大学卒業後に矯正施設の医療に従事する意思のある医学生に対する学費の補助を行っている。</p> <p>・刑事施設で実施しているPFI事業について、事業運営を行うことによって生じる事業者とのリスク分担などに関する諸問題を解決し、運営の適正化を図っている。</p>				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額 (執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		

④矯正施設の防災対策 (平成23年度)	2,062百万円 (1,666百万円)	1,867百万円	－ 百万円	－
達成手段の概要等				
<p>矯正施設は、刑事司法の最後の砦であり、被収容者の拘禁を確保し、国の治安及び平穏な国民生活を維持する使命を負っているところ、警備機器や防災設備等を整備することにより、今後、東日本大震災のような災害が発生した場合に、矯正施設がその機能を維持・継続することができる体制を構築する。</p>				

\*1 「矯正施設」

刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所及び婦人補導院を総称する名称

\*2 「刑事施設」

刑務所，少年刑務所，拘置所を総称する名称

\*3 「総合警備システム」

警備用機器のうち、外堀・工場・廊下・居室・保護室の監視用カメラについて、操作卓モニターにて集中監視を行い、24時間自動録画を行うとともに、同操作卓周辺に、無線機基地局を始め、非常通報装置及び侵入防止センサーの警報・表示装置を設置し、異常事態の早期発見及び的確な緊急対応を行うためのシステム



## 平成25年度事後評価の実施に関する計画（事前分析表）

（法務省25－（7））

施策名	矯正施設 <sup>*1</sup> における収容環境の維持及び適正な処遇の実施
担当部局名	矯正局成人矯正課，少年矯正課
施策の概要	被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため，被収容者個々の状況に応じて，収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。
政策体系上の位置付け	矯正処遇の適正な実施 （Ⅱ－5－（2））
達成すべき目標	刑事施設における職業訓練や少年院における職業補導，矯正施設の就労支援スタッフ等を活用した就労支援等の充実により，出所（院）後の就労の安定を図る。
目標設定の考え方・根拠	<p>再入者に占める無職者の割合は年々増加しており，就労支援によって出所後の社会生活の安定を図ることは，再犯防止のために重要である。</p> <p>・「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」（平成20年12月犯罪対策閣僚会議）において，刑務所等の就労支援スタッフ等を活用し，入所中から就労意欲の喚起を促すとともに，雇用情勢に応じた職業訓練を実施することとされており，就労支援の充実を図る必要がある。</p> <p>・犯罪対策閣僚会議の下に設置された再犯防止対策ワーキングチームが策定した「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」（平成23年7月犯罪対策閣僚会議報告）においても，就労支援は，「帰住先・就労先確保のための仕組みの構築」として施策の柱の一つに位置付けられている。</p> <p>・上記「当面の取組」を踏まえ，犯罪対策閣僚会議が策定した「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定）においても，「社会における「居場所」と「出番」を作る」ため，「就労の確保」を図ることが，再犯防止のための重点施策の一つとして位置付けられており，総合的な再犯防止対策を進めるに当たり，就労支援の充実を図る必要がある。</p>
政策評価実施 予定時期	平成26年8月

測定指標	基準値		25年度目標値
	基準年度	基準年度	
1 刑事施設 <sup>*2</sup> における職業訓練の充実度 （受講者数，受講率，修了者数，資格・免許等の取得者率）	下記 「23年度実績値」	23年度	対23年度増
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠			
<p>・職業訓練により知識や技術を習得し，資格や免許を取得することは，受刑者の出所後の就労を容易にし，再犯の防止に資すると考えられる。そこで，受刑者の円滑な社会復帰促進に向けた職業訓練の充実度を測定指標とした。</p>			

・ここ数年の職業訓練の実績を見ると、受刑者の収容人員が若干減少し、職業訓練に適した受刑者がPFI刑務所に多く収容されている影響などから、必ずしも前年より数値が増加しているとはいえない状況にあるが、出所後の就労の安定を図るためには、こうした状況下においても、より積極的に職業訓練を実施すべきと考えられることから、対23年度増とすることを目標とする。

過去の実績	年度ごとの実績値				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
職業訓練受講者数（人）	3,030	2,917	2,745	2,616	3,101
職業訓練受講率（％）	4.30	4.30	4.10	4.10	5.00
職業訓練の修了者数（人）	2,635	2,513	2,343	2,248	2,647
資格・免許等の取得者率（％）	88.0	85.8	86.5	87.4	88.4

測定指標	基準値		25年度目標値
	基準値	基準年	
2 刑事施設における就労支援実施人員の割合	10.9%	23年	対23年増

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

・受刑者に対するキャリアコンサルティング、公共職業安定所や雇用主との連絡調整等を行うため、刑事施設に就労支援スタッフを配置し、就労支援希望者の9割以上の者に対して就労支援を実施しており、出所者に占める就労支援実施人員の割合は、刑事施設における就労支援の充実を示すと考えられることから、測定指標とした。

・平成23年において、就労支援実施人員の割合は10.9パーセントであったところ、受刑者の出所後の就労の安定を図るためには、受刑者の就労意欲の一層の喚起をはかり、より多くの受刑者に対して就労支援を実施することが重要と考えられることから、対同年増とすることを目標とする。

過去の実績	年度ごとの実績値				
	19年	20年	21年	22年	23年
就労支援実施人員の割合（％）	4.0	5.0	6.9	9.2	10.9
就労支援実施人員（人）	1,267	1,576	2,093	2,720	3,128
刑事施設出所者数（人）	31,341	31,680	30,213	29,461	28,583

測定指標	基準値		25年度目標値
	基準値	基準年	
3 少年院における就労支援実施人員の割合	15.4%	23年	対23年増

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

・少年院においては就労支援対象者を指定するなどして重点的な就労支援対策を実施しており、少年院における就労支援実施人員の割合は、少年院における就労支援の充実を示すと考えられることから、測定指標とした。

・少年院出院者は大多数が保護観察に引き継がれており、保護観察中に就労が決まるケースが多いことを考慮する必要がある。平成23年において、少年院仮退院者の保護観察開始時における有職者の割合は16.7パーセント、保護観察終了時における有職者率は70.8パーセントであるところ（注）、保護観察期間まで一体として捉えた就労支援対策の効果を更に上げていくためには、出院時又は出院後できるだけ早い時点で、少年院出院者の就労が安定するよう引き続き少年院在院中における就労支援対策を重点的に実施することが有効である。平成23年において、少年院で就労支援を実施した者の割合は15.4パーセントであったところ、対同年増とすることを目標とする。

（注）保護観察開始時と終了時とでは、対象者が異なるので、厳密な意味での比較ではない。

※ 平成24年度事後評価の実施に関する計画（事前分析表）では、1年間の1日平均収容人員を基に測定指標を設定していたが、この施策の評価に当たっては、1年間に出院した者のうち就労支援を実施した者の割合を検証することが妥当であると考えたため、平成25年度から出院者数を用いて測定指標を設定することとした。

過去の実績	年ごとの実績値				
	19年	20年	21年	22年	23年
就労支援実施人員の割合（％）	14.2	17.9	19.7	19.0	15.4
就労支援実施人員（人）	689	795	841	812	614
少年院出院者数（人）	4,856	4,445	4,264	4,282	3,986
参考指標	年ごとの実績値				
	19年	20年	21年	22年	23年
少年院仮退院者の保護観察終了時の有職者の割合（％）	72.9	72.5	69.3	69.5	70.8

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
①受刑者就労支援体制等の充実 (－年度)	596百万円 (568百万円)	661百万円	－ 百万円	1,2,3
達成手段の概要等				
<p>・被収容者に対して、就職に必要となる知識や技術、資格を付与するために各施設において職業訓練等を実施するとともに、出所後の生活に不安を抱く被収容者に対し、就労支援スタッフが公共職業安定所から必要な求人情報を適時入手しつつ、就職意欲の向上を図るとともに具体的な求職活動の指導を行っている。</p> <p>・再入者に占める無職者の割合は年々増加しており、就労支援によって出所後の社会生活の安定を図ることは、再犯防止のために重要である。</p>				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
②地域生活定着支援の推進	336百万円	394百万円	－	－

(平成21年度)	(335百万円)		百万円
達成手段の概要等			
<p>・高齢者や身体等に障がい有する者が、矯正施設を出所(院)後、速やかに福祉の支援を受けられるようにするため、矯正施設に社会福祉士、精神保健福祉士を配置し、①支援が必要な対象者の選定、②当該対象者の福祉ニーズの把握、③当該対象者が行う福祉サービスの申請手続に対する支援等を行っている。</p> <p>・高齢者や身体等に障がい有する者は、出所(院)後、短期間のうちに生活苦に陥りやすく、再犯のおそれが高いため、こうした者に対する福祉的な支援は、再犯の防止に資するものである。</p>			

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
③被収容者生活関連業務の維持 (一年度)	26,422百万円 (26,217百万円)	25,776百万円	— 百万円	—
達成手段の概要等				
<p>法令に基づき、犯罪者や非行少年を収容する矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院)において、被収容者の身柄を確保するために必要な以下の物資等を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・矯正施設の適正な維持・管理を図るための保守料や物品等</li> <li>・被収容者の公平・適正な矯正処遇を実施するために最低限必要な食糧、衣類、日常生活必需品等</li> <li>・矯正教育、矯正医療等を実施するための資材等</li> </ul>				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
④社会復帰に必要な刑務所作業の実施 (一年度)	4,690百万円 (4,623百万円)	4,554百万円	— 百万円	—
達成手段の概要等				
<p>刑事施設に収容された懲役受刑者は、刑法が定める「所定の作業」を行う義務を負っており、刑務作業は、規則正しい勤労生活の維持、規律ある生活態度及び勤労意欲の向上など、矯正処遇の根幹となる事業である上、民間企業からの受注によって得た作業収入は国庫に帰属される。</p>				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
⑤留置施設の維持管理に係る実費償還 (一年度)	5,669百万円 (5,444百万円)	5,679百万円	— 百万円	—
達成手段の概要等				
<p>被疑者・被告人等は、本来、国の行政機関である拘置所等の刑事施設に勾留させるものであるが、都道府県の警察署の留置施設に勾留された場合には、「警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラルル者ノ費用ニ関スル法律」(明治35年2月27日法律第11号)に基づき、食糧費、生活必需品等の消耗品費、留置施設の維持管理経費などの勾留によって発生する経費を都道府県に償還することとされている。</p>				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額 (執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
⑥矯正施設の防災対策 (一年度)	2,062百万円 (1,666百万円)	1,867百万円	— 百万円	—
達成手段の概要等				
<p>矯正施設は、刑事司法の最後の砦であり、被收容者の拘禁を確保し、国の治安及び平穏な国民生活を維持する使命を負っているところ、警備機器や防災設備等を整備することにより、今後、東日本大震災のような災害が発生した場合に、矯正施設がその機能を維持・継続することができる体制を構築する。</p>				

\*1 「矯正施設」

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院を総称する言葉

\*2 「刑事施設」

刑務所、少年刑務所及び拘置所を総称する言葉

## 平成25年度事後評価の実施に関する計画（事前分析表）

（法務省25－（8））

施策名	矯正施設 <sup>*1</sup> の適正な運営に必要な民間委託等 <sup>*2</sup> の実施
担当部局名	矯正局成人矯正課
施策の概要	高率収容等に伴う職員の業務負担を軽減するとともに、矯正処遇の充実を図り、矯正施設の適正な運営に資するため、民間委託等を実施する。
政策体系上の位置付け	矯正処遇の適正な実施 （Ⅱ－5－（3））
達成すべき目標	P F I手法を活用した民間委託や競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）に基づく特定業務の民間委託を推進し、被収容者の特性等に留意しつつ、民間のノウハウやアイデアを活用した職業訓練、就労支援対策等の充実・強化を図る。
目標設定の考え方・根拠	平成24年7月20日の犯罪対策閣僚会議で決定された「再犯防止に向けた総合対策」において再犯防止のための重点施策として「就労の確保」が掲げられており、P F I 刑務所 <sup>*3</sup> 等においても、民間ノウハウを活用した職業訓練の充実を図るとともに、就労支援スタッフによる指導を引き続き実施することが求められている。
政策評価実施予定時期	平成26年8月

測定指標	基準		25年度目標				
	基準	基準年度					
1 P F I 刑務所における職業訓練の充実	—	—	P F I 刑務所において、様々な職業の技術や知識を習得させ、資格や免許を取得させるため、受刑者に対して職業訓練を幅広く実施する。				
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠							
<p>職業訓練により技術や知識を習得し、資格や免許を取得することは、受刑者の出所後の就労を容易にし、再犯の防止に資すると考えられる。特に、P F I 刑務所においては、改善更生の可能性が高い初犯の受刑者を対象に、民間のノウハウを活用して、雇用情勢に応じた質の高い職業訓練を積極的に実施することをその目的の一つとしていることから、職業訓練の受講者数、受講率、修了者数、資格・免許等の取得者数の実績値等を分析し、目標の達成度合いを検証することとした。</p>							
参考指標			年度ごとの実績値				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
職業訓練受講者数（人）			—	1,597	5,668	9,350	7,769
職業訓練受講率（％） ※職業訓練受講率＝職業訓練受講者数／受刑者数×100（％）			—	41	136	185	160

職業訓練修了者数（人）	—	1,630	5,099	9,637	7,357
資格・免許等の取得者数（人）	—	413	1,061	1,326	1,370

測定指標	基準	基準年度	25年度目標		
			2 職業フォーラム <sup>4</sup> の活用	—	—

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

出所者による再犯を防止するには、出所後の円滑な社会復帰に資するため、就労先を確保する仕組みを構築するなどの就労支援の充実・強化が求められる。公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託実施刑務所においては、民間のネットワークとノウハウを活用し、就労に係る出所後の社会生活上の不安感を軽減させ、円滑な社会復帰に寄与することを目的とする職業フォーラムを実施していることから、その実施回数、参加受刑者数、参加受刑者のアンケート調査結果の実績値等を分析し、目標の達成度合いを検証する。

参考指標	年度ごとの実績値				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
実施回数（回）	—	—	—	—	3
参加受刑者数（人）	—	—	—	—	134

達成手段 （開始年度）	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
①刑事施設の民間委託運営 （—年度）	4,263百万円 (4,172百万円)	4,286百万円	— 百万円	2

達成手段の概要等

・刑事施設においては、平成12年ころから治安の悪化等により受刑者が急増し、過剰収容に伴う業務量の増加に職員の増員が追いつかない状況となり、さらに、暴力団関係被収容者、薬物性精神疾患患者、高齢受刑者、外国人受刑者等の増加に伴い、刑事施設に勤務する刑務官等に過重な業務負担を強いる状況になり、刑務官の著しい負担を軽減するための増員が不可欠となったところ、国家公務員の採用抑制に係る総人件費改革などの政府の方針もあって、必要な刑務官の増員が得られないことから、刑事施設の非権力的業務を民間委託するとともに、平成22年度からは、PFI事業における規制の特例措置に対して全国展開が相当と評価されたことを受け、公権力に関わる業務についても公共サービス改革法を活用して刑事施設3庁において試行的に民間委託を行うことで、職員の負担軽減を図り、矯正施設の適正な運営を図るとともに矯正処遇の充実を図る。

・公共サービス改革法に基づく民間委託実施刑務所において、受刑者の社会復帰への不安感の軽減を図り、就職意欲等を培うため、職業フォーラムを実施することを目標としている。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
② P F I 刑務所の運営 (平成19年度)	10,912百万円 (10,912百万円)	11,419百万円	－ 百万円	1
達成手段の概要等				
<p>・施設的设计・建設・維持管理及び被収容者の処遇に係る事業について、P F I手法を活用し、美祢社会復帰促進センター（平成19年4月運営開始、事業期間20年）、島根あさひ社会復帰促進センター（平成20年10月運営開始、事業期間20年）を整備し、また、国費をもって刑事施設的设计・建設を行った上、建設後の施設の維持管理及び被収容者の処遇に係る事業について、P F I手法を活用し、喜連川社会復帰促進センター、播磨社会復帰促進センター（いずれも平成19年10月運営開始、事業期間15年）の運営を開始することで、職員の負担軽減を図り、矯正施設の適正な運営を図るとともに矯正処遇の充実を図る。</p> <p>・改善更生の可能性が高い初犯の受刑者を対象に、民間のノウハウを活用して、雇用情勢に応じた質の高い職業訓練を積極的に実施することをその目的の一つとしていることから、受刑者に対して幅広く職業訓練を実施することを目標としている。</p>				

\*1 「矯正施設」

刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所及び婦人補導院の総称

\*2 「民間委託等」

刑事施設の運営に係る総務系業務の民間委託のほか、公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託及びP F I手法（公共施設等の建設，維持管理，運営等を民間の資金，経営能力及び技術的能力を活用して行う民間委託の手法の一つ。Private Finance Initiativeの略。）を活用した民間委託をいう。

\*3 「P F I 刑務所」

P F I手法を活用した民間委託を実施する美祢社会復帰促進センター，島根あさひ社会復帰促進センター，喜連川社会復帰促進センター，黒羽刑務所，播磨社会復帰促進センター及び加古川刑務所の総称

\*4 「職業フォーラム」

公共サービス改革法に基づき委託された特定業務を実施する民間事業者の提案の一つ。就労を希望する受刑者と民間企業との対面方式による職業説明会を刑事施設内で実施するものであり，受刑者の社会復帰への不安感軽減や就労意欲の向上などを図るだけでなく，民間企業に出所受刑者の採用イメージを持ってもらうことで，出所受刑者の就労先確保を期待するもの

\*5 「民間委託実施刑務所」

公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託を実施する黒羽刑務所，静岡刑務所及び笠松刑務所の総称。静岡刑務所及び笠松刑務所における総務・警備業務並びに静岡刑務所，笠松刑務所及び黒羽刑務所における作業・職業訓練・教育・分類業務について，民間委託を実施している。



## 平成25年度事後評価の実施に関する計画（事前分析表）

（法務省25－（9））

施策名	保護観察対象者等 <sup>1</sup> の改善更生等
担当部局名	保護局更生保護振興課，観察課
施策の概要	保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため，社会内において適切な処遇を行うとともに，犯罪や非行のない地域社会作りのため，犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。
政策体系上の位置付け	更生保護活動の適切な実施 （Ⅱ－6－（1））
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を効果的に実施することによって，保護観察対象者の犯罪的傾向の除去・緩和を図る。</li> <li>・保護観察対象者等の就労支援を強化することによって，保護観察対象者等の就労を促進して生活や心情の安定を図る。</li> <li>・更生保護施設等を活用した自立支援を積極的に実施することによって，行き場がなく自立が困難な保護観察対象者等を保護し，その自立更生を図る。</li> <li>・保護観察対象者等の改善更生や犯罪予防に関する国民の理解と協力を求めるとともに，犯罪予防活動への民間の参画を促す。</li> </ul>
目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性犯罪者等反復性のある犯罪的傾向を有する者に対しては，認知行動療法等の専門的な知見に基づく処遇を行い，犯罪的傾向の除去・緩和を図ることが，保護観察対象者の改善更生や再犯防止のためには必要であることから，保護観察所で実施している専門的処遇プログラムを効果的に運用する必要がある。</li> <li>・就労は，安定した社会生活のために必要不可欠であり，無職の保護観察対象者の再犯率が有職者に比べて高水準になっているところ，保護観察対象者は前歴のために就労が困難であることが多い上，近年の経済雇用情勢の悪化を背景に，保護観察対象者等の就労が一層困難になっている状況にあることにも鑑みると，就労先の確保を始めとした就労支援を強化する必要がある。</li> <li>・保護観察対象者等が自立更生を果たすためには，住居を含めた生活基盤を確保し，自立に向けた働きかけをする必要がある。刑事施設等を出所しても行き場がなく，自力では改善更生が困難な者が高水準で推移しているため，更生保護施設等を積極的に活用する必要がある。</li> <li>・保護観察対象者等の改善更生を図り，犯罪や非行のない社会を作るためには，地域社会の理解と協力が不可欠であることから，国民の理解と協力を求めるとともに，民間の参画を促すことで，地域社会における犯罪予防活動を推進する必要がある。</li> <li>・「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）においても，再犯の現状と課題として，性犯罪を対象とした「再犯リスクに応じた専門的処遇プログラムを実施する」こと，「他業種にわたる新たな雇用先の創出や開拓に取り組む」こと，「更生保護施設を始めとする社会内における多様な帰宅先の確保・開拓に努めるとともに，それぞれの機能や特性に応じた確実な受入れを促進し，刑務所出所者等の社会復帰につなげていく」ことの必要性が指摘されている。また，再犯を防止するための重点施策として，対象者の特性に応じた指導及び支援を強化するため性犯罪者処遇プログラムにより効果的な指導・支援を実施すること，社会における「居場所」と「出番」を作るため刑務所出所</li> </ul>

	者等が健全な社会の一員としてその責任を果たすことができるよう「住居の確保」と「就労の確保」を行うこと、広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現することが求められている。
政策評価実施 予定時期	平成26年8月

測定指標	基準値		25年度目標値
	基準年度		
1 性犯罪者処遇プログラム <sup>*2</sup> 受講者において、受講後、問題性の程度が低下したと認められる者の割合	91.0%	21年度	91.0%以上

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

・性犯罪者処遇プログラムの効果は、プログラム実施前後における保護観察対象者の認知や行動に関する評価によって測定できる。同プログラムでは開始時及び終了時に、性犯罪を許容する認知、問題解決スキルの不足、他人への共感性の不足などの項目を評価し、同プログラム受講者の抱える問題性<sup>\*3</sup>がどのように変化（低下）したかを評点（問題性の程度）の比較によって把握し、その効果を測定している。したがって、評点が低下した者は、問題性が改善されたと認められ、プログラムの効果があったといえるため、評点が低下した者の割合を測定指標とした。

・また、平成20年度以降の実績値をみると、平成21年度の「91.3%」が最も高いことから、「91.0%」を基準値として設定し、基準値以上を目標値として設定した。

過去の実績	年度ごとの実績値				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
性犯罪者処遇プログラム受講者において、受講後、問題性の程度が低下したと認められる者の割合（%）	—	86.9	91.3	90.2	89.9

測定指標	基準値		25年度目標値
	基準年		
2 保護観察終了者に占める無職者の割合（※年ごとの指標）	24.1%	23年	23年割合からの減少

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

・保護観察対象者等に対する就労支援の効果を、保護観察終了時の就労状況によって測定することとし、保護観察終了者に占める無職者の比率を測定指標とした。

・本指標は、雇用情勢等の外的な影響を受けやすいため、長期の目標を設定することが困難であることから、対前年減として目標を設定した。

・保護観察対象者等の就労を確保するためには、協力雇用主の拡大を図ることが不可欠であることから、協力雇用主<sup>\*4</sup>の数を参考指標とした。

・保護観察対象者等の就労状況とも関連することから、雇用情勢を示す指標として、完全失業率<sup>\*5</sup>を参考指標とした。

過去の実績	年ごとの実績値				
	19年	20年	21年	22年	23年
保護観察終了者に占める無職者の割合 (%)	20.0	19.8	23.7	24.2	24.1
参考指標	年ごとの実績値				
	20年	21年	22年	23年	24年
協力雇用主の数 (※前年度の実績を反映するため、各年4月1日現在の状況を調査しているもの)	6,556	7,749	8,549	9,346	9,953
完全失業率 (%) (※年平均)	19年	20年	21年	22年	23年
	3.9	4.0	5.1	5.0	4.5

測定指標	基準	基準年度	25年度目標

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

社会内において、行き場のない保護観察対象者等に適切な生活環境と一定の生活基盤を確保することに加え、個々の問題や必要に応じ、様々な指導及び支援を受けることができる多様な方法及び機会を確保することが重要であることから、「行き場のない保護観察対象者等の受入状況」を測定指標として設定した。具体的には、社会における多様な生活基盤の確保という観点から、全更生保護施設における年間収容保護人員のほか、平成23年度から実施している緊急的住居確保・自立支援対策（自立準備ホーム<sup>6</sup>）の登録事業者数及び全自立準備ホームにおける年間収容保護人員を参考指標として、その活用状況等を分析することにより、行き場のない保護観察対象者等の生活基盤の確保の進み具合を総合的に評価する。

参考指標	年度ごとの実績値				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
全更生保護施設における年間収容保護人員（人）	9,563	9,708	9,668	9,991	10,538
自立準備ホームの登録事業者数	—	—	—	—	166
全自立準備ホームにおける年間収容保護人員（人）	—	—	—	—	799

測定指標	基準値	基準年度	25年度目標値

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

保護観察対象者等の改善更生に対する理解と協力を求め、犯罪や非行のない地域社会作りを促進するためには、学校において犯罪予防活動に関する教育を行ったり、地域の関係機関・団体に広く犯罪予防活動への参画を求めることなどが重要であることから、「犯罪予防活動の推進状況」を測定目標として設定した。

具体的には、犯罪予防をテーマとした作文コンテストの参加学校数や応募作品数のほか、中央、都道府県及び市区町村等単位の“社会を明るくする運動”推進委員会の構成機関・団体数を参考指標として、その状況を分析することにより、犯罪予防活動の推進状況を総合的に評価する。

参考指標	年度ごとの実績値				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
作文コンテスト参加学校数	6,709	6,901	7,842	7,837	8,580 (速報値)
作文コンテスト応募作品数	175,143	188,993	204,493	225,092	249,552 (速報値)
“社会を明るくする運動”推進委員会の構成機関・団体数 ※中央、都道府県及び市区町村等単位の合計	30,368	31,097	30,142	30,554	30,025 (速報値)

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
①更生保護施設整備事業 <sup>7</sup> への補助 (平成6年度)	275百万円 (275百万円)	327百万円	— 百万円	3
達成手段の概要等				
更生保護施設整備事業は、更生保護法人が設置する更生保護施設(全国に約100施設)について、施設の老朽化等を背景とする建物・設備の改築・補修等の実施に当たり、国が当該施設整備事業費の2分の1を交付限度として補助するものである。同事業により、将来的に機能不全となるおそれの高い建物の改築・補修等を行うことで、更生保護施設の機能を維持することを目的としており、これは行き場のない保護観察対象者等に対して「更生保護施設等を活用した自立支援を積極的に実施する」という目標に資するものである。				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
②就労支援事業への補助 (平成18年度)	35百万円 (35百万円)	35百万円	— 百万円	2
達成手段の概要等				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・身元保証が得られないため就労が確保できない保護観察対象者等について、身元保証事業者から身元保証を得るために必要な経費を、国が2分の1を交付限度として補助するものである。</li> <li>・就労の困難な保護観察対象者等の就労を促進して、その再犯防止・改善更生の実現を図るものである。</li> </ul>				

達成手段	補正後予算額(執行額)	25年度	関連
------	-------------	------	----

(開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
③保護観察の実施 (一年度)	10,376百万円 (9,571百万円)	10,122百万円	— 百万円	1

達成手段の概要等

・矯正施設に収容された者の釈放後の生活環境を調整し、その円滑な社会復帰を図るとともに、保護観察対象者が社会の中で改善更生できるよう、国の責任において指導監督及び補導援護による保護観察を実施する。また、保護観察対象者や更生緊急保護の対象となる者に対し保護や支援が必要な場合の応急の救護等及び更生緊急保護、恩赦の上申等を実施する。

・特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を実施することによって、保護観察対象者の改善更生を促進するものである。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
④犯罪予防活動の促進 (一年度)	598百万円 (544百万円)	604百万円	— 百万円	4

達成手段の概要等

・犯罪をした者及び非行のある少年の再犯・再非行の防止と改善更生を目的とした保護司による地域活動や、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会づくりのために法務省等の行政機関、地域住民、自治体、企業等が協力して実施する犯罪の予防に資する各種取組を推進する。

・犯罪予防活動を推進する手段として、毎年、法務省主唱の“社会を明るくする運動”において、運動の趣旨に賛同した官民の様々な機関・団体により構成される推進委員会(中央、都道府県及び市区町村等を単位として組織される)によって、小中学生を対象とした犯罪予防をテーマとする「作文コンテスト」などの地域密着型の広報啓発活動及び更生保護への協力を求める活動等を実施している。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
⑤仮釈放等の審査決定 (一年度)	77百万円 (65百万円)	71百万円	— 百万円	—

達成手段の概要等

地方更生保護委員会が、矯正施設被収容者について、仮釈放等審理(以下「審理」という。)を適正に実施して収容期間満了前に仮釈放等を許すことにより、これらの者の再犯を防止又は非行をなくし、円滑な社会復帰と改善更生を促進するもの(仮釈放等の期間中は保護観察に付される。)である。

なお、審理において必要があると認めるときは、地方更生保護委員会委員又は同委員会事務局保護観察官は、審理対象者との面接を行い、同委員をもって構成する合議体による審理において、仮釈放等を許す旨の決定等がなされている。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		

⑥自立更生促進センターの運営 (平成19年度)	163百万円 (109百万円)	155百万円	－ 百万円	－
----------------------------	--------------------	--------	----------	---

達成手段の概要等

親族や民間の更生保護施設では受入困難な刑務所出所者等に対し、宿泊場所（保護観察所に併設）を提供して、保護観察官による濃密な指導監督や手厚い就労支援等を実施する。

具体的には、特定の問題性に応じた重点的・専門的な社会内処遇を実施する「自立更生促進センター」を福島県及び福岡県に、また、主として農業の職業訓練を行う「就業支援センター」を北海道及び茨城県に設置している。これらは「保護観察対象者の犯罪的傾向の除去・緩和を図る」、「保護観察対象者等の就労を促進して生活や心情の安定を図る」、「行き場がなく自立が困難な保護観察対象者等を保護し、その自立更生を図る」という目標に資するものである。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
⑦犯罪被害者等の支援 (平成19年度)	103百万円 (86百万円)	94百万円	－ 百万円	－

達成手段の概要等

犯罪被害者等基本計画に基づき、更生保護官署において、犯罪被害者等（犯罪被害者及び被害者が死亡や心身に重大な被害を受けた場合における一定の近親者を指す。以下同じ。）の希望に応じて、(i)仮釈放等審理における犯罪被害者等の意見等の聴取、(ii)犯罪被害者等の心情等の保護観察対象者への伝達、(iii)加害者の処遇状況等に関する情報の犯罪被害者等への伝達及び(iv)犯罪被害者等に対する相談・支援を行う。

これらの施策は、犯罪被害者等に十分に配慮し、その負担の軽減を図るとともに、犯罪被害者等の置かれた状況や心情を踏まえた上で仮釈放等審理及び保護観察処遇を実施することで、加害者に対する処遇のより一層の適正化に資するものである。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
⑧更生保護情報トータルネットワークシステムの運用 (昭和62年度)	279百万円 (237百万円)	192百万円	－ 百万円	－

達成手段の概要等

円滑かつ適切な更生保護行政の運営を確保するとともに、保護観察処遇等の効率化を図るため、仮釈放審理情報、保護観察情報、生活環境調整情報、犯罪被害者に関する情報、協力雇用主に関する情報及び医療観察に関する情報等をコンピューターシステムで管理・処理することを目的として、「更生保護情報トータルネットワークシステム」の運用を行っている。

現在は、同システムを全国の地方更生保護委員会や保護観察所で運用しつつ、業務改善効果を期待して計画的にシステムの最適化を図ることとしており、平成25年度は、一定の機器の集約化を行うこととしている。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		

⑨ 処遇等データの保全体制の確立 (平成23年度)	123百万円 (100百万円)	103百万円	－ 百万円	－
達成手段の概要等				
<p>「更生保護トータルネットワークシステム」として運用している事件管理システムでは、これまで保護観察処遇等に関するデータの保存及び利用者認証を管区機関及び府県単位に置かれた所管各庁の庁舎内に設置するサーバに担わせてきたが、庁舎の被災によりサーバに障害が発生した場合、データの喪失、システム利用者認証ができなくなるなど、業務の継続が著しく困難となる。</p> <p>このため、各庁に置かれたサーバを順次集約してデータの集約管理を行うことでデータの喪失を防止し、関係システム及び利用者認証機能のバックアップシステムを遠隔地に設置して、業務の継続性を確保することで、更生保護行政の適切な実施を図るものである。</p>				

\*1 「保護観察対象者等」

保護観察対象者，更生緊急保護対象者

\*2 「性犯罪者処遇プログラム」

自己の性的欲求を満たすことを目的とする犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する保護観察対象者に対し、心理学等の専門的知識に基づき、性犯罪に結び付くおそれのある認知の偏り、自己統制力の不足等の自己の問題性について理解させるとともに、再び性犯罪をしないようにするための具体的な方法を習得させ、上記傾向を改善するプログラム（参照：[http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/52/nfm/n\\_52\\_2\\_6\\_4\\_4\\_2.html](http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/52/nfm/n_52_2_6_4_4_2.html)）

\*3 「プログラム受講者の問題性（評点）」

性犯罪に結び付く問題性（性犯罪を許容する認知、問題解決スキルの不足、他人への共感性の不足等）を、保護観察官がプログラムの受講前後に点数化して評価するものであり、問題性が大きいほど高得点となる。

\*4 「協力雇用主」

犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者等をその事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主

\*5 「完全失業率」

総務省統計局が行っている労働力調査であり、労働力人口に占める完全失業者（①仕事がなく調査週間に少しも仕事をしなかった（就業者ではない）、②仕事があればすぐに就くことができる、③調査週間に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む）の三つの条件を満たす者）の割合を指す。平成22年及び平成23年の結果については、東日本大震災の影響により、調査困難となった岩手県、宮城県、福島県を除く全国の結果を示している。

\*6 「自立準備ホーム」

保護観察所があらかじめ登録したNPO法人等に対して宿泊や食事の提供等を委託する「緊急的住居確保・自立支援対策」における同法人等が管理する宿泊場所

\*7 「更生保護施設整備事業」

更生保護法人が設置する更生保護施設について、施設の老朽化等を背景とする建物・設備の改築・補修等の実施に当たり、国が当該施設整備事業費の2分の1を交付限度として補助するもの。平成23年度は、3件に対し補助を行った。

## 平成25年度事後評価の実施に関する計画（事前分析表）

（法務省25－（10））

施策名	医療観察対象者 <sup>*1</sup> の社会復帰
担当部局名	保護局総務課
施策の概要	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。
政策体系上の位置付け	更生保護活動の適切な実施 (Ⅱ－6－(2))
達成すべき目標	地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保するため、関係機関の協力体制を整備するとともに、精神保健観察を適正に実施するなどして、医療観察対象者の一般精神科医療等への移行を図る。
目標設定の考え方・根拠	<p>心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律<sup>*2</sup>（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）においては、医療観察対象者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もって、その社会復帰を促進することとされている。</p> <p>医療観察対象者の円滑な社会復帰を促すためには、地域社会における処遇において、①指定通院医療機関による継続的かつ適切な医療の提供、②継続的な医療を確保することを目的として保護観察所の社会復帰調整官が必要な指導等を行う精神保健観察の実施、③医療観察対象者が地域社会において安定した生活を営んでいくために必要な精神保健福祉サービス等の援助の提供が適正かつ円滑に実施される必要がある。そのため、保護観察所は、関係機関と協議して医療観察対象者ごとに処遇の実施計画を定め、各関係機関は、この実施計画に基づいて処遇を実施することとされている。また、保護観察所は、関係機関との協力体制を整備し、医療観察対象者に係る情報の共有や処遇方針の統一を図ることなどを目的としたケア会議<sup>*3</sup>を実施して、関係機関相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、精神保健観察を適正に実施して、適切な時期に一般精神科医療等への移行を図ることが求められている。</p>
政策評価実施予定時期	平成26年8月

測定指標	基準値		25年度目標値
	基準年度	基準年度	
1 精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定（医療観察法第56条第1項第2号に係る決定に限る。）を受けた者の数及び期間満了により精神保健観察を終了した者の数	13.1%	20年度	19.0%以上



の割合					
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠					
<p>保護観察所の長は、社会復帰の準備が整った者について、医療観察法による医療の必要性を慎重に検討し、その必要性があると認めることができなくなった場合は、速やかに処遇終了の申立てを行う必要がある。</p> <p>また、期間満了により精神保健観察を終了した者は、医療観察法による処遇終了後も継続的に必要な医療、精神保健福祉サービス等が確保され、医療観察法による医療の必要性が認められなくなった者である。</p> <p>これらの者はいずれも一般精神科医療等への移行が円滑になされ、社会復帰を実現した者と評価できる。よって、保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定<sup>4</sup>（医療観察法第56条第1項第2号にかかる決定に限る。以下同じ。）を受けた者の数及び期間満了者数の合計が精神保健観察事件年間取扱件数に占める割合を測定指標とした。</p> <p>基準年度は、医療観察制度施行初年度（平成17年度）に精神保健観察を開始した者が期間満了を迎える平成20年度に設定した。また、目標値は、平成20、21、22、23年度の実績値の平均値である19.0パーセント以上とした。これは、本制度が法施行後7年しか経過しておらず、精神保健観察事件年間取扱件数等の値が大きく変動する可能性があることから、前年度の実績値を次年度の目標値として設定することは適当でないため、期間満了者が発生した平成20年度以降の実績値の平均値を平成25年度の目標値として設定したものである。</p>					
過去の実績	年度ごとの実績値				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数及び期間満了により精神保健観察を終了した者の数の割合（%）	7.9	13.1	18.4	20.5	21.9
（保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数）（人）	25	40	50	56	50
（期間満了により精神保健観察を終了した者の数）（人）	0	21	62	87	109
（精神保健観察事件年間取扱件数）（件）	315	466	608	699	725
参考指標	年度ごとの実績値				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
ケア会議の開催回数（回）	—	—	1,978	2,178	2,505

達成手段 （開始年度）	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
①医療観察の実施 （平成17年度）	263百万円 （194百万円）	271百万円	— 百万円	1

達成手段の概要等

保護観察所が、医療観察対象者の生活環境の調査、生活環境の調整及び精神保健観察を適正かつ円滑に実施するとともに、ケア会議を積極的に開催することによって関係機関相互間の連携の確保等を行うことで、

その社会復帰を促進している。

---

\*1 「医療観察対象者」

心神喪失又は心神耗弱の状態（精神の障害のために善悪の区別がつかないなど、通常の刑事責任を問えない状態のことをいう。）で重大な他害行為を行った者が医療観察制度の対象となる。重大な他害行為とは、殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ（これらの未遂を含む。）、傷害（軽微なものは対象とならないこともある。）に当たる行為をいう。

\*2 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」

この法律は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的とする。（第1条第1項）

\*3 「ケア会議」

保護観察所が開催し、地域処遇に携わる関係機関の担当者や医療観察対象者本人及びその保護者が参加して、処遇を実施する上で必要となる情報を共有するとともに、処遇方針の統一を図っていく会議のこと。

\*4 「保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定」

保護観察所の長は、精神保健観察中の者について、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために医療観察法による医療を受けさせる必要があると認めることができなくなった場合は、指定通院医療機関の管理者と協議の上、直ちに、地方裁判所に対し、本法による医療の終了の申立てをしなければならないとされており、同申立てについて裁判所がその旨の決定をしたもの。（医療観察法第56条第1項第2号）

## 平成25年度事後評価の実施に関する計画（事前分析表）

（法務省25－（11））

施策名	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施
担当部局名	公安調査庁総務部総務課
施策の概要	公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。
政策体系上の位置付け	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 （Ⅱ－7－（1））
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オウム真理教（以下「教団」という。）の活動状況<sup>1</sup>を明らかにし、教団に対する観察処分<sup>2</sup>を適正かつ厳格に実施する。</li> <li>・ 破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。</li> </ul>
目標設定の考え方・根拠	<p>・ 教団は、現在なお、無差別大量殺人行為を行った首謀者である麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）を崇拜し、その影響を強く受けているなど、依然として本質的な危険性を保持していることから、教団の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止していく必要性が高い。また、教団に対しては、教団施設が存する地域の住民等が依然として恐怖感・不安感を抱いており、その恐怖感・不安感を払拭する必要がある。ついては、国民の恐怖感・不安感の解消・緩和を含む公共の安全の確保に寄与するため、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号。以下「団体規制法」という。）の規定に基づき教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施することを目標とした。</p> <p>・ 北朝鮮や国際テロの動向、大量破壊兵器拡散の問題など、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸念事項となる問題が依然として存在することから、国内外の情報の収集・分析に注力した上で、情勢の変化に応じて柔軟に対応し、その時々の情報ニーズに応じた情報を政府・関係機関に提供する必要がある。ついては、公共の安全の確保に寄与するため、破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）等に基づく破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供するとともに、情報収集及び分析・評価能力を向上させることを目標とした。</p>
政策評価実施 予定時期	平成26年8月

測定指標	基準		25年度目標
	基準	基準年度	
1 教団の活動状況及び危険性の 解明	－	－	教団施設等に対する立入検査の実施回数、施設数及び動員した公安調査官数並びに立入検査等により判明した事項から、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力、危険な綱領の保持等）を解明する。
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠			

教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施できたかどうかについては、教団の活動状況や危険性についてどの程度解明したか、立入検査をどの程度実施したか等について総合的に分析することが適当である。そこで、測定指標として「教団の活動状況及び危険性の解明」を設定した。具体的には、立入検査の実施回数、施設数、動員した公安調査官数、立入検査等により判明した事項から、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力、危険な綱領の保持等）の解明の度合いを評価する。

参考指標	年度ごとの実績値					
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
立入検査の実施回数等	実施回数（回）	18	19	23	15	16
	施設数	41	36	35	50	61
	動員数（人）	683	628	682	705	940

測定指標	基準値		25年度目標値
		基準年度	
2 教団に関する関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求への対応状況(平均所要日数)	—	—	33.2日より短縮

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

教団に関する関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求に対して、当庁が可能な限り迅速に対応することは、国民の恐怖感・不安感の解消・緩和に資すると考えられる。そこで、測定指標として「教団に関する関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求への対応（平均所要日数）」を設定し、請求から提供までの所要日数を、過去5年間（平成19年度～23年度）の平均所要日数（33.2日）より短縮することを目標とした。

なお、提供状況の取りまとめに要する日数等は、請求の内容及び提供量によって異なり、平均所要日数が大幅に増加した年もあったことから、前年度（単年度）との比較ではなく、複数年度の平均値との比較がより適切な基準になると考えられる。そのため、目標値を前年度ではなく、過去5年間（平成19年度～23年度）の平均所要日数より短縮することとした。

過去の実績	年度ごとの実績値					
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
過去5年間における関係地方公共団体からの調査結果提供請求に対する対応状況	請求を行った関係地方公共団体数	17	22	18	19	18
	提供回数（回）	46	53	49	58	50
	平均所要日数（日）	56.1	38.8	30.1	20.1	21.0

測定指標	基準		25年度目標
		基準年度	

3 破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施	—	—	職員の情報収集及び分析・評価能力を向上させ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。
--	---	---	--

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国の公共の安全を確保する上で早急に把握・解明すべき重要課題が多数存在する状況の中、その時々  
の情報ニーズに応じた情報を正確性、適時性、迅速性をもって関係機関及び国民に対し提供できたかどうか  
を測ることが適当である。そこで、測定指標として「破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の  
向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施」を設定した。具体的には、情報収集及び分析・評価  
能力の向上のための取組並びに関係機関及び国民に対する情報提供の実施実績等を分析し、提供情報の正確  
性、適時性、迅速性の度合いを評価する。

参考指標	年度ごとの実績値				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
ホームページへのアクセス件数（件） ※平成23年度のアクセス件数については、法務省ホームページ の改訂作業中に当庁ホームページのアクセスカウンターに不具 合が生じ、測定不能であった。	155,752	105,507	133,722	165,357	—

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
①破壊的団体等の規制に関する調査等を通 じた公共の安全の確保を図るための業務の 実施 (昭和27年度)	477百万円 (469百万円)	414百万円	— 百万円	3

達成手段の概要等

破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに団体規制法の規定による  
無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。また、団体規制に関す  
る調査において収集、分析した内外情勢に関する情報については、内閣の情報機能の強化や危機管理及び政府の  
重要施策の推進に貢献するため、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
②オウム真理教に対する観察処分の実施 (平成11年度)	15百万円 (15百万円)	11百万円	— 百万円	1, 2

達成手段の概要等

団体規制法に基づき、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施する。具体的には、教団に対する調査

を、全国的かつ組織的に展開するほか、特に必要があると認められるときには公安調査官による立入検査を行う。また、関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求に対しては、迅速かつ適切に対応する。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
③公安情報電算機処理システムの整備・運用 (昭和62年度)	103百万円 ( 96百万円)	121百万円	－ 百万円	1, 2, 3
達成手段の概要等				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該システムは、本庁と地方支分部局間のオンライン化により、調査によって収集した情報を迅速に集約するとともに、データベース化して共有するものであり、当庁の基幹システムとしての役割を担っている。</li> <li>・調査対象団体に関する各種情報をリアルタイムで集約し、一元的・総合的に管理することで、調査・分析業務の迅速化、合理化及び効率化を図り、確度の高い情報を関係機関等に適時・適切に提供する。</li> </ul>				

\*1 「教団の活動状況」

「内外情勢の回顧と展望」([http://www.moj.go.jp/psia/kouan\\_kaiko\\_index.html](http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html))を参照

\*2 「観察処分」

過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に、当該団体の活動状況を継続して明らかにするために行う処分（団体規制法第5条第1項）で、具体的な内容は、①公安調査庁長官が当該団体から一定の事項について定期の報告を受けること（報告徴取，団体規制法第5条第2項，第3項及び第5項），②当該団体の活動状況を明らかにするために公安調査官に必要な調査をさせること（任意調査，団体規制法第7条第1項），③当該団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときに、団体が所有又は管理する土地又は建物に立ち入って、必要な物件を検査すること（立入検査，団体規制法第7条第2項）。

なお、観察処分に基づく調査の結果については、関係地方公共団体の長から請求があったときは、これを提供することができる（団体規制法第32条）。

## 平成25年度事後評価の実施に関する計画（事前分析表）

（法務省25－（12））

施策名	登記事務の適正円滑な処理
担当部局名	民事局総務課，民事第二課，商事課
施策の概要	不動産取引の安全と円滑，会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに，登記に関する国民の利便性を向上させるため，登記事務を適正・円滑に処理する。
政策体系上の位置付け	国民の財産や身分関係の保護 （Ⅲ－9－（1））
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記所備付地図の整備を地図混乱地域<sup>※</sup>を対象として重点的かつ緊急的に推進する。</li> <li>・オンラインによる登記関係手続の利用を促進する。</li> </ul>
目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記所備付地図は，法務局（登記所）が，不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の規定により登記所に備え付けるものとされている土地の位置及び境界を特定することのできる地図である。登記所備付地図の整備については，都市部の整備が遅れていたことが土地取引の促進や都市再生のための各種施策の円滑な遂行を妨げる要因の一つとなっていたことから，政府の基本方針等においても「都市部における地籍整備の推進」が盛り込まれているところであり，国民の財産の保全を図るため，同地図の整備を重点的かつ緊急的に推進していく必要がある。</li> <li>・不動産登記及び商業・法人登記等の申請や登記事項証明書の交付請求等の登記関係手続については，登記・供託オンライン申請システムにより，インターネットを利用したオンラインによる申請（請求）を行うことが可能である。登記に関する国民の利便性を高めるためには，「新たなオンライン利用に関する計画」（平成23年8月3日IT戦略本部決定）に基づき，国民の視点に立って，オンライン利用に関するサービスの品質の向上に重点を置いた業務・システムの改善を行い，これらオンライン手続の利用の促進を図る必要がある。</li> </ul>
政策評価実施 予定時期	平成26年8月

測定指標	基準値		25年度目標値
	基準年度		
1 登記所備付地図作成作業における作業実施面積	－	－	17平方キロメートル

### 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

登記所備付地図の整備については，平成16年度からの10か年で，都市部の地図混乱地域について，100平方キロメートルの地図を作成することとし，順次作業を実施していたところ，国土交通省が実施した「都市再生街区基本調査」の結果を踏まえて，新たに「登記所備付地図作成作業10か年計画」を策定し，平成21年度からの10か年で，都市部の地図混乱地域のうち，130平方キロメートルの登記所備付地図を作成することとした。さらに，各界からの強い要望等を受けて，平成22年度から同計画を8か年で実施することとする「登記所備付地図作成作業改・新8か年計画」を策定して前倒しで実施している。

そこで、登記所備付地図作成作業における作業実施面積を測定指標として、登記所備付地図作成作業改・新8か年計画に基づいて定められている平成25年度の作業実施予定面積である17平方キロメートルを目標値とした。

過去の実績	年度ごとの実績値				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
登記所備付地図作成作業における作業実施面積（平方キロメートル）	10	10	12	15	15

測定指標	基準	基準年度	25年度目標
			2 オンラインによる登記関係手続の利用促進

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

「新たなオンライン利用に関する計画」においては、国民・企業等が広く利用するオンライン化された手続のうち、利用頻度が高い手続を重点手続と位置付けている。登記関係手続については、①不動産登記の申請、②不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等、③商業登記（株式会社）の申請、④商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等、⑤成年後見登記に係る登記事項証明書の交付請求の5手続が、オンライン利用の促進に努める重点手続として掲げられている。

この重点5手続については、同計画に基づき、国民の視点に立って、オンライン利用に関するサービスの品質の向上に重点を置いた業務・システムの改善を行うことにより、オンラインによる登記関係手続の利用を促進させ、国民の利便性の向上を図る必要がある。

そこで、この重点5手続に係るオンライン利用率を参考指標として、オンラインによる登記関係手続の利用促進の度合いを測ることとした。

参考指標	年度ごとの実績値				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
重点5手続に係るオンライン利用率（％）	—	47.19	54.84	61.66	67.68

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
①登記所備付地図整備の推進 (平成16年度)	2,242百万円 (2,032百万円)	2,352百万円	— 百万円	1

達成手段の概要等

法務局（登記所）が、登記所備付地図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の規定により登記所に備え付けられるものとされている土地の位置及び境界を特定できる地図）の整備を重点的かつ緊急的に推進することにより、都市再生の円滑な推進に寄与する。

達成手段	補正後予算額（執行額）	25年度 当初	関連 する



(開始年度)	23年度	24年度	予算額	指標
②登記事項証明書の交付事務等の委託 (平成20年度)	7,805百万円 (7,253百万円)	7,286百万円	— 百万円	—

達成手段の概要等

登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧といった登記簿等の公開に関する事務(乙号事務)について、民間競争入札の対象とし、当該事務を包括的に民間委託することとし、より良質かつ低廉な公共サービスの提供を実現することを目的とする。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
③登記情報システムの維持管理 (平成18年度)	22,076百万円 (22,010百万円)	22,589百万円	— 百万円	—

達成手段の概要等

不動産登記、商業・法人登記等に関する事務を処理する上で不可欠な登記情報システムの安定的な運用を図ることにより、登記所における業務の適正かつ効率的な遂行を可能とするとともに、インターネットを利用した登記情報の提供や、最寄りの登記所から全国の登記事項証明書等の取得を可能とするなど、社会のニーズに対応した行政サービスを提供する。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
④オンライン登記申請システムの維持管理 (平成16年度)	2,998百万円 (2,544百万円)	2,903百万円	— 百万円	2

達成手段の概要等

不動産登記、商業・法人登記等の登記申請や証明書発行請求機等の登記関係手続について、インターネットを利用したオンラインによる申請(請求)を行うことを可能とし、国民サービスの向上を図る。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
⑤地図情報システムの維持管理 (平成18年度)	10,531百万円 (10,193百万円)	5,930百万円	— 百万円	—

達成手段の概要等

登記所に備え付けられている地図及び地図に準ずる図面(以下「地図等」という。)並びに土地所在図等の各種図面を電子化し、コンピュータシステム(地図情報システム)を用いて処理するに当たり、登記記録を処理する登記情報システムと連携することで、登記所事務の効率化を図りつつ、インターネットを利用した地図及び各種図面に係る情報の提供や、最寄りの登記所から全国の地図等及び各種図面の証明書の取得を可能にするなど、国民サービスの向上を図る。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額 (執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
⑥電子認証システムの維持管理 (平成12年度)	297百万円 (290百万円)	290百万円	— 百万円	—
達成手段の概要等				
電子認証システムの安定的な運用を図るとともに、電子認証登記所が発行する電子証明書の利用を更に促進し、国・地方公共団体等へのオンライン申請及び電子商取引の拡大を図る。				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額 (執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
⑦登記情報提供システムの維持管理 (平成12年度)	1,088百万円 (1,014百万円)	1,040百万円	— 百万円	—
達成手段の概要等				
不動産取引・企業取引等の安全と円滑に資するため、登記情報をより簡易かつ迅速に利用することができるよう、インターネットにより、登記情報を閲覧することを可能とするサービスを提供しており、これに必要な登記情報提供システムの運用・管理を行う。				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額 (執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
⑧債権・動産譲渡登記事務の運営 (平成10年度)	305百万円 (276百万円)	296百万円	— 百万円	—
達成手段の概要等				
法人がする動産及び債権の譲渡に係る動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務並びにこれらの登記に係る情報を開示するための登記事項証明書等の交付に関する事務を、法務局（動産譲渡登記所及び債権譲渡登記所）において行うものである。また、これらの登記申請及び登記事項証明書等の交付申請に係る事務を円滑かつ効率的に処理するためのシステムである動産譲渡登記システム及び債権譲渡登記システムの運用を行う。				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額 (執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
⑨成年後見登記事務の運営 (平成12年度)	385百万円 (373百万円)	294百万円	— 百万円	—
達成手段の概要等				
成年後見制度は、急速に高齢化が進む我が国の社会において、知的障害や精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護・支援する制度であり、成年後見等の登記は、家庭裁判所がした成年後見開始の審判等の事実を登録・公示し、取引の安全等に資することを目的とし、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などをコンピュータ・システムによって登記するとともに、登記事項証明書（登記事項の証明書・登記さ				

れていないことの証明書)を発行することにより、取引の安全等に重要な役割を果たすことを目的とする。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
⑩登記事務の運営 (一年度)	3,662百万円 (3,366百万円)	3,764百万円	— 百万円	—
達成手段の概要等				
<p>不動産登記制度及び商業・法人登記制度を適正に運営することにより、不動産取引の安全と円滑及び会社・法人等に係る信用の維持を図り、もって、国民経済の基盤を形成し、資本主義社会の根幹を支えることを目的とする。</p>				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
⑪震災復興の推進 (平成23年度)	1,759百万円 (1,227百万円)	2,761百万円	— 百万円	—
達成手段の概要等				
<p>東日本大震災における被災地域において、i)倒壊、流出、消失等した建物の職権による滅失登記を行い、ii)土地の境界の復元及び地図の修正の作業を実施し、iii)仙台北法務局、福島地方法務局及び盛岡地方法務局管内の特に甚大な被害状況となっている登記所の管轄区域において、登記特設相談所を開設し、各種登記相談を受け付けるなど、必要な施策を講じて、被災地の震災復興対策に資することを目的とする。</p>				

\*1 「地図混乱地域」

地図と現況とが著しく相違し、登記記録上の土地を現地で特定することができない地域

## 平成25年度事後評価の実施に関する計画（事前分析表）

（法務省25－(13)）

施策名	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理
担当部局名	民事局民事第一課，民事局商事課
施策の概要	我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため，国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し，これを適正・円滑に運営する。
政策体系上の位置付け	国民の財産や身分関係の保護 (Ⅲ－9－(2))
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国籍事務<sup>1</sup>を適正かつ厳格に処理する。</li> <li>・法定受託事務<sup>2</sup>である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるように市区町村長に対して適切な指導・助言をする。</li> <li>・供託申請者等の利便性を向上させるとともに，供託所職員の業務処理の適正化を図るため，オンラインによる供託手続を推進する。</li> </ul>
目標設定の考え方・根拠	<p>・日本国籍は，我が国の構成員としての資格であるとともに，我が国において基本的人権の保障，公的資格の付与，公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位である。国籍事務は，当該資格・法的地位という包括的な身分関係が変動するという重大な影響を及ぼす事務であることから，できる限り早期に当該資格・法的地位の安定を図るとともに，平成21年1月1日の改正国籍法<sup>3</sup>施行に伴う虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するため，関係機関との相互協力を緊密にして，適正かつ厳格に処理する必要がある。</p> <p>・戸籍は，国民の親族的身分関係を公証する基本的な制度であり，その事務を適正に処理することにより，国民の親族的身分関係を正確に公証する必要がある。特に，平成20年5月1日に施行された改正戸籍法は，戸籍公開制度の厳格化，戸籍の記載の真実性の担保を趣旨とするものであり，また，昨今の社会的課題への対応として，縁組意思を欠いた養子縁組届による虚偽の戸籍記載を未然に防止するための対策も採られるなどしている。このように，戸籍制度を取り巻く環境が大きく変化している現状を十分に認識し，引き続き法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性を確保されるよう，市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく必要がある。</p> <p>・供託は，金銭，有価証券などを国家機関である供託所に提出して，その管理を委ね，最終的には供託所がその財産をある人に取得させることによって，一定の法律上の目的を達成しようとするために設けられている制度であり，国民の権利保全等のため重要な役割を果たす制度である。そこで，供託申請者である国民の利便性を向上させるとともに，業務処理の適正化を図るため，オンラインによる供託手続を推進していく必要がある。</p>
政策評価実施 予定時期	平成26年8月

測定指標	基準		25年度目標
	基準	基準年度	
1 帰化許可申請及び国籍取得届の適正・厳格な処理	－	－	帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届を適正・厳格

に行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

帰化許可申請に対する許可及び不許可の処分は、それにより申請者の国籍が変動し、個人の国籍という包括的な身分関係に重大な影響を及ぼすものであることから、帰化許可申請に対する許可及び不許可の判断を適正かつ早期にする必要がある。

また、国籍取得に対する受理及び不受理の処分は、それにより申請者の国籍が変動し、個人の国籍という包括的な身分関係に重大な影響を及ぼすものであることから、国籍取得届に対する受理及び不受理の判断を適正かつ早期にする必要がある。特に、平成21年1月1日の改正国籍法の施行に伴い、虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するために整備した国籍法施行規則や通達の趣旨にのっとり、届出の審査を慎重かつ適正に行うほか、警察等関係機関との相互協力を緊密に行うなどして、適切な運用をすることが必要不可欠である。

そこで、帰化許可申請者に対する許可・不許可の人数及び改正国籍法施行後の国籍取得者数に係る数値を参考指標として、帰化許可申請及び国籍取得届の適正・厳格な処理を指標とすることとした。

参考指標	年ごとの実績値				
	20年	21年	22年	23年	24年
帰化許可申請数（人）	15,440	14,878	13,391	11,008	集計中
帰化許可者数（人）	13,218	14,784	13,072	10,359	集計中
帰化不許可者数（人）	269	202	234	279	集計中
改正国籍法施行（平成21年1月1日）後の国籍取得者数（人）	—	1,572	1,396	1,207	集計中

測定指標	基準		25年度目標
	基準	基準年度	
2 市区町村からの受理又は不受理の照会等への適正な対応	—	—	市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正かつ迅速に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を早期かつ正確に公証する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

戸籍は、国民の親族的身分関係を公証する基本的な制度であることから、その事務を適正に処理することにより、国民の親族的身分関係を正確に公証する必要があるとともに、近年、戸籍制度を取り巻く環境が大きく変化している現状を十分に認識し、引き続き法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるよう、法務局・地方法務局から市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく必要がある。

また、戸籍事務を適正・円滑に処理するためには、法務局・地方法務局が主体となって市区町村で戸籍事務に従事している職員一人ひとりに戸籍法に関する必要な知識を習得させ、正しく理解させることが必要不可欠であり、これにより国民からの戸籍届出等に対して適正に処理をすることができることになると考えられる。

そこで、市区町村からの受理又は不受理の照会件数、法務局・地方法務局が主体となって実施している市区町村の戸籍事務従事職員を対象とした戸籍に関する研修の実施状況、現地指導実施回数<sup>4</sup>、現地指導実施率<sup>5</sup>に係る数値を参考指標として、市区町村からの受理又は不受理の照会等に対して適正かつ迅速に対応し、

戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を早期かつ正確に公証することを目標として掲げることとした。

参考指標	年度ごとの実績値				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
市区町村からの受理又は不受理の照会件数（件）	4,389	3,810	3,387	3,205	3,011
市区町村戸籍事務従事職員研修の延べ実施日数（日）	598	588	584	602	604
市区町村戸籍事務従事職員研修の延べ受講者数（人）	10,960	10,432	10,119	10,416	9,856
現地指導実施回数（回）	1,907	1,865	1,887	1,846	1,828
現地指導実施率（％）	97	95	98	97	97

測定指標	基準値		25年度目標値
	基準値	基準年度	
3 供託手続のオンライン利用率の向上	8.9%	23年度	23年度利用率以上

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

供託申請者等の利便性の向上を図るために、①供託申請における電子署名付与の不要化、②法人のする供託申請における資格証明書の提示等の省略、③供託書正本取得の選択化、④供託書正本に係る電磁的記録の保存規定を内容とする供託規則の改正を行った（平成23年12月7日公布、平成24年1月10日施行）。また、オンラインによる供託手続の申請等を行うシステムが法務省オンライン申請システムから登記・供託オンライン申請システムへ切り替えられ、システム処理性能、信頼性及び拡張性が向上し、供託申請者のオンライン申請の使い勝手も向上したところである。

加えて、オンライン申請の場合は、書面申請と異なり、供託書のスキャナ読み取り作業もなく、供託書正本を作成する上で、読み取り誤りによる供託金額の誤りもないことから、業務処理の適正化を図ることができる。

これらのことを踏まえ、供託手続のオンライン申請の推進を図ることによって、より多くの供託申請者等に利便性を享受させることができ、業務処理の適正化を図ることができることから、測定指標として、供託手続におけるオンライン利用率の向上<sup>\*6</sup>を設定し、平成25年度のオンライン利用率について、平成23年度実績より向上させることを目標とした。

なお、25年度の目標値である供託手続におけるオンライン利用率の算出に当たっては、大量供託事件<sup>\*7</sup>の状況等によって、その申請率の変動が著しく大きいことから、これら大量供託事件を除外した上、この修正による平成23年度のオンライン申請率の実績より向上させることとした。

過去の実績	年度ごとの実績値				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
大量供託事件を除く供託手続におけるオンライン利用率（％）	2.7	4.4	5.6	7.4	8.9

  

参考指標	年度ごとの実績値				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度

大量供託事件を除く供託手続におけるオンライン件数	19,671	29,970	39,152	50,757	61,387
--------------------------	--------	--------	--------	--------	--------

達成手段 (開始年度)	補正後予算額 (執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
①国籍・戸籍事務等の運営 (－年度)	294百万円 (284百万円)	1,086百万円	－ 百万円	1,2
達成手段の概要等				
国籍法及び戸籍法に基づく事務を適正・円滑に行うことにより、我が国における身分関係の安定及び国民の権利保全を図ることを目的とするものである。				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額 (執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
②供託事務の運営 (明治24年度)	704百万円 (682百万円)	920百万円	－ 百万円	3
達成手段の概要等				
供託事務は、供託申請が受理されることにより、債務の弁済、裁判上の保証、営業上の保証など一定の法律上の目的を達成させようとするものであり、債務の消滅など債権債務関係の基本を確定する効果をもたらす制度として、私人間の取引や各種事業者の経済活動あるいは裁判・執行手続や税の徴収手続、選挙手続等、国の基本政策にも密接に関係して幅広く活用され、その事件数や取扱金額も高い水準を維持しており、法秩序の維持・安定に寄与している。				

---

\*1 「国籍事務」

外国人が日本国籍を取得しようとする場合の帰化に関する事務、届出による日本国籍取得に関する事務、日本国籍と外国国籍とを有する者の日本国籍離脱に関する事務、重国籍者の国籍選択に関する事務、国籍認定に関する事務及び国籍に関する相談等の事務

\*2 「法定受託事務」

法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（地方自治法第2条第9項第1号。「第1号法定受託事務」という。）をいう。戸籍に関する事務については、戸籍法第1条第2項において第1号法定受託事務とする旨を定めている。

\*3 「改正国籍法」

出生後に日本人の親に認知された子の届出による国籍取得（国籍法第3条の国籍取得届）について、改正前の国籍法では、日本人の父から認知されていることに加え、父母の婚姻が要件とされていたが、平成21年1月1日施行の改正国籍法では、父母の婚姻の要件が削除され、認知がされていることのみで国籍を取得することが可能となった。

\*4 「現地指導実施回数」

法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場へ赴き、直接事務指導を行った回数をいう。

\*5 「現地指導実施率」

現地指導を行った市区町村数を総市区町村数で除した値をいう。

\*6 「供託手続におけるオンライン利用率」

オンライン件数（オンライン申請と書面申請電子納付の合計）を供託事件総数で割った率（大量供託事件を除外）

\*7 「大量供託事件」

ある特定人が特定の供託事務に基づき大量にオンライン申請をする供託事件及びその事件に関してするオンラインによる払渡請求事件をいう。

平成22年度においては、著作権法に基づく大量供託が66,302件、平成23年度においては、著作権法に基づく大量供託が59,277件及び株式併合に伴う全国的な大量供託が80,073件あった。



## 平成25年度事後評価の実施に関する計画（事前分析表）

（法務省25－（14））

施策名	債権管理回収業の審査監督
担当部局名	大臣官房司法法制部審査監督課
施策の概要	暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。
政策体系上の位置付け	国民の財産や身分関係の保護 （Ⅲ－9－（3））
達成すべき目標	債権回収会社が違法又は不当な債権管理回収行為によって、債務者等に被害を与えることなどがなく、法令遵守態勢、業務運営態勢及び内部統制態勢の整備について、適時適切な監督を行い、上記態勢の不備等が認められる場合は、その是正を図る。
目標設定の考え方・根拠	債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号。以下「サービサー法」という。）第22条は、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社への立入検査を実施することができる旨を規定している。 債権回収会社への立入検査を実施することは、業務運営の状況を確認するために不可欠な手段といえるので、適時適切に立入検査を実施する必要がある。 立入検査において問題点が認められた場合には、当該債権回収会社に対し、問題点の指摘を行い、当該問題点（指摘事項）について自主的かつ有効な改善措置を求めた上で、次の立入検査において指摘事項の改善の有無を検査することにより、業務の適正な運営の確保を図る必要がある。
政策評価実施予定時期	平成26年8月

測定指標	基準値		25年度目標値
		基準年度	
1 債権回収会社に対する立入検査事業所数	52か所 （予定）	24年度	対前年度増
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠			
<p>債権回収会社の業務運営の状況を的確に把握するためには、債権回収会社に対する立入検査を実施する必要がある。特に、当該会社の本店の立入検査において問題があった場合には、当該会社の支店等においても同様の問題点があることが予想され、当該会社の支店等を含めた業務運営状況全般を把握する必要があることから、複数の支店等に対して立入検査を実施することがある。</p> <p>そこで、測定指標としては、立入検査を実施した債権回収会社数よりも、実際に立入検査を実施した事業所数の方が、効果的な立入検査を実施していることを示す指標として適当であると考えられることから、これを選定した。</p> <p>債権回収会社の業務運営の状況を的確に把握するためには、より積極的に立入検査を実施すべきと考えられることから、対前年度増とすることを目標とする。</p>			

もつとも、立入検査は、数多くの債権回収会社に対して実施する必要もある。そこで、債権回収会社に対する立入検査の実施率（実施会社数÷営業会社数×100）を参考指標とした。

過去の実績	年度ごとの実績値				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
債権回収会社に対する立入検査事業所数（か所）	55	47	50	51	52(予定)
参考指標	年度ごとの実績値				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
債権回収会社に対する立入検査実施率（％）	35.6	41.6	43.3	41.3	40.6 (速報値)

測定指標	基準値	基準年度	25年度目標値

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

監督官庁である法務省が、債権回収会社に対し、必要に応じてサービサー法に規定する業務改善命令等の行政処分を発出し、その業務の適正化を強力に推進することが必要であるが、他方、債権回収会社が自主的に適正な業務の確保に向けた取組を行うことを促進することも、監督行政として重要である。

そこで、適正な業務の確保に向けた債権回収会社による自主的な取組を促進することを目的として、前回立入検査における指摘事項につき、債権回収会社が自主的に有効な改善措置を講じた率（自主改善率＝対象改善事項数÷前回立入検査対象指摘事項数×100）を指標とした。

自主改善率の更なる向上は、債権管理回収業における業務の適正な運営の確保を図ることにつながるものであると考えることから、対前年度増とすることを目標とする。

また、債権回収会社に対する適正な監督の実施を評価する観点から、立入検査における指摘事項数及び債権回収会社に対する行政処分件数を参考指標とした。

過去の実績	年度ごとの実績値				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
債権回収会社に対する立入検査における対象指摘事項の改善状況（％）	57.5	73.9	78.1	90.5	85.7 (速報値)
参考指標	年度ごとの実績値				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
債権回収会社に対する立入検査における全指摘事項の改善状況（％）	42.5	54.8	67.0	83.2	79.7 (速報値)
債権回収会社に対する立入検査における指摘事項数(件)	119	136	79	46	39 (24年12月 末日現在)

債権回収会社に対する行政処分件数（件）	1	6	2	0	1 (24年12月 末日現在)
---------------------	---	---	---	---	-----------------------

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
①債権管理回収業の審査監督 (平成11年度)	10百万円 ( 9百万円)	10百万円	－ 百万円	1, 2

達成手段の概要等

暴力団等の反社会的勢力の参入の排除等の観点から、債権管理回収業の許可に関する審査事務を行っている。また、債権回収会社の業務の適正な運営の確保を図るため、すべての債権回収会社に対して定期的な立入検査を実施するなどし、法令遵守態勢、業務運営態勢及び内部統制態勢の整備についての指導を行い、自主的な業務改善が見込めない場合には業務改善命令を発するなどの監督事務を行っている。

債権回収会社に対する立入検査に関しては、支店等を含め、可能な限り数多くの事業所への立入を行うことにより、効果的な立入検査の遂行に努めている。

また、立入検査指摘事項に対し、当該会社が策定した改善措置について、その有効性などを詳細に精査し、十分でない認められる場合などは更に指導を行うことで、業務の適正な運営の確保に向けた取組を促進させている。

\*1 「対象指摘事項」

債権回収会社に対する立入検査における指摘事項は、①業務規制に関する指摘事項（サービサー法第17条から19条関係）、②特定金銭債権の審査に関する指摘事項（同法第2条関係）、③債権回収会社の業務範囲に関する指摘事項（同法第12条関係）、④法定帳簿に関する指摘事項（同法第20条関係）、⑤受取証書等に関する指摘事項（同法第15、16条関係）、⑥他法令の遵守に関する指摘事項の6種類に類型化することができる。

上記6類型のうち、①から③までは、当該指摘事項が改善されないことにより、債務者等に対して被害を与えるおそれや、およそ債権回収会社として適正な業務運営を確保し得ないおそれが高い事項であることから、これらを対象指摘事項とした。

## 平成25年度事後評価の実施に関する計画（事前分析表）

（法務省25－（15））

施策名	人権の擁護
担当部局名	人権擁護局総務課，調査救済課，人権啓発課
施策の概要	人権が尊重される社会の実現に寄与するため，人権尊重思想の普及高揚や人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど，人権の擁護に関する施策を総合的に推進する。
政策体系上の位置付け	人権の擁護 （Ⅲ－10－（1））
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動を行うことにより，国民一人一人の人権意識を高め，人権尊重思想の普及高揚を図る。</li> <li>・ 人権相談体制の整備を通じて，気軽に相談できる機会を広く提供し，人権侵害に関わる問題に幅広く対応するほか，調査救済体制の整備を通じて，人権侵害事案について迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことにより，被害の救済及び予防を図る。</li> </ul>
目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今日においても，子ども・高齢者・障害のある人への虐待，配偶者・パートナーからの暴力，自殺に至るような深刻な「いじめ」など，人権が侵害される事案は後を絶たない。また，最近では，インターネットを利用した人権侵害も増加しており，これらの人権問題は大きな社会問題となっている。このような現状において，全ての人がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現がより一層求められている。</li> <li>・ こうした社会の実現のために，まず国民の一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することが重要であることから，こうした理解を深めるため，国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発を行い，人権尊重思想の普及高揚を図っていくことを目標とした。</li> <li>・ 上記のような社会の実現のためには，人権侵害事案が発生した場合に被害の救済及び予防を図ることが重要であることから，人権相談体制の整備を通じて，人権侵害に関わる問題を幅広く把握し，これに適切に対応することを目標とした。また，同様の観点から，人権侵害事案について，調査救済体制の整備を通じて，迅速的確な調査を行うとともに，適切な救済措置を講ずることを目標とした。</li> </ul>
政策評価実施 予定時期	平成26年 8 月

測定指標	基準		25年度目標
	基準	基準年度	
1 国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動の実施状況	－	－	国民の幅広い層に対して，人権に関心をもってもらう参加型及び発信型の多様な人権啓発活動を実施する。

### 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

全ての人がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現するためには，国民一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することが重要である。このような理解を深めるには，国民一人一人の人権に関する理解・

関心の度合いに応じた人権啓発活動を行うことが有効であると考えられる。そこで、測定指標として、国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図るための「国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動の実施状況」を設定した。具体的には、人権教室<sup>1</sup>、人権の花運動<sup>2</sup>、全国中学生人権作文コンテスト<sup>3</sup>、スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動、シンポジウム及びマスメディア等を活用した人権啓発活動の実施状況（実施回数、参加者数等）を分析し、有効な人権啓発活動を行うことができたかどうかを評価する。

参考指標	年度ごとの実績値					
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
人権教室の実施状況	実施回数 (回)	8,872	11,353	12,493	12,595	13,123
	参加者数 (人)	375,176	437,640	472,552	453,435	506,802
人権の花運動の実施状況	参加学校 (団体)数	3,103	3,161	3,397	3,574	3,661
	参加者数 (人)	480,041	531,969	529,427	498,983	513,878
全国中学生人権作文コンテストの実施状況	応募校数 (校)	7,235	6,593	6,624	6,311	6,682
	応募者数 (人)	841,558	866,269	883,746	887,012	893,258
スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施状況	実施都道府県数	15	26	30	21	29
ハンセン病に関するシンポジウムの実施状況	参加者数 (人)	400	700	840	600	1,100
人権シンポジウムの実施状況（平成22年度までは人権啓発フェスティバルの一部であったため、人権啓発フェスティバルの参加者数）	参加者数 (人)	104,500	89,580	63,600	82,430	544
新聞掲載回数		5,964	5,662	5,656	5,539	5,478
テレビ・ラジオ放送回数		12,471	57,347	96,185	53,442	101,813
ポスター配布枚数		114,384	187,513	194,802	213,272	221,875

測定指標	基準	25年度目標
	基準年度	

2 人権相談・調査救済体制の整備	—	—	<p>法務局等における常設人権相談所のほか、デパートや公共施設等における特設人権相談所やインターネットによる相談窓口など、面談、電話、インターネット等様々な手段を利用し、人権侵害に関わる問題に幅広く対応するために、人権相談体制の整備を図る。</p> <p>また、人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合は、速やかに調査救済手続に移行し、個々の事案に応じた迅速かつ確な救済措置を講じ、被害の救済及び予防を図るために、調査救済体制の整備を図る。</p>
------------------	---	---	---

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

人権相談は、国民からアクセスしやすい体制を構築するという観点から、様々な手段によっていつでも気軽に相談ができる環境を整えることが重要である。そのためには、人権相談や他省庁の各取組結果等により人権侵害等の状況を把握し、国民や社会のニーズが高い人権課題について実効的な人権相談体制を整備する必要がある。

また、人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合に、速やかに調査救済手続に移行の上、個々の事案に応じて関係機関と連携するなどして、迅速かつ確な救済措置を講じ、被害の救済及び予防を図ることが重要である。そのためには、実効的な調査救済体制を整備する必要がある。

そこで、「人権相談・調査救済体制の整備」を測定指標とした。

具体的には、人権相談の種別ごとの件数、人権侵害事件の対応件数等を分析し、様々なニーズに応じた人権相談・調査救済体制が整備されているかを評価する。

参考指標	年ごとの実績値				
	20年	21年	22年	23年	24年
人権相談件数（全体）（件）	261,634	257,275	280,977	266,665	集計中
「子どもの人権110番 <sup>4)</sup> 」における相談件数（件）	21,353	22,847	27,710	25,914	集計中
「女性の人権ホットライン <sup>5)</sup> 」における相談件数（件）	23,997	23,426	23,289	22,008	集計中
児童・生徒から送付された子どもの人権SOSミニレター <sup>6)</sup> の通数（通）	14,255	14,552	22,593	22,329	集計中
社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数（件）	708	695	875	588	集計中
インターネットによる相談件数（件）	2,124	4,039	5,044	5,500	集計中
人権侵害事件の対応件数（件）	21,298	21,309	21,500	22,072	集計中

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
①人権侵害による被害者救済活動の実施 (昭和23年度)	125百万円 (116百万円)	115百万円	— 百万円	2

達成手段の概要等				
<p>全国各地で生起する様々な人権問題に広く対応するため、全国の法務局・地方法務局では、面接による相談のほか、電話やインターネット等により人権に関する相談を受け付けるなど様々な取組を実施している。人権相談を通じ、被害者等からの被害の救済に関する申告等があった場合、人権侵犯事件として速やかに救済手続を開始し、被害者の視点に立った各種の救済措置を講じている。</p>				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
②人権擁護委員活動の実施 (昭和23年度)	993百万円 (993百万円)	1,071百万円	－ 百万円	1, 2

達成手段の概要等				
<p>人権擁護委員制度は、昭和23年、憲法の中核をなす基本的人権の保障をより十全なものとするには官民一体となって人権擁護を推進することが望ましいとの観点から発足したものであり、人権擁護行政の重要な一翼を担っている。現在、法務大臣から委嘱された約1万4000人の人権擁護委員が全国の市区町村にあまねく配置され、地域住民を対象とした人権啓発活動や人権相談活動を中心にその役割を果たしている。</p>				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
③全国的視点に立った人権擁護活動の実施 (昭和23年度)	310百万円 (304百万円)	364百万円	－ 百万円	1

達成手段の概要等				
<p>全国中学生人権作文コンテストを実施したり、様々な人権課題（例：H I V感染者やハンセン病患者等に対する偏見、インターネットを悪用した人権侵害、北朝鮮当局による人権侵害問題等）をテーマとする、講演会、シンポジウム等を開催するなど、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうための啓発活動を実施している。また、多様な媒体（ポスター、新聞広告、インターネットバナー広告、車内広告、映像広告等）を通じて、マスコミ等を活用した人権啓発活動等を実施している。</p>				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
④人権関係情報提供活動等の委託等 (昭和62年度)	237百万円 (237百万円)	231百万円	－ 百万円	1

達成手段の概要等				
<p>総合的な人権啓発活動を推進するため、(公財)人権教育啓発推進センター（以下「センター」という。）に対し、啓発教材・啓発ビデオの作成事業及び人権ライブラリー事業<sup>7</sup>等を委託している。また、人権教育・人権啓発のためのナショナルセンターとしての役割を担うことが求められているセンターの活動に資するため、センターの実施体制面の充実を図る。</p>				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額 (執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
⑤地域人権問題に対する人権擁護活動の委託 (昭和48年度)	1,545百万円 (1,542百万円)	1,462百万円	－ 百万円	1
達成手段の概要等				
<p>地方公共団体に対し、地域の実情を踏まえつつ、一定水準の人権啓発活動を確保するため、人権に関する講演会・研修会の開催、資料の作成配布、新聞広告の掲載及び地域人権啓発活動活性化事業等を委託している。</p> <p>なお、地域人権啓発活動活性化事業は、法務局・地方法務局、地方公共団体及び人権擁護委員組織体等が連携協力して行う啓発活動であり、具体的には、人権の花運動、スポーツ組織と連携協力した啓発活動等を行っている。</p>				

\*1 「人権教室」

子どもたちが「いじめ」等について考える機会を作ることによって、相手への思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうことなどを目的として、主に小学生を対象に行う啓発活動

\*2 「人権の花運動」

児童が協力して花の種子、球根等を育てることによって、生命の尊さを実感する中で、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的として、主に小学生を対象に行う啓発活動

\*3 「全国中学生作文コンテスト」

次代を担う中学生が、人権問題についての作文を書くことによって、人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けることを目的とした啓発活動

\*4 「子どもの人権110番」

全国の法務局・地方法務局に設置されている子どもの人権問題に関するフリーダイヤルの専用相談電話

\*5 「女性の人権ホットライン」

全国の法務局・地方法務局に設置されている女性の人権問題に関する専用相談電話

\*6 「子どもの人権SOSミニレター」

子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るため、全国の小中学校に「子どもの人権SOSミニレター」(返信用封筒と便箋を一体化し、料金受取人払手続を施したもの)を配布し、子どもから返信されたミニレターを通じて、法務局・地方法務局職員又は人権擁護委員が悩みごとの相談に応じる。

\*7 「人権ライブラリー事業」

人権に関する図書・ビデオ・DVD・展示パネルや多様な人権啓発実施主体が保有する人権関係情報をセンターのデータベースに集約・整理し、センターのホームページ等を通じて広く国民に提供する事業



## 平成25年度事後評価の実施に関する計画（事前分析表）

（法務省25－（16））

施策名	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理
担当部局名	大臣官房訟務部門
施策の概要	国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に処理する。
政策体系上の位置付け	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理 （IV－11－（1））
達成すべき目標	国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に処理するため、訟務組織における人的・物的体制の充実強化を図るとともに、法律問題を抱えている行政機関に訟務部門が実施している法律意見照会制度を積極的に利用させる。
目標設定の考え方・根拠	<p>国の利害に関係のある訴訟について、国の立場から法と証拠に基づいた適切な主張立証を尽くすことは、裁判所の適切な事実認定と正しい法律の解釈適用に基づいた裁判の実現に資するものである。これによって、国の正当な利益が擁護されるとともに、個人の権利利益と国民全体の利益との間に正しい調和が図られ、ひいては行政活動は法律に基づいて実施されなければならないという法律による行政の原理が貫徹されることが期待されている。その意味で「勝つべき事件には勝ち、負けるべき事件には負ける」というのが国のあるべき姿であり、これに向けて適切な訴訟活動を行うことが訴訟の適正な処理の内容となる。</p> <p>また、訴訟の審理期間が長期化することは、訴訟の相手方である国民にとっても経済的、精神的に大きな負担になるため、訴訟当事者である国としても訴訟の迅速な処理に努める責務があり（裁判の迅速化に関する法律第7条1項参照）、これも、訴訟の適正な処理の重要な内容を成している。提訴から判決までにどの程度の時間がかかるかという問題は、当該訴訟の内容や相手方の訴訟対応、裁判所の訴訟指揮等の要因にも大きく左右されるが、訴訟の当事者である国としても審理の迅速化に向けて最大限の対応をすることが求められている。</p> <p>このようなことから、各種研修・打合せ会等を通じた訟務担当者の能力向上を図るとともに、事務合理化機器の積極的利用による事務処理の効率化を図ることにより、訟務組織における人的・物的体制の充実強化を目指すこととした。加えて、法律意見照会制度について、関係行政機関に対して周知活動を行うことにより、その積極的な利用促進を図ることとした。</p> <p>なお、主な訴訟における国の主張の概要や判決内容については、法務省ホームページで公表している<sup>1</sup>。</p>
政策評価実施 予定時期	平成26年8月

測定指標	基準		25年度目標
		基準年度	
1 訟務組織における人的・物的	－	－	各種研修・打合せ会等を通じて、訟務担当者の

体制の充実強化		能力向上を図る。また、事務合理化機器の積極的 利用により、事務処理の効率化を図る。
---------	--	--

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

訴訟を適正・迅速に処理するためには、訟務組織における人的・物的体制を充実させ、これを強化することが極めて重要である。すなわち、人事異動により毎年4月に多くの訟務担当者が入れ替わるが、新たに訟務の仕事を担当することになった職員に対して充実した内容の各種研修を行い、訟務の役割を十分に理解させ、その専門的能力を高めることが不可欠となる。

また、事務打合せ会等を通じて訴訟対応方針の検討や訴訟担当者間で協議・情報交換を行い、その結果を訴訟の処理に反映させることも重要となる。さらに、テレビ会議装置等の事務効率化機器を最大限活用することにより、事務処理の迅速化・効率化を図る必要もある。そこで、このような訟務組織における体制の充実の程度を、訴訟の適正・迅速処理という目標達成の測定指標とすることにし、研修・打合せ会等の実施状況、研修のアンケート結果などを参考として評価することにした。

参考指標		年度ごとの実績値				
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
研修	実施回数（回）	—	95	87	101	102
	延べ日数（日）	—	198	164	188	184
	参加人数（人）	—	1,588	1,746	1,796	2,508
打合せ会等	実施回数（回）	—	112	111	112	112
	延べ日数（日）	—	154	159	145	138
	参加人数（人）	—	3,588	3,677	3,901	3,115
テレビ会議装置	利用回数（回）	—	—	78	206	456
	延べ利用時間（時間）	—	—	92	333	889
	導入庁数 <sup>*2</sup> （庁）	—	—	9	15	15

測定指標	基準		25年度目標
	基準	基準年度	
2 法律意見照会制度の積極的利用の促進	—	—	法律意見照会制度について、関係行政機関に対して周知活動を行い、その積極的な利用促進を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

大臣官房訟務部門、法務局訟務部及び地方法務局訟務部門は、各行政機関が現に有している又は将来予想される紛争に関する法律問題について、当該行政機関からの照会に応じて法的見解を述べたり、助言などを行う法律意見照会を実施している。これが積極的に活用されれば、紛争を未然に防止し、あるいは早期にこれを解決することが可能となる。また、法律意見照会により、訟務としても、あらかじめ争点、問題点等

について検討しておくことができるため、現実に訴訟が提起された場合においても、より適正・迅速に訴訟を処理することができる。さらに、国が訴訟を処理するに当たっては、所管する行政機関の協力が必要不可欠であるところ、法律意見照会制度の積極的利用をきっかけとして、その協力関係が一層充実強化されるといふ効果も期待できる。そこで、法律意見照会制度の積極的利用の促進を測定指標とし、法律意見照会事件の処理状況、法律意見照会制度の周知状況などを参考として評価することにした。

参考指標		年度ごとの実績値				
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
法律意見照会事件数（件）		1,759	1,777	1,565	2,008	2,095
行政機関等に対する 法律意見照会制度の 周知状況	打合せ会等での説明（回）	－	72	68	76	82
	出向いての説明（回）	－	183	206	245	223
	合 計	－	255	274	321	305

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
①訟務事件の適正処理 (昭和22年度)	924百万円 ( 836百万円)	899百万円	－ 百万円	1,2

#### 達成手段の概要等

法務省、法務局及び地方法務局において、パソコン、プリンタ、データベース等の事務合理化機器や法律文献等を整備するなど執務環境を整え、また、訟務資料を作成するなどして、大型化・複雑困難化している国の利害に関係のある訴訟について、国の立場から適正かつ効率的な主張立証活動を行う。

達成手段の実施により、国の立場からの主張を行うための資料や執務環境が整備され、より適正かつ効率的な主張立証活動が可能となる。また、訟務事務を行うための人材の育成を効率的に行うことができ、訟務事務の習熟度の上昇を見込むことが可能となる。加えて、達成手段の実施により、法律意見照会制度の周知に必要な資料の作成や法律意見照会事件数そのものの上昇も見込むことができ、測定指標の上昇に寄与することができる。

\*1 係属している主な訴訟の概要及び国の主張並びに主な判決については、法務省ホームページ「国に関する訴訟情報」中の「係属中の主な訴訟の概要」([http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01\\_00024.html](http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_00024.html))及び「主な判決一覧」([http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01\\_00023.html](http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_00023.html))において掲載している。

\*2 「導入庁数」

テレビ会議装置の導入庁数は、年度末までに導入されている庁を示している。

なお、初年度である平成21年度は、11月から利用を開始しており、平成22年度は、増設した6庁については9月から利用を開始している。

## 平成25年度事後評価の実施に関する計画（事前分析表）

（法務省25－（17））

施策名	出入国の公正な管理
担当部局名	入国管理局総務課入国管理企画官室
施策の概要	我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等 <sup>1</sup> 対策を推進する。
政策体系上の位置付け	出入国の公正な管理 （V-12-（1））
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・円滑な出入国審査の実施を推進するため、自動化ゲート<sup>2</sup>の利用者登録数の増加及び自動化ゲート利用率の向上を図る。</li> <li>・中長期在留者の在留状況について、正確かつ最新の情報を継続的に把握するための事実の調査<sup>3</sup>を積極的に実施し、これにより偽装滞在が疑われる者については在留資格取消制度を積極的に適用するなど、不法滞在者等への対策を推進する。</li> </ul>
目標設定の考え方・根拠	<p>・海外旅行や海外出張の際、国際便の発着が一定の時間帯に集中するなどして空港が混み合う時期や時間帯は、出入国審査カウンターの前に、審査を受ける人たちの長い行列ができ、出入国審査を終えるまでに時間がかかることが少なくない。そうした状況への対応策として、日本人及び中長期在留者<sup>4</sup>等の一定の外国人については、事前の登録により、空港の出入国審査場が混雑しているときでも審査カウンターの長い列に並ぶことなくスムーズかつスピーディな出入国審査手続を可能にする自動化ゲートの一層の利用促進を図ることが有効である。自動化ゲートは、出入国審査手続の一部を機械化するものであり、その導入及び利用増加により、より一層効率的・機動的に入国審査官を対面審査ブースに配置することが可能となる。その結果、自動化ゲートの利用対象者以外の外国人についても出入国審査の待ち時間が縮減され、ひいては、現在我が国が政府を挙げて取り組んでいる観光立国の推進にも資することとなる。</p> <p>・不法滞在者5年半減計画<sup>5</sup>により、水際対策や摘発強化を推進してきた結果、不法残留者数<sup>6</sup>はほぼ半減したものの、摘発を免れるべく、偽装結婚したり、留学生を装って専ら就労活動を行うなど、正規在留者を装って我が国に在留する「偽装滞在者<sup>7</sup>」の増加が懸念されている。また、平成24年7月に導入された新しい在留管理制度<sup>8</sup>によって、我が国の出入国管理は、より一層不法滞在者等の不法就労者が容易に本邦での滞在を継続できないような仕組みとなったが、今後も我が国の治安や国民の安全等を守るため、新しい在留管理制度を適切に運用し、我が国での不法就労や不法行為を企図して入国・在留する者を着実かつ速やかに排除していく必要がある。厳格な水際対策や不法滞在者の摘発が進む中、偽装滞在者の増加が懸念されることから、入国管理局としては、中長期在留者の在留状況について、正確かつ最新の情報を継続的に把握することを目的とした事実の調査を積極的に実施するとともに、これにより偽装滞在が疑われる者については、在留資格取消制度を積極的に活用することで悪質な偽装滞在者の排除を推進していく。なお、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）においても、外国人の入国・在留情報の分析結果を活用し、警察と入国管理局との合同摘発の恒常化を図ることなどが求められている。また、同計画において、新しい在留管理制度の運用等により、在留状況に疑義がある者に対しては調査を行い、不法滞在者・偽装滞在者であることが判明した場合には、摘発や在留資格の取消し等を積極的に実施すること等も求められている。</p>

政策評価実施 予定時期	平成26年8月
----------------	---------

測定指標	基準値	基準年	25年度目標値
1 自動化ゲート利用者登録数	68,716 (速報値)	24年	対前年増

**測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠**

日本人及び中長期在留者等の一定の外国人が自動化ゲートを利用するためには事前の登録が必要であることから、自動化ゲート利用者登録数を測定指標とし、自動化ゲート利用促進のためには、少なくとも前年と比べて自動化ゲート利用者登録数を増加させることが重要であることから、前年を基準年度として自動化ゲート利用者登録数増加を目標値とした。なお、今後、利用者登録数を増加させるために広報や出張登録の実施を充実させていくこととする。

過去の実績	年ごとの実績値				
	20年	21年	22年	23年	24年
自動化ゲート利用者登録数（件）	44,889	36,632	78,195	62,005	68,716 (速報値)

測定指標	基準値	基準年	25年度目標値
2 自動化ゲート利用率	2.9% (速報値)	24年	前年より0.5パーセント増（3.4%）

**測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠**

各年の自動化ゲートの利用状況は、自動化ゲート利用率（日本人及び外国人の自動化ゲート通過者数の合計値を4大空港（成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港）における日本人出帰国者数及び外国人の再入国による出入国者数の合計値で割った値）により把握することが可能であることから、測定指標を自動化ゲート利用率とした。平成20年以降の実績値をみると、各年において多少の増減はあるものの、おおむね0.4パーセントずつ増加しており、更に利用率を増加させる必要があることから、前年より0.5パーセント増（3.4%）を目標値とした。

なお、今後、利用者登録数を増加させるための広報や出張登録の実施を充実させていくことに加え、成田空港及び羽田空港における自動化ゲートの複数台設置に係る実証実験機器も活用し、自動化ゲート利用向上を図っていく。

過去の実績	年ごとの実績値				
	20年	21年	22年	23年	24年
自動化ゲート利用率（%）	1.0	1.4	2.2	2.5	2.9 (速報値)

参考指標	年ごとの実績値				
	20年	21年	22年	23年	24年

自動化ゲート通過者数（人）	198,760	302,061	675,821	847,348	1,037,352
4 大空港（成田，羽田，中部，関西）における出入国者数総数（日本人出帰国者数及び外国人の再入国による出入国者数）（人）	19,060,248	21,814,593	30,926,224	33,452,267	35,785,339

測定指標	基準値		25年度目標値
	基準値	基準年	
3 事実の調査実施件数	544件	24年	対前年増

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

- ・法務大臣が継続的に把握すべき情報の正確性を担保するため中長期在留者が届け出る事項についての事実の調査（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）<sup>\*9</sup>第19条の19）が規定され，偽装滞在事案により適切に対処することとしていることから，平成24年7月の新しい在留管理制度の導入による偽装滞在者対策の成果を測るため，事実の調査実施件数を測定指標とし，その対前年増を目標値とした。
- ・事実の調査は，中長期在留者のうち，不法滞在者等が疑われる者に対して行うものであり，当該対象者数を含めた年末の数値を参考とすることが適当であることから中長期在留者数を参考指標とした。

過去の実績	年ごとの実績値				
	20年	21年	22年	23年	24年
事実の調査実施件数（件）	—	—	—	—	544
参考指標	年ごとの実績値				
	19年	20年	21年	22年	23年
中長期在留者数（人） ※21年から23年については，旧制度（外国人登録法）における外国人登録者数のうち，中長期在留者に該当する者の数の推定値である。	—	—	1,706,720	1,682,902	1,653,378

測定指標	基準値		25年度目標値
	基準値	基準年	
4 在留資格取消件数	238件	24年	対前年増

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

- ・平成24年7月から，不法滞在者等対策の一環として，在留資格取消対象者の範囲が拡大され，その中で偽装滞在者に対しても的確な処分を行うことができるようになった。偽装滞在者は身分や在留目的を偽って我が国に在留することから表見上はあくまでも「正規滞在者」であり，その数について推計することは困難であるが，偽装滞在者対策の成果を測るため，事実の調査の結果等を踏まえて行った在留資格取消件数を測定指標とし，その前年増を目標値とした。
- ・入国管理局は，不法滞在者の指標として，不法残留者について各年1月1日時点での電算統計に基づく推計結果を公表しており，入国管理局が平成25年に実施した各種不法滞在者対策の効果は，平成26年1月1日

時点の不法残留者数に現れるものであり、関連統計として、不法残留者数を参考指標とした。

過去の実績	年ごとの実績値				
	20年	21年	22年	23年	24年
在留資格取消件数（件）	85	157	246	307	238
参考指標	年ごとの実績値				
	20年	21年	22年	23年	24年
不法残留者数（人）	149,785	113,072	91,778	78,488	67,065

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
①出入国管理業務の政策の企画・立案	422百万円 (326百万円)	532百万円	－ 百万円	1, 2, 3
達成手段の概要等				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方入国管理官署に対する出入国管理の基本政策・方針の周知及び業務指導を行う。</li> <li>・法務大臣が難民不認定処分等に対する異議申立てへの処分の決定を行うに当たり、その判断の公平性・中立性・透明性を高めるため、難民審査参与員制度を運用する。</li> <li>・不法就労外国人対策として関係諸機関との協議及び不法就労防止に対する啓発活動を行う。</li> <li>・有識者協議会等において意見を聴取し、出入国管理政策に反映させる。</li> <li>・入国者収容所等視察委員会を設置することにより、警備処遇の透明性をより一層確保するとともに入国者収容所等の運営の改善向上を図る。</li> </ul>				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
②中長期在留者住居地届出等事務の委託	－百万円 (－百万円)	774百万円	－ 百万円	2, 3
達成手段の概要等				
<p>新しい在留管理制度においては、法務大臣が在留外国人の情報を一元的・継続的に把握する必要があるところ、中長期在留者等の外国人の住居地情報については、市町村の長が外国人からの届出を受理し、法務大臣に通知したり、在留カードに記載する等の事務を行うこととなる。住居地情報は、新しい在留管理制度の根幹をなすものであり、届出義務不履行に対しては、不利益処分や罰則が設けられているものであって、市町村の長が行うこれらの事務は、極めて重要であり、第1号法定受託事務<sup>10</sup>として、従前の外国人登録事務委託費と同様に、国庫委託金として国がその経費の全部を負担すべきものとされている。</p>				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
③出入国管理業務の実施	4,508百万円 (4,043百万円)	4,293百万円	－ 百万円	1, 2, 3

達成手段の概要等				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本邦に上陸する外国人の上陸審査，帰国する日本人の確認，出国する日本人・外国人の確認を行う。</li> <li>・本邦に在留する外国人の在留資格の変更，在留期間の更新の許可，資格外活動の許可等を行う。</li> <li>・本邦に不法に滞在する外国人の取り締まり及び退去強制手続を行う。</li> <li>・本邦にある外国人が難民条約上の難民に該当するか否かの認定を行う。</li> </ul>				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
④市場化テスト（民間競争入札）導入に伴う民間業務委託	151百万円 (151百万円)	151百万円	－ 百万円	－

達成手段の概要等				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人在留総合インフォメーションセンターの運營業務として，出入国管理業務手続に係る相談等対応業務，及びそれら業務の管理・付随業務を行う。</li> <li>・入国・在留手続の窓口業務として，在留資格取得許可申請，在留期間更新許可申請，在留資格変更許可申請，永住許可申請，資格外活動許可申請，就労資格証明書交付申請に関する事務及び在留資格認定証明書交付申請の受理に関する事務等を行う。</li> </ul>				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
⑤被收容者等の処遇	1,905百万円 (1,529百万円)	1,861百万円	－ 百万円	2

達成手段の概要等				
<p>我が国の外国人受入れ政策に反して不法滞在・不法就労している外国人や，罪を犯して刑事手続により処罰された外国人については，出入国管理及び難民認定法に基づき退去強制を受けることになっており，その一環として，同法に違反する容疑があるとして違反調査を実施するために收容令書を発付された者及び退去強制手続の最終形態として国外送還のための退去強制令書が発付された者については，その逃亡を防止し確実な退去強制手続を担保するため，收容施設に收容することとしている。</p>				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
⑥バイオメトリクスシステムの維持・管理	4,298百万円 (4,215百万円)	3,456百万円	－ 百万円	1, 2, 3

達成手段の概要等				
<p>以下のシステムの運用。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人個人識別情報システム</li> </ul> <p>上陸審査時に外国人本人から取得した指紋及び顔写真からなる個人識別情報（バイオメトリクス）を，当局が保有する要注意人物リストと照合することによって，より正確かつ迅速な要注意人物の発見が可能となる。なお，照合の結果から要注意人物と疑われる者については，慎重審査に付し，入国を認められない人物</p>				



であることが判明した場合には、退去強制、退去命令を行うこととなる。

・自動化ゲートシステム

個人識別情報（バイオメトリクス）の事前登録を行った日本人及び中長期在留者等の一定の外国人については、自動化ゲートの通過時に旅券情報及び指紋を提供することにより、通常よりも簡易な手続きによる出入（帰）国が可能となる。なお、法定除外事由のない外国人の入国時には、顔写真も併せて提供する必要がある。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
⑦出入国管理システムの維持・管理	8,028百万円 (7,750百万円)	8,267百万円	－ 百万円	1, 2, 3

達成手段の概要等

以下のシステムの運用。

- ・外国人出入国情報システム  
外国人に係る出入国審査等の各手続を行うデータ管理システム
- ・出入国審査総合管理システム  
日本人の出帰国手続のデータ管理システム
- ・在留カード等発行システム  
中長期在留外国人に係る在留カードを発行するシステム
- ・電子届出システム  
中長期在留外国人が所属機関や身分関係について変更が生じた場合にインターネットを利用して法務大臣に届け出るシステム
- ・指紋照合システム  
退去強制手続等の外国人の指紋及び顔画像データ管理システム
- ・乗員上陸許可支援システム  
海港における乗員上陸許可に係る電子手続の管理システム
- ・事前旅客情報システム  
乗員及び乗客情報を当局が保有する要注意人物リストと照合するシステム

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
⑧災害時における出入国審査体制の強化	188百万円 (177百万円)	50百万円	－ 百万円	－

達成手段の概要等

大規模災害発生時に、外国人が安全を確保するいわば最終的手段として実施される外国政府による緊急のチャーター便や、海外からの緊急援助隊の到着に対応し、地域を問わず、迅速・円滑に出入国審査等を実施するため、各地方入国管理局に、携帯型審査端末等の審査機器、非常食等の携行品及びそれらを運搬するための車両を配備し、出入国審査を支援するための体制を整備する。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		

⑨収容施設等における防災・保安体制の強化	33百万円 (16百万円)	488百万円	－ 百万円	－
達成手段の概要等				
<p>被収容者の安全確保のための防災用備品や非常食等の配備を行うとともに、保安の確保の観点と併せて、自家用発電機のオーバーホール、監視カメラシステムの更新等を行い、災害発生時の収容施設内の業務遂行を維持・継続し得る体制を整備する。</p>				

\*1 「不法滞在者等」

不法残留者（正規の手続を経て在留資格を取得後、許可された在留期間を超えて不法に滞在する者）や不法入国者（密航等により入国した者など正規の上陸手続を経ずに我が国に滞在する者）等の不法滞在者に加えて、偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分・活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して在留許可を受けた正規在留者を装い、実際には不法に就労等するいわゆる偽装滞在者も含む。

\*2 「自動化ゲート」

出入国審査場に設置され、日本人及び中長期在留者等の一定の外国人を対象として、パスポートと指紋の照合で本人確認をして出入国審査手続を行う機械のことであり、出国審査前に自動化ゲートの利用者登録をしておけば、出入国審査場が混んでいるときでも、審査カウンターの長い列に並ばずに、自動化ゲートの専用レーンを使って、スムーズかつスピーディに出入国審査の手続を行うことが可能である。

平成19年11月に成田空港に設置し、続いて平成21年9月に中部空港及び関西空港に設置、平成22年10月に羽田空港に設置した。

\*3 「事実の調査」

入管法上の事実の調査は、①中長期在留者の身分関係、居住関係及び活動状況を継続的に把握するため、届出事項に係る情報を正確かつ最新の内容に保つために必要がある場合に行うもの（同法第19条の19）、②在留期間更新許可申請等の許可に関する処分及び在留資格の取消しに関する処分等を行うために必要がある場合に行うもの（同法第59条の2）、③難民の認定又は難民の認定の取消しに関する処分等を行うために必要がある場合に行うもの（同法第61条の2の14）がある。

\*4 「中長期在留者」

入管法上の在留資格をもって在留する外国人のうち、①3月以下の在留期間が決定された者、②短期滞在の在留資格が決定された者、③外交又は公用の在留資格が決定された者及び④これらの外国人に準ずる者として法務省令で定めるものを除いた者。特別永住者、不法滞在者及び特例上陸許可等を受けている者等はこれに含まれない。なお、測定指標3の参考指標において掲げる過去5年間の実績値のうち、平成23年以前については旧制度（外国人登録法）における外国人登録者数のうち、中長期在留者に該当する者の数の推定値である。

\*5 「不法滞在者5年半減計画」

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」（平成15年12月18日犯罪対策閣僚会議決定）を踏まえ、平成16年から平成20年までの5年間で不法滞在者の半減を目標として策定された計画

\*6 「不法残留者数」

我が国の出入国港において上陸が許可された外国人のうち、許可された在留期間が経過した後も在留期間更新等の許可を受けずに我が国に滞在している者の数のことであり、入国管理局において把握している。平成16年1月当時約22万人であった不法残留者は平成21年1月当時約11.3万人となり、不法滞在者5年半減計画の5年間で48.5パーセントの削減を実現した。

\*7 「偽装滞在者」

偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分・活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して在留許可を受けた正規在留者を装い、実際には不法に就労等する者。偽装滞在者への対策は不法滞在者対策とともに我が国の出入国管理行政上重要な課題となっている。

\*8 「新しい在留管理制度」

第171回国会において「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成21年法律第79号。以下「入管法等改正法」という。）が可決・成立し、平成24年7月9日に施行された。

「新しい在留管理制度」とは、入管法等改正法により導入された制度で、入管法に基づき入国管理官署が把握していた情報と、外国人登録法に基づき市区町村が把握していた情報を一つにまとめ、法務大臣が中長期在留者の在留管理に必要な情報を一元的かつ継続的に把握する制度である。

本制度の導入によって、①外国人登録証明書が不法滞在者にも交付されていたのに対し、在留カードは我が国に適法に在留する一定の外国人のみを対象として交付されることとなるため、在留カードを携帯する外国人が適法に在留する者であることが明確に判別できるようになり、②法務大臣が継続的に把握すべき情報の正確性を担保するため中長期在留者が届け出る事項についての事実の調査ができるようになったほか、③在留カード等の偽変造行為や不法就労助長行為等に的確に対処するための退去強制事由・罰則を整備するなど、我が国の出入国管理はより一層不法滞在者等が容易に本邦での滞在が継続できないような仕組みとなった。

\*9 「出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）」

本法は、本邦に入国し、又は本邦から出国するすべての人の出入国の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続を整備することを目的としている。（第1条参照）

\*10 「法定受託事務」

法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（地方自治法第2条第9項第1号。）をいう。中長期在留者住居地届出等に関する事務については、入管法第68条の2において第1号法定受託事務とする旨を定めている。

## 平成25年度事後評価の実施に関する計画（事前分析表）

（法務省25－（18））

施策名	法務行政における国際協力の推進
担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課
施策の概要	国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて各国刑事司法の健全な発展と国際協力の強化を図るとともに、法の支配と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させることによって、支援対象国等の発展に寄与し、さらに我が国の国際社会における地位の向上に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。
政策体系上の位置付け	法務行政における国際化対応・国際協力 （VI-13-(2)）
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、刑事司法実務家の能力向上及び人材育成等を図る。</li> <li>・法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。</li> </ul>
目標設定の考え方・根拠	<p>・アジア等の開発途上国には、汚職のまん延、捜査・裁判等の実務運営の不備により犯罪防止対策が不十分である国や、基本法令の整備や法曹等の人材育成の遅れが円滑な市場経済化を阻害している国が多く見られる。これらの国々から我が国に対する協力・支援のニーズは、ますます高まっている。</p> <p>このような中、政府の「海外経済協力会議」（平成20年1月30日開催）において、法制度整備支援については、同会議が司令塔機能を担い、政府一体となった支援を図ることが合意された。その後、平成21年4月、同会議の下で、重点を置くべき支援対象国や分野を定め、支援方法や支援時期等に関する「法制度整備支援に関する基本方針」が策定され、世界における我が国のプレゼンスを強化するために、戦略的に法制度整備支援を推進する方向性が示された。また、先に我が国が議長を務めた「G8司法・内務大臣会議」（平成20年6月11日～13日開催）において、国家が国際組織犯罪及び国際テロに対抗する効果的な法制度及び法執行能力を整備するための支援（キャパシティ・ビルディング支援）の供与が重要であるとの認識が共有された。その上で、同会議では、「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言」が採択されるとともに、総括宣言において、司法制度及び基本法の整備、法曹養成といった司法分野での技術協力の取組の重要性についても強い確信が示されており、国際協力に関する国内外での注目度が高まりを見せている。</p> <p>・協力・支援を通じ、アジア等の開発途上国に法の支配と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させることは、その発展に寄与するだけでなく、国際的犯罪への対策強化や成長するアジア経済圏の取り込み、戦略的な海外投資と経済連携協定等の国際展開戦略の推進にも資するなど我が国の国益にも合致する。法務省としても、国際連合と協力して行う刑事司法関係者に対する研修や、基本法令の起草と法律実務家の育成等の法制度整備支援などを通じて、これらの国々に対して国際協力を積極的に推進していく必要がある。</p> <p>なお、国際連合と協力して行う国際研修の内容を充実させるとともに、国連アジア極東犯罪防止研修所の機能を十全に発揮させるためには、国際会議への参加を通じ、刑事司法に関する最新の国際的動向・知見の把握、適切な講師（客員専門家）の発掘、国際連合を中心とする関係諸機関・研修参加各国の刑事司法機関との協力関係・連携の維持強化等に</p>

	努める必要がある。
政策評価実施 予定時期	平成26年8月

測定指標	基準	25年度目標	
		基準年度	
1 国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況	—	—	国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、研修参加者の能力向上及び人材育成等に貢献する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

刑事司法実務家の能力を向上させ、各国刑事司法の健全な発展と国際協力の強化を図るためには、国際連合の重要施策や刑事司法分野における課題を踏まえた国際研修を実施し、我が国、諸外国、国際機関等の知見・経験を共有することが重要である。そこで、「国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況」を測定指標とし、国際研修の実施件数、参加人数、参加者に対するアンケート調査結果の実績値等を分析し、目標の達成度合いを検証することとした。

また、研修内容やプログラムを充実させるためには、国際会議への参加を通じて最新の国際的動向等の情報を積極的に収集すること、国連の犯罪防止刑事司法プログラム・ネットワーク機関（PNI）を始めとする関係機関や刑事司法分野における専門家等とのネットワークを維持強化することが必要不可欠である。そこで、研修内容の充実に向けた活動の状況を反映する参考指標として、国際会議に対する参加回数・参加人数を掲げることとした。

参考指標	年度ごとの実績値				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
国際研修の実施件数（回）	9	9	9	8	集計中
国際研修への参加人数（人）	162	162	155	130	集計中
国際研修参加者の研修に対する満足度	別添1のとおり（集計中）				
国際会議への参加回数（回）	3	4	3	4	集計中
国際会議への参加人数（人）	4	8	9	6	集計中

測定指標	基準	25年度目標	
		基準年度	
2 支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況	—	—	法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

支援対象国の立法担当者や法律実務家等に必要な知識及び手法を習得させ、それらの能力向上を図るためには当該国の現状や問題点を把握した上で、我が国の知見に照らした総合的検討を加えた国際研修を開催することが適当である。また、法制度整備支援を進めていく上での基盤を強化するためには、諸外国の法制等に関する情報を蓄積することが必要である。加えて、支援対象国との円滑な意思疎通を図り、より積極的かつ効果的な活動を可能とするためには、支援対象国において専門家が直接活動することが必要である。さらには、法制度整備支援の円滑・効果的な実施を図るためには、法制度整備支援に関わる政府、団体、企業等の関係者や支援対象国の司法関係者との連携・協力関係を形成し、かつ発展させることが不可欠である。そこで、「支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況」を測定指標として設定した。具体的には、国際研修の実施件数、参加人数、参加者に対するアンケート調査結果、諸外国の法制等に関する調査のための職員の派遣件数及び研究員の招へい人数、専門家の派遣依頼件数に対する対応率及び派遣依頼人数に係る対応率並びに国際専門家会議の開催回数及び会議への参加人数の実績値等を分析することにより、支援対象国における立法技術向上の度合い及び法曹人材育成強化の度合いを評価する。

参考指標		年度ごとの実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
国際研修の実施件数（回）		11	12	11	9	集計中
国際研修への参加人数（人）		114	100	104	92	集計中
国際研修参加者の研修に対する満足度		別添2のとおり（集計中）				
法制度整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数（回）		3	5	4	6	集計中
法制度整備支援に関する諸外国からの研究員の招へい人数（人）		8	13	16	20	集計中
法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼件数 ※依頼件数、派遣件数には、同一専門家に対し、派遣期間の延長依頼があった件数を含む。	依頼件数（回）	4	9	13	13	集計中
	派遣件数（回）	4	9	13	13	集計中
法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼人数 ※依頼人数、派遣人数は延べ人数である。	依頼人数（人）	3	11	15	15	集計中
	派遣人数（人）	3	11	16	15	集計中
国際専門家会議の開催回数（回）		1	1	1	1	1
国際専門家会議への参加人数（人）		121	109	111	129	集計中

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
①国際連合に協力して行う国際協力の推進 (昭和36年度)	75百万円 (69百万円)	71百万円	－ 百万円	1
達成手段の概要等				

国連と日本国政府との協定により設置された国連アジア極東犯罪防止研修所を運営し、各国から捜査・検察・裁判・矯正・保護の各分野の実務家を招へいして、犯罪防止・刑事司法分野の研修・セミナーを実施するほか、東南アジア地域から刑事司法・汚職対策分野の実務家を招へいして地域セミナーを開催する。これらを通じて、参加者の能力向上、各国刑事司法の健全な発展、各国カウンターパート間のネットワーク強化等を図る。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
②開発途上国に対する法制度整備支援の推進 (平成7年度)	60百万円 (56百万円)	90百万円	－ 百万円	2
達成手段の概要等				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・相手国の要請やその実情に応じて、民法・民事訴訟法等の基本法令の起草支援、法の執行機関の強化を含む法制度の運用支援、法曹実務家等の人材育成支援等の法制度整備支援事業を行う。その手段として、本邦での各種研修の実施、相手国での現地セミナーの実施、専門家の派遣などを行う。相手国との間の共同調査研究活動として、我が国・相手国での研究会等の開催、専門家の派遣・招へいなどを行う。</li> <li>・アジア諸国を中心とする開発途上国や市場経済への移行を進める国が行う法制度整備への支援及び法制度の整備、運用に関する知識や技術の諸外国との共有を推進することにより、各国における法の支配の確立と健全な成長のための法的基盤作りに寄与するとともに、我が国を含むアジア地域の持続的発展、さらには国際社会の平和と安全に貢献する。</li> </ul>				

## 国際連合に協力して行う国際研修参加者アンケート調査結果

指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
研修参加人数		162	162	155	130	集計中
質問	回答区分※3	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
全体として、各種講義は新しい知識の習得に役立ったか。※1	多くの知識を習得することができた。	49.4%	63.0%			
	非常に役立った。			69.0%(107人)	80.0%(104人)	集計中
	習得することができた。	39.9%	29.6%			
	役立った。			26.5%(41人)	18.5%(24人)	集計中
	どちらとも言えない。	2.7%	0.6%	0.6%(1人)	0%(0人)	集計中
	習得できなかった。	1.1%	0.0%			
	役立たなかった。			0%(0人)	0%(0人)	集計中
	全く役立たなかった。			0%(0人)	0%(0人)	集計中
	無回答※5	6.9%	6.8%	3.9%(6人)	1.5%(2人)	集計中
全体として、刑事施設関係施設の見学は有益であったか。※2、※4	非常に有益であった。	58.2%	74.3%	74.2%(95人)	83.2%(94人)	集計中
	有益であった。	28.1%	17.6%	23.4%(30人)	14.2%(16人)	集計中
	どちらとも言えない。	3.0%	2.9%	0%(0人)	0.9%(1人)	集計中
	有益ではなかった。	0.2%	0.0%	0%(0人)	0%(0人)	集計中
	全く有益ではなかった。			0%(0人)	0%(0人)	集計中
		無回答※5	10.5%	5.1%	2.4%(3人)	1.8%(2人)
グループワークは課題の認識と今後の取組の方向性の共有に役立ったか。	非常に役立った。	40.2%	62.3%	65.8%(102人)	71.5%(93人)	集計中
	役立った。	43.3%	31.5%	28.4%(44人)	25.4%(33人)	集計中
	どちらとも言えない。	3.0%	0.0%	1.3%(2人)	0%(0人)	集計中
	役立たなかった。	0.4%	0.0%	0%(0人)	1.5%(2人)	集計中
	全く役立たなかった。			0.6%(1人)	0%(0人)	集計中
		無回答※5	13.1%	6.2%	3.9%(6人)	1.5%(2人)
アジア研修官や各国参加者との意見交換及び交流は有益であったか。	非常に有益であった。		75.3%	72.3%(112人)	80.8%(105人)	集計中
	有益であった。		18.5%	22.6%(35人)	17.7%(23人)	集計中
	どちらとも言えない。		0.0%	1.3%(2人)	0%(0人)	集計中
	有益ではなかった。		0.0%	0%(0人)	0%(0人)	集計中
	全く有益ではなかった。			0%(0人)	0%(0人)	集計中
		無回答※5		6.2%	3.8%(6人)	1.5%(2人)
この研修に参加したことは、自国の刑事司法の発展に有益であったか。	非常に有益であった。		68.5%	64.5%(100人)	78.5%(102人)	集計中
	有益であった。		24.1%	29.7%(46人)	18.5%(24人)	集計中
	どちらとも言えない。		1.2%	0.6%(1人)	0%(0人)	集計中
	有益ではなかった。		0.0%	0.6%(1人)	1.5%(2人)	集計中
	全く有益ではなかった。			0.6%(1人)	0%(0人)	集計中
		無回答※5		6.2%	4.0%(6人)	1.5%(2人)

※1 平成20年度は、「各種講義を通じて新しい知識を習得することができたか。」との質問を行った。

※2 平成20年度は、「刑事関係施設の見学は有益であったか。」との質問を行った。

※3 平成20年度と平成21年度・22年度・23年度とでは、回答区分が異なっている。

※4 東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナーでは、刑事関係施設の見学を行っていないため、回答数が異なっている。

※5 アンケートを提出しなかった者については無回答に計上している。

※6 各質問に対する回答者の割合は、それぞれ四捨五入によっているので、合計して100%とならない場合がある。



## 別添2

## 法制度整備支援に関する国際研修参加者アンケート調査結果

指標		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
研修参加人数		100	104	92	集計中
アンケート回収数		100	104	92	集計中
アンケート回収率		100.0%	100.0%	100.0%	集計中

  

質問	回答区分※6	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
新しい知識を習得したか	多くの知識を習得できた。	74.0%	68.3%(71人)	56.5%(52人)	集計中
	習得できた。	25.0%	31.7%(33人)	42.4%(39人)	集計中
	どちらとも言えない。	0.0%	0%(0人)	1.1%(1人)	集計中
	習得できなかった。	1.0%	0%(0人)	0%(0人)	集計中
	全く習得できなかった。	0.0%	0%(0人)	0%(0人)	集計中
研修が有意義であったか	大変有意義であった。	86.0%	82.7%(86人)	83.7%(77人)	集計中
	有意義であった。	14.0%	17.3%(18人)	16.3%(15人)	集計中
	どちらとも言えない。	0.0%	0%(0人)	0%(0人)	集計中
	有意義でなかった。	0.0%	0%(0人)	0%(0人)	集計中
	全く有意義でなかった。	0.0%	0%(0人)	0%(0人)	集計中

## 平成25年度事後評価の実施に関する計画

1. 施策名等		(法務省25-(19))
施策名	施設の整備 (伊丹法務総合庁舎整備等事業)	
担当部局名	大臣官房施設課	
施策の概要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備を行う。	
政策体系上の位置付け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 (VII-14-(2))	
政策評価実施予定時期	平成26年 8月	
評価方式	事業評価方式	

### 2. 事業等の内容

#### (1) 課題・ニーズ

伊丹法務総合庁舎の旧庁舎は、昭和47年に建築された鉄筋コンクリート造2階建ての建物であるが、経年による老朽化が著しく、屋上防水の劣化による室内の漏水が見られるほか、空調機器の故障も多く発生している。

また、相談室や駐車場の不足、バリアフリー未対応等により、来庁者対応機能に支障を来し、窓口サービスの低下を招いている。

加えて、同庁舎内の神戸地方検察庁伊丹支部・伊丹区検察庁においては、職員数の増加やOA機器等の増加により調室や事務室等が面積不足となり、執務に支障を来している。

同じく神戸地方法務局伊丹支局においては、登記事件の増加とそれに伴う大型事務機器の導入等により、事務室・書庫とも面積不足になっている。

#### (2) 目的・目標

法務総合庁舎の整備をすることによって、老朽及び面積不足の解消を図るとともに、業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図る。

#### (3) 具体的内容

事業場所：兵庫県伊丹市昆陽1丁目1番3、4号

事業時期：平成18年度から（平成20年度から供用開始）

延べ面積：3,992㎡

入居官署：神戸地方検察庁伊丹支部・伊丹区検察庁  
神戸地方法務局伊丹支局

### 3. 事前評価の概要

「大臣官房施設課における事業評価の概要<sup>※1</sup>」（以下「旧システム」という。）に基づき、次のとおり評価を行った。

#### (1) 必要性

事業の緊急性 119点（老朽、面積不足）

※ 事業の計画の緊急性（必要性）に関する評点が基準レベルである100点以上のものを緊急性（必要性）のある事業とする。

※ 事業の緊急性とは、現状施設の老朽度、面積不足、事務所の借用、庁舎の分散、都市計画の関係、立地条件の不良、衛生条件の不良、施設の不備、法令等の状況を点数化したものである。

#### (2) 効率性

事業の効果（費用対効果） 3.7

※ 事業の効果が基準レベルである1以上のものを効果のある事業とする。

※ 事業の効果とは、総費用（初期費用、維持修繕費）に対する建物の新営による効果（利用者の利便、地域への寄与、安全の確保、環境への配慮）及び法務総合庁舎としての加算効果（来庁舎対応機能の充実、被害者への配慮、業務効率・適切な業務の遂行、防犯性の向上、位置の改善）を比較した数値である。

### （3）有効性

計画の妥当性 121点

※ 計画の妥当性に関する評点が基準レベルである100点以上であるものを妥当性のある事業とする。

※ 計画の妥当性とは、以下に係る評価を視点にして、その効果を点数化したものである。

- ① 位置（用地取得の見込み、災害防止・環境保全、アクセスの確保、都市計画・土地利用計画等との整合性、敷地形状）
- ② 規模（建築物の規模、敷地の規模）
- ③ 構造（単独庁舎、総合庁舎としての整備条件、機能性等）

### （4）総合的評価

以上（1）（2）（3）より、新規事業採択の要件を満たしている。

## 4. 評価手法等

事後評価については、施設の供用開始から5年経過した後、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム<sup>\*2</sup>」（以下「新システム」という。）に基づき、「業務を行うための基本機能」（以下「B1」という。）と「政策及び重点施策に基づく付加機能」（以下「B2」という。）の2つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には、B1については、事前評価において評価指標とした「計画の妥当性」の各項目について効果の有無を確認する。

※ 「事業計画の効果（B1）に関する評価指標」（別添1）の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合わせ、100倍した数値を事業計画の効果（B1）とし、評点が100点以上あることを確認する。

また、B2については、事前評価において評価指標としていないが、「事業計画の効果（B2）に関する評価指標」（別添2）により、各分類ごとにその取組状況の評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認する。

なお、事前評価において評価指標とした「事業の緊急性・優先性」及び「事業の効果（費用対効果）」（新システムにおいては、「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」とそれぞれ名称を変更している。）については、当該事業の採否に当たって評価すべき観点であることから、原則として事後評価における評価指標としない。

## 5. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

## 6. 備考

\*1 「大臣官房施設課における事業評価の概要」

大臣官房施設課における政策評価を迅速かつ適正に実施していくため、平成12年度に策定したものである。なお、平成20年度まで同概要に基づき評価を行っている。

\*2 「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」

旧システムの評価手法の一部を平成21年度に見直して策定したものである。なお、平成21年度からは、新システムに基づき評価を行っている。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している			敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている			規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある			
構造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

## 事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事後評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	人権	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	防災性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	保安性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている

## 平成25年度事後評価の実施に関する計画

1. 施策名等		(法務省25- (20))
施策名	施設の整備 (宮崎法務総合庁舎整備等事業)	
担当部局名	大臣官房施設課	
施策の概要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備を行う。	
政策体系上の位置付け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 (VII-14-(2))	
政策評価実施予定時期	平成26年8月	
評価方式	事業評価方式	

### 2. 事業等の内容

#### (1) 課題・ニーズ

福岡高等検察庁宮崎支部及び宮崎地方検察庁・宮崎区検察庁の旧庁舎は、昭和43年に建築された鉄筋コンクリート造3階建ての建物であるが、経年による老朽化が著しく、外壁の浮き・亀裂が生じ雨漏りが随所に見られるほか、内壁及び床の亀裂が多数認められる状況にある。

また、職員数の増加やOA機器等の増加により調室や事務室等が面積不足となり、執務に支障を来している。

一方、宮崎地方法務局の旧庁舎は、昭和50年に建築された鉄筋コンクリート造4階建ての建物であるが、登記事件の増加とそれに伴う大型事務機器の導入等に加え、統合受入れのため、事務室・書庫とも面積不足になっている。

加えて、上記の旧庁舎は、共に、相談室や駐車場の不足、バリアフリー未対応等により、来庁者対応機能に支障を来しており、窓口サービスの低下を招いている。

#### (2) 目的・目標

法務総合庁舎の整備をすることによって、老朽及び面積不足の解消を図るとともに、業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図る。

#### (3) 具体的内容

事業場所：宮崎県宮崎市別府町49番地

事業時期：平成18年度から (平成20年度から供用開始)

延べ面積：11,599m<sup>2</sup>

入居官署：福岡高等検察庁宮崎支部

宮崎地方検察庁・宮崎区検察庁

宮崎地方法務局

宮崎保護観察所

福岡入国管理局宮崎出張所

### 3. 事前評価の概要

「大臣官房施設課における事業評価の概要<sup>4)</sup>」(以下「旧システム」という。)に基づき、次のとおり評価を行った。

#### (1) 必要性

事業の緊急性 102点 (老朽, 面積不足)

※ 事業の計画の緊急性 (必要性) に関する評点が基準レベルである100点以上のものを緊急性 (必要性) のある事業とする。

※ 事業の緊急性とは、現状施設の老朽度、面積不足、事務所の借用、庁舎の分散、都市計画の関係、立地条件の不良、衛生条件の不良、施設の不備、法令等の状況を点数化したものである。

## (2) 効率性

事業の効果（費用対効果）3.5

※ 事業の効果が基準レベルである1以上のものを効果のある事業とする。

※ 事業の効果とは、総費用（初期費用、維持修繕費）に対する建物の新営による効果（利用者の利便、地域への寄与、安全の確保、環境への配慮）及び法務総合庁舎としての加算効果（来庁舎対応機能の充実、被害者への配慮、業務効率・適切な業務の遂行、防犯性の向上、位置の改善）を比較した数値である。

## (3) 有効性

計画の妥当性：133点

※ 計画の妥当性に関する評点が基準レベルである100点以上であるものを妥当性のある事業とする。

※ 計画の妥当性とは、以下に係る評価を視点にして、その効果を点数化したものである。

- ① 位置（用地取得の見込み、災害防止・環境保全、アクセスの確保、都市計画・土地利用計画等との整合性、敷地形状）
- ② 規模（建築物の規模、敷地の規模）
- ③ 構造（単独庁舎、総合庁舎としての整備条件、機能性等）

## (4) 総合的評価

以上（1）（2）（3）より、新規事業採択の要件を満たしている。

## 4. 評価手法等

事後評価については、施設の供用開始から5年経過した後、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム<sup>\*2</sup>」（以下「新システム」という。）に基づき、「業務を行うための基本機能」（以下「B1」という。）と「政策及び重点施策に基づく付加機能」（以下「B2」という。）の2つの視点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には、B1については、事前評価において評価指標とした「計画の妥当性」の各項目について効果の有無を確認する。

※ 「事業計画の効果（B1）に関する評価指標」（別添1）の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合わせ、100倍した数値を事業計画の効果（B1）とし、評点が100点以上あることを確認する。

また、B2については、事前評価において評価指標としていないが、「事業計画の効果（B2）に関する評価指標」（別添2）により、各分類ごとにその取組状況の評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認する。

なお、事前評価において評価指標とした「事業の緊急性・優先性」及び「事業の効果（費用対効果）」（新システムにおいては、「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」とそれぞれ名称を変更している。）については、当該事業の採否に当たって評価すべき観点であることから、原則として事後評価における評価指標としない。

## 5. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

## 6. 備考

---

\*1 「大臣官房施設課における事業評価の概要」

大臣官房施設課における政策評価を迅速かつ適正に実施していくため、平成12年度に策定したものである。なお、平成20年度まで同概要に基づき評価を行っている。

\*2 「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」

旧システムの評価手法の一部を平成21年度に見直して策定したものである。なお、平成21年度からは、新システムに基づき評価を行っている。



事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している			敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている			規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている			駐車場の確保に支障がある	
構造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

## 事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事後評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	人権	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	防災性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	保安性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている

## 平成25年度事後評価の実施に関する計画

1. 施策名等		(法務省25- (21))
施策名	施設の整備（島根あさひ社会復帰促進センター整備事業）	
担当部局名	大臣官房施設課	
施策の概要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備を行う。	
政策体系上の位置付け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 (VII-14-(2))	
政策評価実施予定時期	平成26年8月	
評価方式	事業評価方式	

### 2. 事業等の内容

#### (1) 課題・ニーズ

近年の犯罪情勢の悪化等に伴い、刑事施設に多くの被収容者が収容されており、平成4年度には4万人台であった被収容者数が、平成17年度では、7万8千人を超えるなど著しく増加し、ほとんどの施設で収容人員が収容定員を上回る過剰収容状態となっている。

この傾向は、刑務所において特に顕著であり、平成17年6月末時点の収容率は113パーセントを超え、受刑者に対する適正な刑の執行と改善更生のための処遇が困難な状況となっている。

#### (2) 目的・目標

著しい過剰収容状態とそれに伴う処遇環境の悪化等を速やかに緩和、解消し、適正な収容状態を確保することを目的として、新たな刑務所を整備する。

#### (3) 具体的内容

事業場所：島根県浜田市旭町

事業時期：平成18年度から（平成20年度から供用開始）

延べ面積：約80,000㎡

整備手法：PFI事業<sup>\*1</sup>による整備

### 3. 事前評価の概要

「大臣官房施設課における事業評価の概要<sup>\*2</sup>」（以下「旧システム」という。）に基づき、次のとおり評価を行った。

#### (1) 必要性

事業の緊急性 100点

※ 事業の計画の緊急性（必要性）に関する評点が基準レベルである100点以上のものを緊急性（必要性）のある事業とする。

※ 事業の緊急性とは、法令等、新たな行政需要、機構新設の状況を点数化したものである。

#### (2) 効率性

事業の効果（費用対効果） 1.7

※ 事業の効果が基準レベルである1以上のものを効果のある事業とする。

※ 事業の効果とは、総費用（初期費用、維持修繕費）に対する建物の新営による効果（安全性の向上、業務効率・処遇改善、建物価値の向上、過剰収容、地域への寄与）を比較した数値である。

### (3) 有効性

計画の妥当性：110点

※ 計画の妥当性に関する評点が基準レベルである100点以上のものを妥当性のある事業とする。

※ 計画の妥当性とは、以下に係る評価を視点にして、その効果を点数化したものである。

- ① 地域との調和（周辺環境との調和、景観への配慮、安全性の確保）
- ② 業務の効率化（来訪者対応機能の充実、円滑な業務の遂行、刑務作業の充実、社会復帰体制の充実、被収容者の処遇・生活環境の改善、職員の執務環境の向上）
- ③ 環境負荷の小さな施設づくり（周辺環境の配慮、ライフサイクルコストの低減・省エネ・省資源、環境負荷の少ない材料の選択）
- ④ フレキシビリティの向上（構造体の長寿命化、将来の機能変化への柔軟な対応）

### (4) 総合的評価

以上（1）（2）（3）より、新規事業採択の要件を満たしている。

## 4. 評価手法等

事後評価については、施設の供用開始から5年経過した後、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム<sup>\*3</sup>」（以下「新システム」という。）に基づき、「業務を行うための基本機能」（以下「B1」という。）と「政策及び重点施策に基づく付加機能」（以下「B2」という。）の2つの視点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には、B1については、事前評価において評価指標とした「計画の妥当性」の各項目について効果の有無を確認する。

※ 「事業計画の効果（B1）に関する評価指標」（別添1）の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合わせ、100倍した数値を事業計画の効果（B1）とし、評点が100点以上あることを確認する。

また、B2については、事前評価において評価指標としていないが、「事業計画の効果（B2）に関する評価指標」（別添2）により、各分類ごとにその取組状況の評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認する。

なお、事前評価において評価指標とした「事業の緊急性・優先性」及び「事業の効果（費用対効果）」（新システムにおいては、「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」とそれぞれ名称を変更している。）については、当該事業の採否に当たって評価すべき観点であることから、原則として事後評価における評価指標としない。

## 5. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

## 6. 備考

---

\*1 「PFI」

PFI (Private Finance Initiative)とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (PFI法) に基づき実施され、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法のことである。

\*2 「大臣官房施設課における事業評価の概要」

大臣官房施設課における政策評価を迅速かつ適正に実施していくため、平成12年度に策定したものである。なお、平成20年度まで同概要に基づき評価を行っている。

\*3 「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」

旧システムの評価手法の一部を平成21年度に見直して策定したものである。なお、平成21年度からは、新システムに基づき評価を行っている。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している			敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている			規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある			
構造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

## 事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事後評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	人権	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	防災性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	保安性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている

## 平成25年度成果重視事業実施計画

### 1. 事業名及び関連施策

#### (1) 事業名等

(法務省25- (22))

事業名	出入国管理業務の業務・システムの最適化
政策評価実施予定時期	平成26年8月(平成25年度は中間報告)
担当部局名	入国管理局総務課入国管理企画官室
評価方式	実績評価方式

#### (2) 関連施策(事業の実施計画上の位置付け)

施策名	出入国の公正な管理
政策体系上の位置付け	出入国の公正な管理 (V-12-(1))
上記施策の概要	我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等 <sup>1</sup> 対策を推進する。

### 2. 課題・目的・必要性

外国人旅行者・ビジネスマンの訪日促進、我が国と諸外国との間の人的交流の拡大・活発化、これによる審査対象者の急激な増加、テロリズム・外国人犯罪の脅威、リピーター<sup>2</sup>の増加、不法就労・不法滞在事案の巧妙化、偽変造文書・なりすまし事案の横行など、出入国管理行政を取り巻く環境は大きく変化している。

このような諸課題に柔軟かつ迅速に対応するため、現行の業務・システムを見直す一方で、費用対効果の向上に留意しつつ、IT(情報通信技術)を最大限活用した業務・システムを取り入れ、利用者の利便性の向上や負担の軽減等はもとより、より一層の業務の効率化・合理化を図る必要がある。

### 3. 目標の内容等

#### (1) 達成目標

出入国管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直し、システム運用経費を削減することにより、バイオメトリクスシステム導入及び新しい在留管理制度<sup>3</sup>の施行後の平成25年度におけるシステム運用経費全体の増加額を抑制する。

##### 【目標期間】

平成18年度から平成25年度まで

##### 【目標値等】

達成年度	平成25年度
目標値(増加額の上限)	30.6億円

#### (2) 目標設定の考え方

本事業は、①出入国審査、在留審査、退去強制等に関する外国人出入国情報システムを始めとした各種システムについて、いわゆるレガシーシステム<sup>4</sup>からオープンシステム<sup>5</sup>への刷新、②外国人入国者について、要注意人物との指紋情報等を照合するバイオメトリクスシステムを活用した出入国審査体制の構築、③外国人登録証明書に代わり在留カード及び特別永住者証明書を発行する「新しい在留管理制度」の施行等、業務・システムの最適化を図るものである。本事業を推進するに当たり、レガシーシステムの刷新によりシステム運用経費の削減が見込まれる。その一方で、バイオメトリクスシステムの導入及び新しい在留管理制度等の施行に伴いシステム運用経費が増加することから、本事業完了後の平成25年度におけるシステム運用経費全体の抑制を目標として設定している(※)。

(※) 目標値は、以下のとおり算出した。



レガシーシステムの刷新並びに在留管理の実施及び外国人・外部機関との情報連携の強化等に伴い、平成25年度以降において年間約38.2億円（試算値）のIT改善効果（ITに係る経常経費の節減効果）を得ることが可能である。他方、バイオメトリクスシステム及び新しい在留管理制度の導入等を含んだシステム全体の運用経費の試算としては、平成25年度以降新たに年間約68.8億円が必要となる。そこで、両者の差額である30.6億円を、「システム運用経費全体の増加額の上限」として目標値に設定した。

### （3）目標の達成度合いの判定方法・基準

#### 【判定方法】

「出入国管理業務の業務・システム最適化計画<sup>※6</sup>」が完了する平成25年度において、システム運用経費全体の増加額が、目標値以下であれば達成とする。

平成19年度から平成24年度においては、上記最適化計画に基づき各年度ごとに実施することとされた工程の進捗状況により判定する。

#### 【基準】

ランク	進捗状況（割合）	達成度合い
A	100%	達成
B	75%以上100%未満	おおむね達成
C	50%以上75%未満	達成が不十分
D	50%未満	達成していない

### （4）手段と目標の因果関係

レガシーシステムの刷新に当たっては、特定の開発業者の技術に依存しない公平・透明なシステム調達を可能とするオープンな設計思想の採用、サーバ及び記憶装置の統合による効率化を実施し、システム運用経費を削減する。これにより、新たなシステム導入後のシステム運用経費全体の増加を抑制する。

## 4. 施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

- 犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）  
第3-2-① 新たな在留管理制度の創設  
「外国人の在留管理に必要な情報を一元的・正確かつ継続的に把握する制度を創設し、的確な在留管理を行う。・・・（以下略）」
- 新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）  
第3章-（4） 観光立国・地域活性化戦略  
「訪日外国人を2020年初めまでに2,500万人、将来的には3,000万人まで伸ばす。」

## 5. 備考

\*1 「不法滞在者等」

不法残留者（正規の手続を経て在留資格を取得後、許可された在留期間を超えて不法に滞在する者）や不法入国者（密航等により入国した者など正規の上陸手続を経ずに我が国に滞在する者）等の不法滞在者に加えて、偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分・活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して在留許可を受けた正規在留者を装い、実際には不法に就労等するいわゆる偽装滞在者も含む。

\*2 「リピーター」

過去に退去強制歴がありながら、偽変造旅券や他人名義の旅券を利用するなどして繰り返し不法入国を企図する者

\*3 「新しい在留管理制度」

第171回国会において「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（以下「入管法等改正法」という。）が可決・成立した。

「新しい在留管理制度」とは、これまで入管法に基づいて入国管理官署が行っていた情報の把握と、外国人登録法に基づいて市区町村が行っていた情報の把握を基本的の一つにまとめて、法務大臣が在留管理に必要な情報を一元的かつ継続的に把握する制度の構築を図ろうとするものである。

\*4 「レガシーシステム」

一般に、時代遅れとなった旧式システムのこと。特定の開発業者の独自の技術や仕様を多用していることから他の開発業者の参入が容易でなく、結果として特定開発業者の技術等に依存し、多大なコストを要するというデメリットがある。

\*5 「オープンシステム」

一般に、特定の開発業者の技術や仕様に依存しない一般にも開放されたシステムのこと。特定の開発業者の技術等によらず、多くの開発業者がシステム開発に参入することが可能となり、その結果、最新かつ最適でしかもより低価格のシステムの調達が可能となるメリットがある。

\*6 「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」

「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」（以下「最適化計画」という。）は、「電子政府構築計画」（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、平成16年6月14日一部改定）に基づき平成18年3月31日に策定された後、新しい在留管理制度の見直しに係る検討が進められていること等の諸事情に鑑み、平成19年8月31日に改定した。さらに新しい在留管理制度の導入を内容とする入管法等改正法の成立を受け、平成22年3月23日に改定した。その改定の際に、「在留管理を行うための届出機能の追加」については、『中長期在留する外国人のオンラインの利用見込み等の検討を行い、その必要性等を判断した上で、平成24年度までに実施することとする』とし、平成22年度に当該届出システムに係る利用見込み及びユーザビリティ調査を実施した結果、同届出システムを開発すべきと結論付けたことから、平成23年5月13日に再度改定した。

出入国管理行政では、外国人の円滑な受入れ（円滑化）と、我が国にとって好ましくない外国人に対する厳格な対応（厳格化）という二つの大きな柱のバランスを保ちつつ、適正に業務を推進していくことを主要な課題としている。

そこで、出入国管理行政を取り巻く環境が大きく変化する中、「外国人受入政策の立案及び制度設計（Plan）」、「政策及び制度の具体的な実施（Do）」、「入国・在留外国人の現状把握・情報分析（Check）」及び「外国人受入政策の見直し（Act）」という出入国管理行政全体の今後の展開に向けたPDCAサイクルを実現して、我が国の外国人の受入れをめぐる周辺環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できるような態勢を構築し、上記課題に対処していく必要がある。

上記を踏まえ、最適化計画の策定に際しては、国民生活の安全性確保、利用者サービスの向上、業務処理の効率化・合理化・集約化、高度情報通信技術の活用、システムの利便性向上、レガシーシステム問題の解消及びITの導入により費用対効果の向上等を基本理念としている。最適化工程表については、<http://www.moj.go.jp/content/000008873.pdf>を参照

なお、本政策評価は、最適化計画（平成23年5月改定）において実施することとしているものである。